

- 一町人作人衣服之事一色に木綿布を可着用事、
- 附町大年寄三原屋三郎右衛門并六拾已上拾歳已下之者は、下着日野
紬之類着用不苦候事、
- 一町人作人母妻娘、一色に木綿布可着用、帶腰帶等迄も絹紬之類は可爲無
用事、
- 附、供を召連候類之者は日野紬之下着は不苦候、然共縫金入鹿子惣而
結構成地合之物、丁寧成染物、可爲無用事、
- 一町人作人長脇差色鞘停止に候、兼而相定候通、壹尺八寸に不可過候、多く
は相口を可用事、
- 一町人作人母妻娘并召仕之下女共、籠甲櫛笄かんざし其外本蒔繪の類さ
し候儀、并地合結構成鼻紙袋たばこ入所持仕候儀無用に仕、庵末成もの
可相用事、
- 附り、無用に可仕筋之物持來候共、當分相用間敷事、
- 一町人作人供連之儀、壹人不可過候事、
- 附り、女之儀者、男女之内壹人可召連事、

- 一町人作人常々出合之節、料理を出す儀可爲無用、親子兄弟、甥舅姑親方之
類、諸祝儀出合、或は申談之筋に而認仕候節は、一汁一菜酒三献不可過事、
- 附、他國之商人客人等に出合、商賣家業之便り相成儀候は、一汁三菜
之料理出す儀は不苦候、尤酒宴等之儀は可致用捨候事、
- 一諸祝儀音信贈答之儀、親子兄弟、甥舅姑親方之儀は金銀鳥目を以取遣可
仕候、尤志之音信等之儀は可爲格別候、尤隨分軽く可仕事、
- 但、商賣家業其筋に依而年玉歳暮音信等之儀は可爲格別候、尤隨分輕
く可仕事、
- 一常々遣ひ之諸道具、有合に軽く可相用事、
- 但、結構成もの或は蒔繪類のものは、有來候共、可爲無用事、
- 一侍中并末々御直參之面々を相招、振廻料理等出候儀、堅可爲無用事、
- 但、親子兄弟、甥舅姑親方は可爲格別候、且又侍中え出入之筋目無之者
共は、たとへ被相招候共、振廻に罷越候儀可爲無用事、
- 一町人作人、輕き仕出しにて家内之男女、野邊水邊遊山に罷出候儀は不苦
候事、

佛事神事

但、美々敷躰に仕、酒宴遊興長じ候儀は急度可相嗜事、
 一佛事法事作善并祈禱神事等之儀は分限に應じ隨分軽く可仕事、
 附、右之節、親子聳舅姑親方は寄合此外客來一切無用之事、且亦祈禱并
 法事料物施物香奠等可相成程は分限を軽く可仕候、者に依而寄附寄
 進仕候類之物、分限可爲相應候、過分之儀は無用可仕候、
 一門松之儀、隨分小きを立、可成程は枝松を可相用候、建添之竹横共壹本宛
 に不過事、

但、唯今迄、町方は竹多く立候得共、此後無用之事、

一はま弓羽子板等之儀、隨分輕きを可相用候、本金箔等を付、絹糸ふりくり
 を遣ひ候類可爲無用事、

一端午之のぼり立候者は壹本に不可過候、尤木綿布紙を相用ひ其外甲張
 抜き人形鏡之類可爲無用候、且又上巳之雛遊ひ之儀、紙雛を可相用候、此
 外は可爲無用事、

一町醫師山伏禰宜陰陽師之類衣服之儀、紬木綿布可着、若亦定式之法衣有
 之候は可爲格別之事、

年頭五節句飾
り物

町醫師山伏等
の衣類

葬式

但、醫師之儀は他國之病人等療治仕候節、兪服候得者、醫格を軽く存知、
 藥料輕微に仕る之筋有之不勝手之旨、前々よりも相聞え候間、右之節
 格別之衣服着仕度候は、何國之誰療治仕候に付、格別衣服着用之旨
 町役人迄斷可相届候、然共結構成衣服は可爲無用候、尤町役人共右之
 斷承届け候は、追而可申出候事、

一町人作人葬送り之節、唯今迄其町村中之ものども大勢見送り、法事等之
 節も參詣は筋目有之知音之外、一節無用之事、

但、身上輕きもの共は葬送之節、乗物駕籠無用可仕候、且又塔婆石塔不
 相應之儀不仕、隨分軽く可仕事、

右御儉約に付、町新開之者共、家法并身持之儀委細書付可申付旨有之候條、
 可相守候、

但、條々趣に付、若指支候儀も有之歟、又者難吞込儀も有之候は可申出候、
 已上、

十二月

○

- 一 吳服屋商賣物之事、
- 一 海黃織諸絹類、郡内日野紬木綿類、
- 一 縮類、晒類布、
- 一 辨柄奥島布平類、
- 但、袴地、
- 一 羽二重、もみ之裏地、
- 一 眞綿類、絹糸類、
- 一 裏染は絹さらし對同模様には染入類、
- 右之通御領分之者どもえ商賣不仕事、
- 一 唐織物商賣無用之事、
- 但、眞綿絹糸紬木綿類は商賣不苦候事、
- 一 和織しゆす緞子紗綾給子縮緬羽二重金入錦織、惣而品々右に類仕結構成地合之織物、商賣無用之事、
- 但、羽二重、もみ之裏地は商賣不苦候事、
- 一 絹縮紹しや織之類、其外右に類仕結構成夏服之類、商賣無用之事、

一 縫え金入鹿子入之類、商賣無用之事、

但、地合いち様に龜相成物に而も、右之類商賣に仕間敷尤縫紋鹿の子紋たりども同斷、

右之品々、其外是に類似手替り結構成もの、惣而仕出し時花物之類、御儉約之間は商賣堅仕間敷候、御家中并未々迄、右之類着服には無用可仕旨被仰出候に付、買方之面々候は、相斷、其上にても聞届無之候は、町大年寄共方迄可申出事、

一 商賣用捨仕候吳服物、唯今持合之者ども可有之候間、色品員數書付、町大年寄まで可差出事、

但、御儉約之間は結構成物取下し候儀、用捨可仕候、乍然他國商賣之心當有之者共は可爲格別事、

一 吳服屋共、手前に有合之結構成類之者、仲間商賣并他國賣仕度候は、大
年寄迄申斷、商賣不指支様に可仕事、

一 吳服屋共、當用商賣物諸品取下し候は、只今迄通可申出候、改可申付事、
一 他國之絹屋晒屋眞綿賣共、近年結構成地合之物、其外色々染物類持參仕

り、吳服屋之商賣同前に有之に付、此後は白絹晒類眞綿之外は差留、尤吳服屋共之外にて吳服物商賣之儀者、用捨可仕内々申付候間、此後見聞に付、銘々商賣に相障り候儀有之候は、分時に可申出事、

但、吳服屋共、結構成物商賣不仕候に付、商之銀高減る様可存候得共、他國吳服屋并衣類はせ商賣仕候者ども差留め遣し候間、他國商人賣候品々相止、其分を引請候間、此趣に而勝手可有之事、

一他國絹之類其外商賣人はせ賣之吳服物等差留に付、此後吳服物直段引當無之故、不相應に高賣仕、私直段にては有之候は、急度遂吟味可相糺事、

一結構成地合之物并縫箔鹿子入等、染物之下に取候ども、御當地にて商賣堅く無用之事、

但、右品々請持之節者、町大年寄迄可申出候、他國賣又者仲間商賣之儀者、斷申勝手次第之事、惣而古物商賣之儀者、右手やども商賣に候間、自今用捨可仕事に候、

右之吳服屋共商賣之儀、御儉約之内は、右之條々可相心得候、

他國絹屋晒賣并眞綿賣商

一他國絹屋晒賣并眞綿賣等之儀者、古來より人數定、商賣差免し、白絹晒類眞綿一色之商ひ仕る筈に有之處に、近年者縫箔金入其外色染之絹持參仕、吳服屋之商賣差免し其猥有之候、向後左之通商賣差免し、其餘者差留候間、此旨町中可申聞候、

但、唯今迄通、此後共、改之役人差出し候事、

一他國絹屋者、白絹日野白晒嶋類、

但、染絹者停止、

一同眞綿賣者、一色眞綿迄、

一同晒賣者、晒嶋さらしちゝみの類、

但、染物類絹縮者停止、

一右之通他國絹賣晒賣綿賣商賣差免候間、宿仕者共え急度申聞候、入來候節、町役人共可遂吟味候事、

一他國諸商賣人、若吳服物はせ荷仕入來候節者、町役人宿仕候者遂吟味、吳服類者不及申、白絹晒類共はせ商賣者差留、遂吟味可申出事、

一古着商賣之事、

古着商賣

一絹地紬地之類、

但、縫箔金入鹿子入は停止、

一縮晒之類古物、

但、絹縮は停止、

一木綿類糸入とも古物、

右之通、古着商賣仕、惣而結構成物は商賣仕間鋪事、

一新敷物者吳服屋之商賣に候間、自今商賣無用に候、古物商賣之儀者吳服屋方は又差留遣候事、

一縫箔鹿子入惣而結構成地合之古手物買求、仲ヶ間商賣他國賣は不苦候間、無用捨勝手次第に可仕候、然共御家中町方郡中え之商賣者可爲無用事、

但、唯今所持仕右之類品者町役人え可申出候、尤追々買求候類も同斷之事、

一質屋之事、

一只今之通、唐織物結構成地合縫箔鹿子入は、無用捨質物に可相取事、

質屋

一流質物之内、結構成者之類、御家中町方郡中とも商賣仕間敷事、

但、右類仲間賣他國商賣之儀者不苦事、

一紺屋之事、

一絹類郡内日野紬之類糸入木綿以下晒縮類布事、

右之通、染地請合可仕事、

一結構成織物類之染地、鹿子模様、御儉約之内者、染請合間敷事、

但、他國右之類誂來候者、染請合仕、尤其趣町役人え可斷届候、若御領分之者、染地持參據なき申掛ヶ仕者有之候は、町役人訴可出事、

一縫屋之事、

但、御儉約之内は、家職無之候間、職相止候様に可仕候事、

一他國酒一切商賣仕間敷事、

但、若密々猥成仕形も候は、酒屋共々遂吟味差留置、町大年寄迄可申談事、

一酒屋共、おろし酒賣候儀可爲無用候、當用之酒造商賣可仕事、

但、免許有之揚酒屋は、可爲格別候、尤揚ヶ酒屋共賣方之儀、造り酒屋同

紺屋

刺繡屋

他國酒并に御酒

擔ぎ振賣酒

一 かたぎ振賣酒、向後停止之事。

但、町新開役人共、月々可相改事。

小道具屋

一 小道具屋之事。

一本蒔繪梨子地金入印籠香合根附ケ類、唐渡り皮巾着類、珊瑚珠琥珀碼腦類緒、鏝鞞、惣而結構に相見へ候類之商賣無用之事。

右商賣、當用之物たりとも、結構成類取扱申間敷候、當町并他國、入來小道具屋共、右類唯今迄改有之候通に、此後共可相心得事。

小間物屋、人形屋

一 小間物屋、人形屋商賣之事。

一金入箔入糸細工惣而結構成類、はま弓羽子板菖蒲刀甲衣裝、雛衣裝人形類、商賣無用之事。

一金入箔入縫入鹿子入類之鼻紙袋、たばこ入ふくさ等之類、惣而結構に相見へ候もの、商仕間敷事。

一 籠甲本蒔繪金銀入細工之櫛笄、かんざし、其外本蒔繪梨子地等之小間物、惣而結構相見候もの之類、商賣無用之事。

振賣小間物

一 小間物振賣之者えおろし賣仕候共、停止之類物一切賣せ申間敷事。右之通御儉約之間者、堅商賣仕間敷候、尤結構成物上方、取下し他國賣たりとも無用之事、多くは地細工に而可相濟す事。

一 振賣小間物之事。

一 べにおしろい、びん付之油、平元結紙元結、其外當用之小間物類迄可仕候、惣而結構相見へ候類之物、一切振賣商賣仕間敷事。

一 乗物細工人之事。

一 唐織物、和織物共結構成類、簾へり之細工、請合申間敷事。

一 しけぶち塗乗物、しんちふ金物類、わけ巻附等、都而結構に相見え候乗物、請合申間敷事。

一 器物、木地物、塗物、荒物屋之事。

一本蒔繪梨子地類、琴三味線塗木履、げた商賣無用之事、惣而結構に相見え候類之物、商賣用捨可仕事。

一 紙くす問屋、并買集め之者、一切停止之事。

但、町新開役人共、常々、遂吟味可相制候、此等之商賣人、には筋不宜者有

器物、木地物、塗物、荒物屋

紙屑問屋

之に付御儉約之筋迄にては無之候間其旨可相心得事、

一古道具仕込物屋之事、

但唯今迄之通古道具商賣は用捨に不及候然共新敷物商賣は無用に可仕候此等之筋者木地屋荒物屋之商賣に有之候事、

一上方他國を來植木屋商賣人停止之事、

但町役人共遂吟味入來候共宿仕間敷候當町之植木屋者可爲格別候事、

一諸奉公人請人之事、

一男女渡候奉公人夫々切符承届兼而御定之外高切符之者どもは請人に相立以下欠、

一萬之者惣而一廉之奉公人は御停止候間此品之類得斗吟味仕一廉之奉公人之請人には立間敷事、

但右之外者唯今迄之通主人と相對を以て請人に可相立請人諸作法之儀者惣而町役人受引會而無之候間請人相對に可仕事、

右之條々者御儉約被仰出候に付當町新開商人職人共商賣家職に付用捨

他國の植木屋

諸奉公人請人

可仕品之書付遣候様にどの儀に有之候條可相守候、

附此度申聞候筋に付若心得違之者も有之諸商賣等之捌々に妨窮屈成様に存候者も可有之全く町人共商賣相迫候之儀に而も無之御儉約間は其筋に不叶商賣物仕若誤たる儀有之節者不及申難儀に付其軽く候而も相濟筋之もの近年漸々重く結構と相成多くは上方他國を取寄物に候得ば當町之金銀も自然と減じ通用手狭に相成道理に候哉勿論町人共之手前にも世並に候得ば無據買用者も有之候得ば其費之儀に候然共此度申付候筋にて商賣人に寄り少々手廻し惡敷者も有之候得共御家中末々并町人作人郡中迄も押移り取續勝手爲に候得ば其益廣大成事に候間銘々一分之くつろぎと存條々之外も猶又心得候商賣向之儀者是にかぎらず儉約に不叶費がましき物者用捨仕取續商賣持精出候様に可相心得候已上、

十二月

○

覺

一 諸勘定諸目錄諸切手諸證文願書等之類、重而見合とも可相成物之類は、諸口紙を可相用事、
 一封じ上包紙等并當分の書付等は都而半紙を可用事、
 右之通町中向後可相心得候以上、
 儉約に付別紙之通可申合旨、被仰出候條、町中末々迄堅可相守者也、

十二月

彌一右衛門

武左衛門

五組

大年寄中(本市小早川清左衛門氏所藏古記録)

藩府儉約の令を布きてより、同月其令の趣旨を革田にも及ぼし、革田風俗の奢侈に傾き不相應なる衣類を着するものあらば、専ら新開方の下代に命じて其取締を勵行せしめ、廣島地方にて革田の茶筌髻を結ぶは是時より始ると云へり、次で同十四年正月十日男女渡り奉公人の解雇浪人と成れる者の服飾を限定し、(一)若黨渡り者の浪人衣類は、下着までも一色木綿布たるべく、平常着袴すべからず、縦令奉公口を求めに罷出る節と雖も、同前たるべし、(二)

革田の茶筌髻
 男女奉公人の
 解雇浪人の服
 飾

博奕富圖類の
 禁止

小者之浪人は木履下駄雪駄を穿つべからず、衣類は襟袖口たりとも絹紬類を着ること勿れ、(三)女浪人にて供連候ものは、町人の妻娘供連候ものと同前たるべく、供連せざる下女の浪人は、衣類町方の下女の格と同断たるべし、(四)都而女浪人は櫛笄等に結構なる品は用ゆまじく、若浪人者の儀は始終町新開請けの者に非ざるが故に、浪人の間は替り時の儀と存じ、忽せに相成る可く候間、兪抹に仕置き、町人作法にも押移候様なる心得違も生すべきにつき、男女浪人者の儀は格別注意すべきなりと令せり、
 質素儉約の令を布きて、浮華の風を矯正すると同時に、博奕富圖類の禁を發せり、是れ驕奢の心は射侍の心を挑發し、射侍の心は勤儉質實の風を紊すが故なり、博奕は夙に之を禁止し、正徳元年五月元安橋高札の末條に、『博奕惣而賭之勝負堅停止たるべき事』と示したれど、享保二十年四月十日更に禁令を發し、『近來御城下端々にて博奕翫び候族も有之様に相聞候間、召仕候者并屋敷長屋等に差置候もの共も取扱不申様、稠敷可被申付候、見分之者相廻し、見當り次第申出候筈に候間、主人の不念に相成るべく候、此旨可被相心得候』といへり、又富圖は、元文五年までは諸所の鬪引興行を許可せしも、同年三月七

日風教に害ありと認めて禁止せり、是れを廣島に於ける富蘭興行禁制の嚆矢なりとす。

第六節 火之見櫓の建設

享保十五年の秋、西白鳥町、中島本町、銀山町の御城下廻り火之見櫓落成す美濟

録曰考ふるに、西白鳥は御材木場上み土手、中島は慈仙寺の鼻、銀山町は藥研堀の上み銀山町より南へ入口の所へ出來也と是より先き享保十三年三月

二十七日天神町に大火あり、未の刻淨土宗清岸寺の借屋より出火し、西側に

て北方は同寺の門前に至りて止まり、寺は災を免れしも、東側にては同寺門

前より北方半町まで延焼し、是より南方は天神町東西側ともに民舎及滿松

院、天滿宮盡く焼失し、會、疾風ありしかば、南に延焼して水主町に至り、火燼飛

んで藩士松野彌一右衛門、植木理右衛門の宅を越へて、御船頭藩府船の屋上

に落ち、悉く之を蕩盡し、尙ほ延いて船方道具庫に及び、天神町西側は木挽町

の町門以南、西は福壽院の境に至るまで、悉く焦土に歸し、東側の火は元安川

を越へて對岸六町目今の大手町七丁目御歩行多門に飛火して類焼し、御普請方器具庫

原因

及藩士松宮玄蕃の宅を焼失せり、藩主吉これを聞きて悼むこと甚しく、御直筆を執政に下し、防火策の一として、適當の位置を選び、火之見櫓を建設せしむ、濟美錄に曰、

前右火之見出來の發端は去々年壬申○按するに壬申は戊の誤なり天神町邊より出火、水主

町六町目邊類焼、此時御年寄共え御下げ被遊候、御直筆に、此度の様に大

火に成候も、江戸の様に火之見櫓なぞ有之候而、人なぞ揚置、不怠見せ置候

は、出火も見出し、相圖なぞいたし候は、方々より人相集、火も早く鎮り

可申筋、只今迄の通にては、者頭共翔付も遅く、其上度々火事と申虛説なぞ

申ふらし、者頭共も翔付、其益も無之、依之其所を見立、火の見櫓の様成者出

來、人揚置事、又は只今迄時の鐘つき申所も無之、故、銘々も時刻の考もいた

しがたく、旁右櫓之上に鐘つらせ、時を打候は、たどえ火事にては無之候

ても、常々銘々心得には相成可申、時之鐘つらせ打せ候は、火事の時は板

被にても打せ可申、依之場所等考合候様被仰付候儀相見え、云々、

と、尋で享保十四年三月二日白鳥に大火あり、士卒の邸宅三百〇三、民家四十

六、寺院二、土藏三十三を焼失し、同年十月八日の夜、明星院失火焼失し、同年同

月二十一日比治山町に火あり、延焼八百餘戸に及ぶ、藩府益々火之見櫓の切要を感じ、之を建設せり、享保十五年十一月朔日藩府より命じて、火之見櫓に番人町方抱へを置かしめ、又火之元合圖を定むること、左の如し、

北。南。西。三。ヶ。所。火。之。見。に。而。出。火。之。節。

一 御曲輪内

板。鈺。打。交。は。げ。し。く。打

一 御曲輪外侍屋敷并町中新開家續之所

板。鈺。は。げ。し。く。打

一 御宮并明星院日通寺邊

板。鈺。二。ツ。續。打。切

一 火鎮り候節

鈺。靜。に。打

一出火在之内又外之所火起り候はゞ、合圖定之ごとく打候事、

右之通相定り候條、銘々爲心得、向寄々々可被知置候、以上、

十一月

右の文中「北南西三ヶ所火之見」とは、西白鳥町は市の北部に、銀山町は市の南部に、又中島本町は市の西部に當れるが故なり、又御宮とは尾長町東照宮のことなり、此藩命に依りて、廣島町御奉行は更に細則を定め、廣島町五組大年寄番人等に申渡す所あり、其文に曰、

一 火之見所方切相圖之儀、別紙書付之通りに候間、番人共能吞込、間違無之様可申聞候、尤晝夜方角之見違無之様、常々心がけ、目印にても仕置候様可申付置候、

但、板鈺、鈺并ぶち共相渡置候間、損し有之節は可申出候、

一 火之見番人壹ヶ所六人充に相定、晝夜貳人充相詰可申候、三ヶ所に而人數十八人召抱差出可申候、

御用之面々

町方附御步行

町廻り

大年寄

其町之役人

右之外從此方差圖無之者揚げ候儀有之候は、遂吟味急度可申付事、
 一たばこ一切無用之事、
 一殿様御通り被遊候節、御先拂相見へ候は、番人共火之見か下り、御通り
 過被遊候以後、早速前々之通可相詰事、

(別紙)

火之見所方切并相圖

一北 壹本木切

附り、日通寺近邊、

一東 東愛宕町方比治山切
御宮井明星院村邊

一南 水主町其外新開村々人家切

一西 小屋新町横川之
橋より船入村切

右之所々之内、出火有之、火之手相見候は、相圖之通知せ可申事、

但、右之所々之外、牛田村、矢賀村、仁保島、楠木村、己斐村、新庄村、出火之節は、
相圖の知せに不及候事、

(此間、合圖之箇條爰に畧す)

一出火之方角、下か尋候は、無滯教へ可申事、

一合圖打候而も、下にて存不申躰之時は、一人早速下り知せ可申事、

と、火之見櫓の建設せられてより、後ち十四年を経て、寛保三年に至り、藩府御
省略令を發せし時、火之見番を廢止し、櫓も亦崩解したり、

第七節 第二回銀札の發行

寶永四年十月二十六日、藩府銀札通用を禁止してより、後ち二十四年を経て、
 享保十五年に至り、幕府は銀札發行解禁の令を發せり、六月五日、御目付衆廻
 狀に曰、

金銀錢札遺有之所々、先年札遣相止候得共、向後は前々札遣仕來候所々は、
 勝手次第に可仕候、

但、札遣致し候は、御勘定奉行に可被達候、

右之趣可被相達候以上、 戊六月

(教令類纂)

同日、又御勘定奉行(幕府)に達して曰、

一前々より仕來候所にて金銀錢札遣之儀、二十萬石以上は二十五年、二十萬石以下は十五年の間たるべく候、年數滿候ても猶又札遣仕候儀も候は、其節に至り御勘定奉行に可承合旨挨拶可致事、

戊六月

(教令類纂)

藩札の發行

藩府は此令に接するや、未だ三ヶ月を出ざるに、既に銀札再度發行の策を決し、八月十二日勘定奉行藥師寺七左衛門、望月番五、木村野右衛門に命じて調査せしめ、準備整頓の上、九月十五日を以て幕府の御勘定奉行に伺へり、

拙者領内安藝國備後國銀札通用之儀、元祿十五年御斷申上、無滯通用致來候處、寶永四亥年御停止に付相止申候、今般右通用之儀、勝手次第と被仰出候に付、先年之通安藝國備後國通用仕せ度存候、尤紛敷儀無之儀に念入可申、年季之儀何箇年可申付候哉、御届旁以使者申入候、

九月十五日

松平安藝守

藩府は江戸留守居役を以て此伺書を御勘定奉行に差出せしに、同十九日御勘定奉行松波筑後守は留守居役を召喚し、銀札發行は當年より二十五年間を限りて之を許可し、尙滿期の後に繼續通用の許可を得んと欲せば、其時更

に御勘定奉行に伺ひ出づべき旨を命せり、是に於て藩府は十月二十一日廣島の豪商三人に札元役を命じ、諸士に令して曰、

三原屋清三郎

三原屋小十郎

伊豫屋吉左衛門

御領分通用之銀札、當霜月朔日より廣島革屋町札場に而右三人之者共より替出し候間、金銀錢勝手次第持せ遣し、望之札に引替通用可有之旨被仰出候、

三原屋清三郎は廣島鹽屋町の住、三原屋小十郎は平田屋町の住、伊豫屋吉左衛門は橋本町の住にして、三人共に各俸十口を給ひ、銀札面に連署して發行す、爾來銀札に屢々沿革ありしも、毎々世々同一の署名を銀札面に現はしたり、又銀札場は革屋町南側なる梨地屋爲五郎の持家に設け、銀鈔を交換したり、

今回發行の銀札の種類は寶永年間に發行せしものと同じく、二分札、三分札、五分札、一匁札及五匁札の五種にして、其發行總額は明かならず、

○編者曰、享保年間發行銀札の總額明かならず、雖も、後ち七年を経過して、元文元年銀札を改造せし時、享保の銀札に對し五割を加へて交換したることあり、左れば元文元年の發行額に據りて之を算出すれば、其改造銀札額は四千二百九十四貫目なれば、一五割五分にて除すれば二千八百六十二貫目となる、元文元年一旦三所の銀札場に分配せし銀札の總額は二千八百二十九貫目にて、殆んど此額と相同じ、是れ享保年間發行銀札の元文年間に通用せしもの、總額なりと察せらる、初發の時と七年後とは數量増減もあるべきなれども、畧ぼ享保年間の總額を推知すべし、

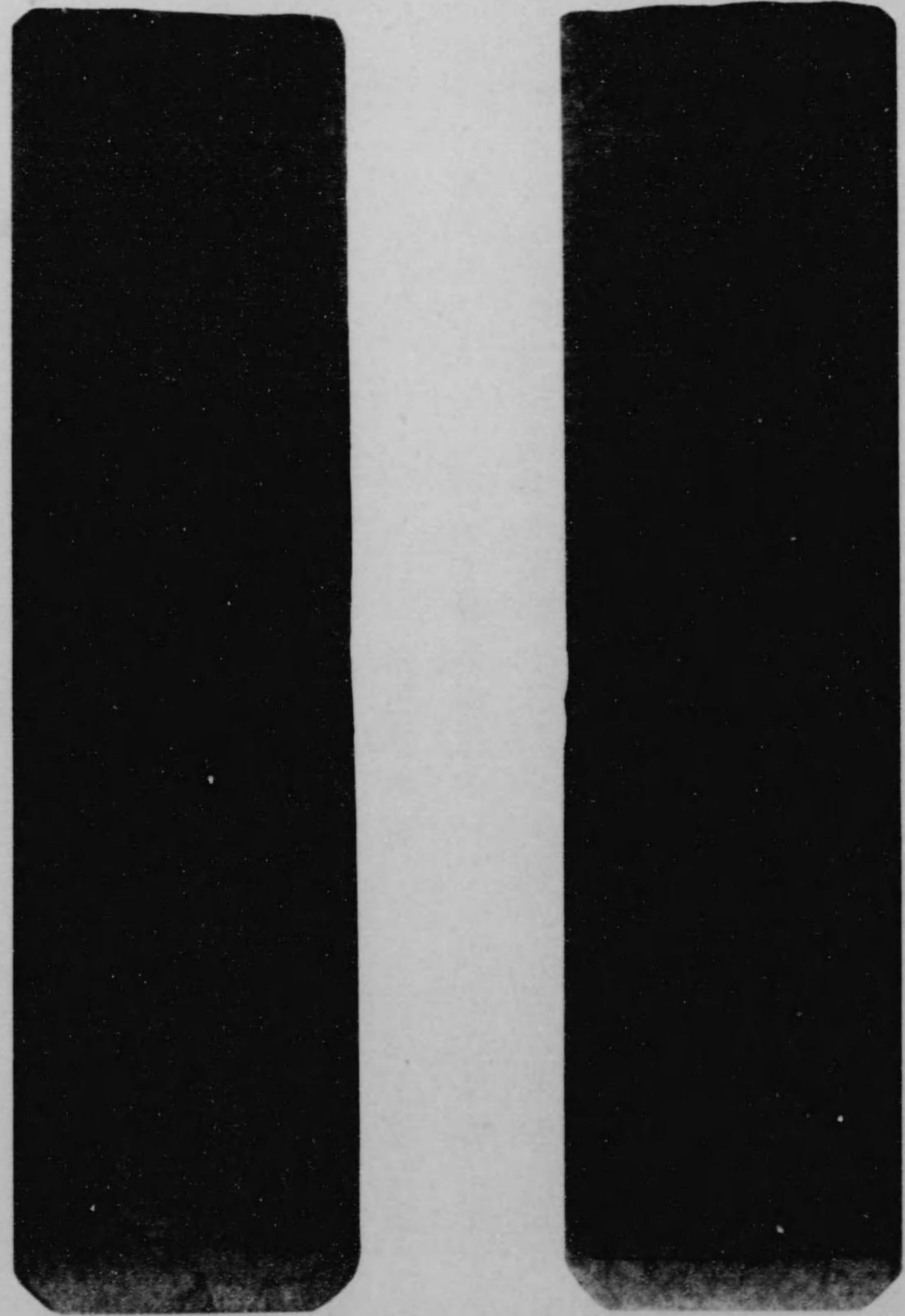
寶永古券の償還

かくて先きに寶永年間銀札通用停止の時、藩府は其總額の四分を償還し、六分は償還すること能はずして、券を以て交換し、他日正貨にて償還せんことを約せしが、爾來二十四年間荏苒これを償還するに至らざりき、此に至りて始めて其古券を有するものに對し、新札を以て交換償還せり、既にして新札は普く封内一般に流布しければ、廣島は十二月十五日より、郡中は明年正月より金銀貨の混用を停止し、専ら銀札のみを通用せしめたり、

是歲享保十年十二月二十六日、藩府御勘定所吟味役伊藤儀左衛門・御納戸奉行寺川兵助の二人を札場奉行に任せらる、

然るに銀札發行の後、未だ幾ばくならずして、享保十七年關西諸州に古來稀

才覺銀御用十
三人組



札銀の年五十保享

(藏所氏衛兵七田保)



札銀の年五十保享

(蔵所氏衛兵七田保)

有の蝗害あり、藝藩に於ても四十二萬石の中、三十一萬石餘の損害あり、爲めに封内十六郡に於て十八年の前半季までに、人民の飢餓に逼れるもの二十八萬四千五百三十六人、餓死せるもの九百七十六人、難溢せるもの十萬九千九百八十二人の多きに及べり、是に於て米價大に騰貴し、市民は米穀の供給を他國に仰がざるを得ず、而して之を他國に仰がんと欲せば、先づ札貨を正貨に交換せざる可からず、然るに彼の銀札場には、其札貨の交換に充つべき元資は幾何もあらず、是を以て藩府は藩債を大阪に募らんと欲し、同年九月策を決し、廣島城下より豪買十三人を選擧し、大阪に赴きて、豪買に就き正貨の債を募らしむ、これを才覺銀御用と稱せり、其人名を擧れば、

油屋町年寄	野上屋吉左衛門
神 <small>白</small> 一町目年寄	富士屋喜兵衛
比治山町年寄	平野屋伊右衛門
針屋町年寄	肥後屋太郎兵衛
油屋町組頭	見室屋助九郎
細工町組頭	世並屋市郎左衛門

中島本町組頭	三國屋平右衛門
胡町組頭	茶屋次郎右衛門
東引御堂町組頭	茶屋彦四郎
油屋町	錢屋善八郎
紙屋町	伊豫屋九郎右衛門
中島本町	伊豫屋庄三郎
山口町	室屋源八

にして、世に才覺銀御用十三人組と稱したり、十三人は既に此重命を拜したれども、何故か此焦眉の急に臨み未だ容易に起たず、年を終るまで仍は澁滯して廣島に在りき、

是時に方り、藩府は銀札元資の乏しきに苦心せしも、人民には深く隠蔽せり、然れども商人米穀輸入等の爲め、莫大なる正貨の必要ありて之が兌換を求め、而して藩府これに應ずる能はざれば、藩庫空乏の實狀は遂に露見したり、是に於て十八年正月十八日午前には廣島市中大に紛擾し、物情恟々として物價總て二倍以上に騰貴し、米穀は全く發賣を中止するに至れり、因りて藩

府は頻りに諭告を下し、安堵して銀札を通用せしめんとすれども、市民は猶疑懼して止まず、四五日にして或は精米三合五勺平素米一石の價概ね大豆一合二勺を各一匁にて賣買するものあるに至る、廣島町奉行竹中文内、木村野右衛門は尙懇切に訓諭する所あり、又彼十三人組も、是日漸く大阪に向て上途せしかば、城下は頗る鎮靜に歸せり、然るに銀札の下落するや、市民は早く札貨を用ゐ盡さんと欲し、郡中に入りて頻りに諸物品を購買せんとす、是に於て郡中も亦紛擾あり、一日藩府は令を發して曰、來二十八日銀札場に於て銀札を正貨に兌換せんと、庶民喜び、同日曉を冒して銀札場に至り喧噪して之を待てり、既にして兌換を行ふに及びたゞ僅に十分の二を兌換し、他の八分は預ると稱して交換せず、人民復た大に望を失ひ、正米は一石の價五百二十目、士祿御差紙券米米は一石價二百五六十匁に暴騰し、物價總て五倍の價格となれり、而して此日未の刻に至り、人心稍鎮靜し、正米は石三百匁、御差紙は百五十匁に下落したれども、細民は尙ほ二十日間の賃銀を五日間に消費し、困窮甚しく、士人も亦困苦せり、凡人民の納税には紙幣を以てすることを得れども、江戸爲替には之を用ゐることを得ず、御材木場御紙方皆藩府專賣所なり、市民の木材及紙を

商ふものは皆此所の分配を受けざるを得ず。等には其代價の收納を中止せしを以て、市民は尙疑懼の念を懷き、争ひて紙幣を消費せんと欲し、頻りに不必用の購買を爲すに至れり。是に於て町奉行は頻りに訓諭を下し、之を鎮定せんと勤めしが、會、彼の才覺銀御用十三人組は藩用を辨じて歸りければ、人民の望みに任じ兌換償還せしも、銀札は尙容易に原價に復せず、二月中旬に至りて漸く平位に復したり。

寸志銀

是時藩主吉長江戸にあり、遙に封内の事情を聞き憂慮に堪へず、十八年は賜暇の期なれば、早く歸國して、人民の飢渴を救濟せんと欲すれども、財用足らず、歸國の途に就くこと能はず。是に於て國老淺野甲斐忠義は諸士に先ちて献金を發議す、之を寸志銀と稱す、四月二日家中一般より徒士足輕に至るまで各應分の献金をなせしに、市民中にも篤志のものは亦献金するに至れり、是を以て藩主は五月を以て歸國するを得たり、藩主歸國して人民を救濟するに頗る心を勞したれば、人民これを徳とし、敢て怨言するものなく、其再び參觀の途に就く時は、市郡人民多く出で、之を見送れり。

祿率の増加

享保十七年凶歉の爲め諸士の采邑祿率知行は特に減じて一ツ六百石に、物成は特に減じて一ツ六百石に、

再度の才覺銀御用

なし、代官より徴收したりしが、十九年の秋に至り増加して三ツとなし、舊の如く村より直ちに士宅に納めしめ、其餘の貢租に屬する米穀は代官をして之を徴收せしめたり、
享保二十年藩府再び前の才覺銀御用人の中にて、平野屋爲右衛門、茶屋彦四郎、伊豫屋庄三郎の三人を除く外、十人に加ふるに、更に海老屋久右衛門、満足屋忠左衛門、若狭屋嘉右衛門の三人を以てして、才覺銀御用を命じ、再び大阪に至りて藩債を募らしめたり、

新札と交換

元文元年五月十二日幕府新たに金銀貨改鑄發行の令を發す、然るに新貨の品位は舊貨より遙に劣れるものなれば、藩府は想へらく、現行札貨は舊正貨と關聯するものにして、新金銀貨の出づる、必ず其影響を被るべければ、人民亦た漸く其新舊貨の優劣を知り、必ず價值高き舊貨の尙存し、新貨の未だ行れざるに當りて、俄かに之が交換を請求するに至るべし、故に宜しく早く之が準備をなし、人民の未だ交換を求めざるに先ち、新舊兩札の交換を令し、舊正貨兌換の請求を豫防し、享保十七年の覆轍を履まざらんことを務めざるべからずと、是に於て藩府は急に新銀札發行の策を決し、同年元文五月二十

八日を以て當局者に命令し、事務所及製造所を城内三の丸御納戸藏に設置し、即夜より翌日に至るまでに製札器を備へ、三十日朝は勘定奉行望月番五・南部藤右衛門・原田七郎右衛門・御目付冬石藤三郎・足助久一郎・其他吟味役・歩行・番組等こゝに出仕して、製札事務を掌り、爾來卯の刻登廳、申の刻退出と定め、黽勉從事し、漸くにして六月十五日より革屋町銀札場に於て新舊銀札の交換を開始するに至れり、新札の體裁は舊札と毫も異なる所なく、只其差別をなさんが爲め、札面中央なる銀額文字の右上に長方形の朱印を押捺す、其印は絲線内に元文□一字不明の篆字あるのみ、今六月十四日までに製造したる新銀札の種類數量及銀額は左の如し、

- 五匁札 三十八萬枚 此額一千九百貫匁
- 一匁札 六十三萬枚 此額六百三十貫匁
- 五分札 十九萬枚 此額九十五貫匁
- 三分札 三十八萬枚 此額百十四貫匁
- 二分札 四十五萬枚 此額九十貫匁
- 合計五種 二百三萬枚

此總額二千八百二十九貫匁

これを廣島・尾道・三次の三所に分ち、銀札場及其支署に於て交換せしむ、其額左の如し、

- 廣島銀札場 二千五百二十九貫匁
- 尾道 百七十五貫匁
- 三次 百二十五貫匁

尙六月十五日以後七月四日に至るまでに製造せし準備貯藏札、左の如し、

- 五匁札 二十萬枚 此額一千貫匁
- 一匁札 三十萬枚 此額三百貫匁
- 五分札 十三萬枚 此額六十五貫匁
- 三分札 二十萬枚 此額六十貫匁
- 二分札 二十萬枚 此額四十貫匁
- 合計五種 百三萬枚

此總額千四百六十五貫匁

之を三所の銀札場に分ち、準備貯藏すること、左の如し、

廣島銀札場 千二百五十貫匁
尾道 百五十貫匁
三次 百貫匁

抑、新銀札發行の開始より此に至るまで、製造せしものを總計するとき、三百六萬枚、其額四千二百九十四貫匁に至れり、藩府が銀札場及其支署に於て新舊兩札を交換する比は、舊札貨一貫匁に對し新札貨一貫五百匁を交付する方法を執れり、何故に斯の如く五割の増額を以て交換したるか、是れ新舊金銀の品位相異なるに因るものなり、彼の正徳四年以來鑄造して一般に享保銀と稱するものは、其重量三十七匁三分、其貨率は凡百分中銀八十分銅二十分なり、又元文元年に於て鑄造せし所の丁銀即ち所謂文字銀は、其重量四十一匁、其貨率は凡百分中銀四十六分銅五十四分なり、故に今の兩貨中銅分は姑くこれを措き、銀分重量に就き比較を執るに、古銀一個は新銀一個五八二一強に當れり、即ち古銀一貫匁に對しては新銀五百八十二匁一分を加へざるべからざるなり、新古銀貨の比例斯の如くなれば、之に隨伴して札貨も亦新舊其品位を異にせざるべからず、藩府

士祿償還

が舊銀札一貫匁に對し新銀札一貫五百匁を交付したるは之が爲なり、而して錢相場は此交換前六月十五日以前は銀一匁に對し八十文なりしが、新札行はるゝに至りて、一匁に對し五十四文に騰貴せり、是れ必ずしも藝藩札貨の下落に因るものにあらずして、幕府銀貨の下落に因るなり、故に獨り錢相場のみならず、米價其他諸價も同じく騰貴せざるを得ず、享保二十年大阪に於て廣島米一石の價享保銀にて三十二匁より四十一匁五分なりしが、其翌元文元年には中國米文字銀にて四十一匁七分、同二年には四十二匁八分となれり、享保の凶歉は藩府の財政を害すること甚しかりしかば、藩府は士祿に對し其率を減じ、久しく其舊に復するを得ざりしも、元文二年に至り稍やこれを復し、祿率物成を云ふを増加して采邑知行所ある者には三ツ八歩百石に三十八石俸米米切を得るものには八ツ六歩江戸在勤者には九ツ模相銀二歩五厘、御歩行組以下には九石十石に對しを與ふるに至れり、此率寛保三年まで六年間行はる然れども士卒の輩は尙ほ苦めるが故に、歳暮に至り釐米既厨費に供せん爲め、千石の村に七石を課するなりの中を以て銀を請願者に貸與したるに、漸次請願者の數増加するを以て、更に府下の豪商三國屋次郎右衛門に御勝手向用を命じて納金せしめ、之を頒ちて諸士に貸與し、以て一時の急

被下銀

を救へり、翌三年^元諸國秋禾登らず、米價騰貴し、士卒困窮す、然れども藩府は復た之を救ふべき餘力なきを以て、已むを得ず其拜借銀請願を卻けたり、寛延二年の末、藩府は諸士の艱苦を察し、一時祿額に應じて銀を分給せり、蓋此銀は祿債の償還にもあらず、單に「被下銀」と稱し、藩金庫^{御銀藏}より支出したり、其額千石以上は銀一貫二百匁、九百九十石以下七百石以上は七百匁、六百九十石以下五百石以上は六百匁、四百九十石以下三百石以上は五百匁、二百九十石以下百石以上は二百五十匁^{以上御馬廻組}、御小姓組一般百廿匁、御書翰方列六十匁、御歩行組四十匁、御料理人三十五匁、物書役類二十五匁、番組諸足輕二十匁、小人類十五匁なりき、同三年の末に至り、藩金庫の空乏は復た「被下銀」等を支出する能はず、是に於て藩府は一法を設け、豪商麴屋五右衛門、胡屋市右衛門に命じて諸士に金を貸與せしむ、其方法は諸士の内にて負債せんとする者は、御勘定所の印章を捺押せる證書を借銀請求書に添付して銀を借り受くるなり、此證書を名づけて押證文^{おせしょうもん}といふ、其負債額に定限あり、采邑の士^{知行}は百石につき五石、俸米の士^{取切}は十石につき一石、御扶持方のものは十人扶持につき二石五斗^{但藩府の祿債なきものは借銀を得る限にあらず}、俸金^{御切}を受くるものは金一

押證文

永代祿法を行ふ

枚につき銀七十匁、俸銀^{御切}を受くるものは銀百匁につき十匁を借ることを得せしむ、而して利子は月八朱にして、十一月を以て期限とし、其所納米銀を以て債主^{麴屋胡屋の二人}直ちに償還を受くるものとす^{此法は永く維新の際まで行はれたり}、是時藩府従來の食祿増減法を廢して永代祿法を行ふ、増減法とは一士死亡する時は其繼續者は必ず其祿を減せらる、而して其繼續者若し才能あらば登用昇進して其食祿限る所なし、永代祿法は之に反し、一士死亡するも祿減することなく、才能あれば其職祿を進むるのみ、此變法は却て其宜しきを得ず、結果亦不良なりしかば、藩主宗恒の時に至り、叡山の公役ありて大に費用を要し、此法の不便少からざるを感じ、遂に舊法に復したり、

第八節 編年記事

襲封

尾長東照宮の
路傍に松を栽
ゆ
大阪に於ける
廣島蠟船

●寶永五年三月二十六日、藩世子吉長、繼立襲封、十一月朔日安藝守と稱せらる。

○是年、尾長東照宮の路傍に、日向國より松樹を取寄せて、之を栽植す。

佐伯郡草津村の牡蠣商仁右衛門、大阪に往き、高麗橋の下に繫船して牡蠣を販賣す、偶、大火あり、橋畔の制札を火中に取りて災を免れしむ、大阪町奉行其功を賞し、市中何れの地を擇ばず、船を繫ぎて牡蠣を販賣することを特許す、爾來廣島及草津村の牡蠣、世に名あり、稱して「廣島蠟」と云ふ。

安藝國養蠟の碑 佐伯郡草津村

安藝國佐伯郡の地、養蠟を以て鳴ること久し、其の疆域、沿岸は七里に亘り、海面は百三十九町に及び、一歳の産する處二百餘萬貫、價額殆五萬圓ならんとす、これ地の利によるといへども、又人力の致す處にして、當事者草創の功に歸せざることを得ず、古記を按ずるに、延寶中郡の草津村に小林五郎八といへる者あり、蛤蠣を養殖せんとて立てたる竹枝に、圖らずも蠟苗の數多附著せるを見て、地の牡蠣に適するを知り、茲に人工養殖の方を接

じ、海面を割して、築場を設けたり、これを此の地養蠟の始とす、其の後傍近の民これに倣ふもの漸多かりしかば、販路開けず業も盛ならざりき、元祿の初に至り、村の年寄河面仁右衛門、其弟西道朴と謀りて、三次藩の保護を得、蠟仲間の取締法をも定め、仁右衛門其支配人となりて、大に近畿の販路を開く、寶永五年大阪大火の時、偶、高麗橋下に繫げる蠟船の者、官の制札を火中に取りて災を通れしかば、大阪町奉行其功を賞し、阪地諸川において自由に販賣することを特許せらる、是より販路益廣まり、遂に今日の盛大を致すに至れりといふ、明治三十年第二回水産博覽會を神戸市に開かるに當りて、小林五郎八、河面仁右衛門が遺功を追賞せられしかば、村民感奮し、碑を建て恩を記して、永く後世に傳へんと請ふ、會の總裁元帥陸軍大將大勳位功二級彰仁親王深く嘉尚し給ひ、安藝國養蠟の碑の七字を書し賜はりぬ、余因りて其事由を記して、碑陰に鐫らしめ、併せて後の此業に従ふものをして、益先業を擴張し、國産を増殖し、以て幽光顯揚の朝旨に副はんことを勗めしむ。

明治三十一年 月

清住寺の罹災
と涅槃畫像

●寶永六年正月二十三日、鷹匠町淨土宗清住寺失火し、多く舊記什寶を失ふ、明兆の涅槃畫像大幅も亦た烏有に歸す、正徳元年二月十五日、同寺の僧世七近譽應念、更に京都天王山の僧了縁をして之を畫かしめ、嚴島光明院の僧恕信をして開眼法會を執行せしむ、

城内御廣式廻
りの改築

○三月、城内御廣式廻りを改築せらる、

幕府に獻上の
西條柿

○四月廿二日、從來藩主より幕府に献上せる西條柿は一歳五回なりしを、改めて今後二回となす、往昔西條柿献上のこと、一歳二回なりしが、貞享元年より將軍の内意に依り、度を重ねて五六回に及び、同四年の夏、老中大久保忠朝よりの命に依り五回に定めらる、是に至りて二回に復せしなり、

藩府御條目

○八月十五日、藩主吉長、御條目を制定せらる、

御條目

- 一 從 公儀被仰出之御法度之旨、堅可相守事、
- 一 文武弓馬之道、勿論常に可相嗜事、
- 一 徒黨を結び或は荷擔或は妨をなす儀、堅停止之事、

廣島町民の訴
訟

淺野大學江戸
に還る

廣島町新開拜
領家取扱方の
規定

一 何事によらず其身之分限に従ふべし、過分之働きすべからざる事、

一 一切支丹宗門、堅停止之事、

一 一人之賣買、一切仕間敷事、

一 諸浪人抱置べからず、縦縁者親類たりといふども、理なく抱置まじき事、

一 刀は二尺七寸、脇差は一尺八寸に過べからず、此外ながき刀、脇差、色さや

并下ひけ停止之事、

一 博奕其外賭之勝負并辻踊辻相撲、惣而侍に不似合事業、停止之事、

一 侍共訴訟之儀、以其番頭可申之、并家中之子ども他國へ遣之儀あらば、番

頭え相斷可受其旨事、

○八月、藩府より、自今廣島町民の係争は、町奉行専ら之を裁斷し、他より關涉するを許さざる旨を令せらる、

○九月二十九日、淺野大學廣島を去りて江戸に向ふ、是より先き、元祿十五年八月二十一日、大學廣島に來り、城内御花島杉山兵左衛門の跡屋敷に寓居せしが、此に至りて幕府の赦を得、出船江戸に還へる、

○十月、藩府、廣島町新開拜領家取扱方の規定を設く、

覺

- 一 支配方之内、町新開にて拜領家屋敷有之分、名書付、町奉行中へ可被相渡候、拜領家を明け別宅に罷在候もの有之、支配方聞届被置候者、是又書付、町奉行中へ可被相渡事、
- 一 町新開拜領家被召上候者、其段町奉行中へ支配方より被相知、家屋敷被相渡候節も、前方案内可被仕候、家主よりも其段其町年寄、地方分者其村庄屋へ付届仕候様可被申付事、
- 一 家屋敷拜領之者有之、刻も、右同斷之事、
- 但、家請取渡之刻、奉行中より町廻り、御歩行并に町預りの者、尤其町村之役人出合可申候間、戸立具等相違無之相渡候様可被申付候、
- 一 拜領家を明懸持に仕候者、其段支配方より此方へ可被申聞候、斷立候上にて町奉行中へ支配方より可被相知候、家主よりも其町村之年寄、庄屋へ付届仕候様可被申付候、右之家借屋に仕候者、是又家主より其町村之年寄、庄屋へ相斷、町奉行中よりの可受差圖之旨、可被申付事、
- 一 拜領家破損修理仕候儀者、格別有來候家庇之類、取退候儀、又は新規に家

建候儀有之候者、家主より其町村之年寄、庄屋へ相斷、町奉行中よりの可受差圖之旨、可被申付事、

- 一 拜領家之役銀、町方より取立之時節、遲滯無之様可被申付事、
- 一 拜領家之面々死亡之節、其段町奉行中へ支配方より可被申通候、死亡之跡よりも其町村之年寄、庄屋へ付届仕候様、可被申付事、
- 但、其子其儘家屋敷拜領仕候者、是又右同斷、
- 一 侍中拜領家右之品々之儀者、其頭々より町奉行中へ付届可有之候、家主より町年寄、庄屋へ届不及候、其内役銀等、其町村役人より取立之節、無遲滯差出可被申事、
- 右之趣、町新開組之内、拜領家有之面々、向後右之通相心得候様、可被申付候、已上、

丑十月 日

○ 同月、是歲豐穰、封内の農民より藩主に上納米を出願す、藩主其志の奇特なるを嘉賞すれども、敢て之れを聽さず、農民をして各自に貯藏し凶荒の備に充てしめらる、

藩主上納米を
免じて備荒に
充てしむ

覺

一 豐年に付御藏入明知方百姓共より御入國之御祝儀旁當年上納米奉願候段委細達御耳小百姓迄志の程奇特成儀御感被思召候御勝手向必至と御差支被遊今年より御家中物成等御借被遊候程之儀候間願之上納可被仰付事に候得共自古來豐年不相續事之由申慣候然者此後萬一凶年にても候は百姓共可及困窮候殿様御不勝手に付其節御救之儀思召候程は難被下有之哉左候得者今度之差上米連々百姓共勝手に仕候様にと思召不被召上候此旨とくと合點仕郡中豊年之餘力凶年之節助に成候様覺悟可仕候右之趣末々小百姓迄不洩様可申聞旨被仰出候

一 郡中仕形宜郡廻御代官常々申付候故此度末々迄上納米願申出御機嫌被思召候此段各へも申聞候様御意候
一 郡廻御代官被申合此已後郡々用銀仕置何とぞ指問若凶年之時分百姓ども助に成困窮不仕候様に心を被附候儀專要之旨被仰付候以上

別紙之趣郡々におゐて小百姓に至迄此度被仰付候趣委細書付各より直に可被申聞候尤右之米を銀子に直し各手前に念入預り被置郡用之外は堅出し被申聞敷候
(濟美 録)

西町奉行の更送

○十一月九日西町奉行伴宗兵衛大御目付に轉ず郡廻團彌五右衛門に同職を命せらる

城内三門の通行規則

○十二月晦日藩府廣島城内三門橋御門中御門裏御門の通行規則を制定す

覺

一 他國之者一切出入無之様改可申候此方より差圖有之者之儀者格別之事
一 女人附乞食非人等出入停止候并城中より荷物諸道具之出入改通し可申事
一 何者によらず不審成者通り候者相改可申候勿論手負候もの通し申聞敷候

附城中下々あみ笠頭巾ほうかふり令停止候事

寶永六年十二月晦日

一御城中火事之節、橋中裏御門へ御書出左之通

城中火事之節、門を通し可申者覺

一家老 中老 年寄 番頭 寄合 近習頭 大目付 大番弓鐵砲頭

共 旗奉行 近習之者、持弓筒之者 大小姓、中小姓 焼火之間番之者

小廣間當番之者 諸奉行 歩行之者、諸道具奉行共

以上

寶永六年十二月晦日

橋御門 添書
裏御門

覺

一從他國飛脚等有之候者、御門に被差置、御狀箱御音信物取次、差圖於有之者、飛脚も通し可被申事、

一家來者、夜中替々不寝番を勤させ、詰所近邊見廻り、不審成儀有之候者、相

改候様可被申付事、

一侍中通り被申刻、慇懃に仕、惣て下々於御番所無作法無之様、堅可被申付候、并御番所之諸道具紛失無之様、可被入念事、

中御門 添書

覺

一預りの者、夜中御番所近邊見廻り、あやしき儀有之候者、相改候様可被申付事、

一何者によらず、不審成者通り候者、相改、勿論手負候者通し不申候様に可被申付候、附御城中下々あみ笠頭巾ほうかぶり御停止之事、

一侍中通り被申刻、慇懃に仕、惣而於御番所無作法無之様、堅可被申付候、并御番所之諸道具紛失無之様、可被入念事、

寶永六年十二月晦日

○十二月、藩府より京都豪商河井十右衛門に米貳百俵を、大阪豪商鴻池善右衛門に米參百俵を始めて御合力米として給す、是時また辻次郎右衛門、那波

京都大阪の豪
商に給米

領外油の運上
煎茶掛り銀

九郎左衛門に各米貳百俵を給せらる。
○是年、藩府領外の諸國より移入する油類の運上を免じ、又廣島町内の煎茶掛り銀を片岡道二に給與することを止む。○編者曰、油運上は元禄十二年より課し、又煎茶掛り銀は元禄十年より片岡道二に給與せられしが如し。

警願寺の地藏堂と經藏

○材木町淨土宗誓願寺境内に地藏堂二間半及經藏三間半を建立す。

御扶持人并に陪隸の徒を戒飭す

●寶永七年二月、藩府より「藩中の御扶持人并に陪隸の徒にして、若し廣島町新開に於て酒狂亂心せる者あらば、之を捕縛し、又町民に對し毆打を加ふるは勿論、すべて非違の行動ある時は、之を捕へて町奉行の糺彈に委し、罪科に依りて處分せしむべき旨」を令せらる。

淺野長政公百回忌大法會

○三月七日、藩主吉長、太祖長政公百回忌大法會を明星院に於て行はる。御近習頭加藤清左衛門御用奉りたり。藩主親ら參拜して、御作善料銀五十枚を同院に賜ひ、町奉行御寺詣を奉仕す。

江戸城吹上代官町添地普請の公役(一)

○三月十六日、幕府より江戸城吹上代官町添地普請御手傳を藩主に命せらる。十月十五日工を竣ふ。將軍家宣其勞を賞し、時服三十領を藩主に賜ひ、二十

幕府巡見使(一)

五日家臣上田主水以下十三人に物を賜はること差あり。
○三月、藩府臨時に奉行を置き、元康猫屋の二橋を修理せしむ。蓋近日幕府巡見使の通行あるに依るなり。

同(二)

○同月、諸侯其他幕府の奉行代官等廣島城下を通過する際、町奉行御目附等より藩府への報告方を定む。

御大名方其外とも當町御通行之節、町内へ町御奉行被出、相濟候へば登城被申上、御留守には御家老中の月番え罷越被申達、其後登城御年寄郡奉行え被申聞、御目付中も被出、是また登城被申上、御留守には御用部屋へ罷出被申聞候事。(緒鑑)

廣島城下東西の路程を検す

○同月、廣島城下東西間の路程を検す。其長さ壹里拾六町、内譯市街壹里四町、小屋新町西端より己斐橋東詰まで四町、松原町東端より大須岩鼻まで八町なり。

幕府巡見使(三)

○四月二十五日、幕府巡見使黒川與兵衛千石八岩瀬七左衛門百石八森川六左衛門石六百廣島に來り、塚本町芥河屋平八の宅に宿泊し、封内を巡察す。

江戸城吹上代官町添地普請の公役(二)

○四月、江戸城吹上代官町添地御普請御手傳につき、藩府より封内の郡方に

栗林に御用屋敷を設く

は高百石につき銀三百目を課し、町方には町家小間一軒につき銀三匁を課せらる。

○六月、藩府、郭内栗林に御用屋敷を設け、毎月四日・九日・十二日・十八日・廿二日・廿八日を會日と定め、大目付町奉行勘定奉行・普請奉行・作事奉行をして此處に集會して、諸般の事務を協議せしむ。寶曆八年四月四日御用屋敷類焼す寶曆八年四月三日四日の項参照

御用屋敷會日

四日 九日 十二日 十八日 廿二日 廿八日

大目付中

町奉行中

勘定奉行中

普請奉行中

作事奉行中

右之面々、會日に月番壹人宛罷出、尤御用之向に寄、同役不殘罷出可被申談候、御用無之日は見合退出可有之候。

一御勘定所にて被申談候郡方御用は、只今迄之通可被相心得候。

一町奉行中、町方公事被承候歟、又は對決被申付候時分は、右之日限之内御用屋敷にて承届可被申候、前方此方へも可被申聞候、右之節町廻り御步行并預りのもの捕手役のもの可被差出候、品により穢多差出可被置候、將又下吟味仕候義は、只今迄之通可被相心得候。

一山奉行中、山公事等銘々宅にて被承候得ども、此以後は右之日限之内御用屋敷にて承届可被申候、前方其趣此方へ可被申聞候、尤其節は山方御步行并下代役人等差出可被申候。

一郡方公事等有之節、唯今迄は郡廻り御代官中宅にて被承候義、此已後右之屋敷にて承届可被申候、尤前方此方へも可被申聞候、其節は村廻り御步行并下代在方役人差出可被申候、右之時分趣に寄、町奉行中より穢多差出候様に可仕候。

一町奉行中、山奉行中、公事承届候節、同役之外、脇より挨拶有之間敷事、

一御代官中、公事承届候節、同役村廻之外、同斷之事、

六月 日

誓願寺の寶篋印塔建立
廣島城胸壁の白堊
綿改所の設立
圓隆寺の院號
馬頭助兵衛の移轉
善光寺如來の開帳

法安久治摺火打を製す

將軍佩刀の價銀を刀工輝廣に賜はる

改元

廣島町大年寄(白神組)の更迭

○是年、材木町淨土宗誓願寺境内に寶篋印塔一基高一丈二尺余を建つ。
○藩府、始めて廣島城三篠川沿岸の胸壁に白堊を施す○廣島町大年寄廣瀬組支配芥河屋平八、西土手町に綿改所を設立す○竹屋町法華宗圓隆寺今、三川町に屬す八日應の僧世八、始めて院號を住眞院と定む、後ち慈善院と改む○馬頭五代目助兵衛、猫屋町より堺町に移る。

○寶永年中、善光寺の僧侶、如來尊像を奉じて材木町淨土宗誓願寺に來り開帳す、藩主より銀十枚を獻備せらる。

●寶永八年正徳元年正月二十八日、藩府、江戸の林大學頭より依頼せられし摺火打を市内の諸鍛冶に命じて作らしめしが、其品の適せざるを以て、更に鐵砲屋町法安久治に命じて作らしめ、江戸に之を送らる。

○四月十一日、江戸に於て、幕府より藝藩留守居役を營中に召し、本多彈正少弼、仙石丹後守、萩原近江守、列座の上、廣島刀工輝廣に其作る所の將軍佩刀の價銀五枚を賜ふべき旨を申渡さる。

○四月二十五日、正徳と改元あり。

●正徳元年六月十一日、廣島町大年寄白神組支配三原屋四代目三郎右衛門病死す。

側醫奥三澤

諱字

東町奉行の更迭

廣島町大年寄(中通組)の更迭

朝鮮聘使の通過

其子三郎右衛門幼少なるを以て、叔父新三郎四代目三郎右衛門の弟、初名清三郎、先に鹽屋町三原屋に養子となる同居後見し、白神組支配大年寄を命せらる。新三郎、名を三郎右衛門と改む。

○六月二十一日、側醫奥三澤信行と稱すに新知二百石を賜はる。是年冬、三澤早世す。時に父三折尚ほ存せるを以て三十人扶持を給せらる。享保元年に至り三折死し、其孫町醫となる。

○七月九日、藩府より、封内の士民に歴代藩主の諱字を用ふることを禁せらる。

○七月十八日、東町奉行小鷹狩金太夫、御小姓頭に轉じ、御勘定奉行進藤彦兵衛に東町奉行を命せらる。

○七月二十二日、廣島町大年寄白神組支配三原屋五代目三郎右衛門、中通組支配大年寄を兼勤す。

○九月七日、朝鮮國の聘使、近海を過ぐ、是より先き、藩府國老淺野甲斐忠義以下士卒に命じて、之を安藝郡蒲刈島に迎ふるの準備を爲さしむ。忠義等七月四日渡島して之を待つ。九月七日の夕刻、朝鮮通政大夫正使趙泰億、通訓大夫副使任守幹、從事通訓大夫李邦彦等、到る。爲めに新たに假館三舍を設け、席上

を修飾し、兩岸數百燈を點すること天和の例の如し、然れども盛大なる饗筵を張ることは、幕府の命に依り之を廢止し、代ふるに魚鳥穀菜酒醬等を以てす、是を下行物と稱す、三使の一行、九日午刻を以て解纜東上す、時に藩の儒臣多く就きて三使及諸學士等と筆談す、記室寺田臨川は方さに藩主に從ひて江戸より歸途にあり、大阪に到りて聘使東上すると聞き、請ひて京都に還り、滯留すること數月、三聘使の東上するに相會して、之と唱酬を試む、

清岸寺の洪鐘

御即位大禮の奉賀

愛宕町改稱

比治山の別業地

鴻池善右衛門父子の來廣

○十二月朔日、天神町淨土宗清岸寺の僧世五隨譽教存、新たに洪鐘を鑄る、
○是年中御門天皇即位せらる、藩主吉長より淺野帶刀を京都に差遣して之を奉賀す、○從來松原町に火災多し、町民請ひて愛宕堂を建立し、又松原町一丁目、二丁目の名を改めて、愛宕町一丁目、二丁目となす、後ち石地藏一躰を安置す、○藩主、比治山の別業地を御年寄谷崎主殿に賜ひ、其地を御免地に加ふ、
●正徳二年正月二十八日、大阪の豪商鴻池喜右衛門、同善右衛門喜右衛門の子初めて廣島に來り、一丁目御客屋に宿す、藩主吉長より使者大御小姓小堀孫右衛門を遣はして、雁鴨各一羽を賜ひ、二月朔日城中にて謁見を賜はる、兩人青磁香爐、御手綱及肴魚壹箱を獻す、藩主命じて御三之丸及御泉水屋敷の庭園を

淺野幸長公御守本尊藥師如來像を正清院に納む

清光院殿百回忌大法會

見せしめ、且酒饌を賜ふ、二月六日喜右衛門父子登城謁見して告別す、藩主より喜右衛門に御召御羽織一枚、御袴付裏一具、味噌漬鯰一桶を、善右衛門に御召小袖二枚、鹽鶴一羽、三原酒二樽を賜ひ、又手代九兵衛に銀三枚を賜はる、翌七日喜右衛門父子嚴島に渡海參詣し、同月十日出船、大阪に還る、
○三月十四日、藩主より命じて堀川町淨土宗般舟寺所藏の藥師如來幸長公御守本尊を返納せしめ、更に之を新川場町淨土宗正清院に納めしむ、六月十日般舟寺及町醫師柴田玄格に各銀十枚を賜はる、蓋玄格の祖山伏仙光院覺算法印、紀州に於て當時の藩主幸長より其守本尊藥師如來を託せらる、寛永十六年覺算廣島に來り、歿後これを般舟寺に納む、是に至り般舟寺より之を藩主に返納せしなり、
○四月二十四日、藩主吉長、國泰寺に於て清光院殿淺野幸長百回忌大法會を行はる、御近習頭中村十郎左衛門御用掛たり、是日同寺に於て頓瀉執行あり、淺野甲斐瀉水を勤む、翌二十五日藩主吉長參拜し、御作善料銀五十枚を獻備せらる、七月二十五日紀州高野山に於て亦法會を行ひ、八月二十五日京都黒谷光明寺に於て法會を行はる、

竹ヶ鼻の處刑

○五月二十九日、賈銀製造の罪科に依り、佐々右衛門進藤隱庵以下二十五人を竹ヶ鼻に於て處刑せらる。

小町借屋

○六月朔日、小町借屋東の方桁行十間、梁行三間、略瓦葺、西の方は國泰寺塔司趙叔院南湘院、神應院の共に建築する所にして、從來此各寺に於て之を支配し、普通の町制に従はざりしが、自今これを尾道町に屬し、町制に依りて支配することとなれり。

一國泰寺塔中趙叔院南湘院神應院借屋之儀、自今以後白神組支配に被

仰付、諸事吟味之筋觸借屋入替等其外之儀、惣而町並に支配仕候様にと

被、仰付、然れども御免地之儀故、役目は御赦免被成候、近所之儀に付、尾

道町之内へ込支配仕候様被、仰付候。

右之段、昨日御寄合に被、仰付候に付、則今日尾道町年寄與三右衛門

組頭善九郎、同彦右衛門呼寄、右之通り申渡。

六月朔日

郡役所の御長屋
相撲長屋

○六月、鐵砲屋町中町筋東南角、面十間、入二十間の家屋を、郡役所の御長屋とし、所務役人、頭庄屋の城下滯泊所と爲す、後ち改めて相撲長屋となし、延享二年

射場

の頃まで、御抱の力士を置きしが、同三年正月これを廢して、町家となす。

○十一月、白島松原邸の射場を廢し、城中藩主の花圃に移す、射場は初め花圃にあり、中間これを白島に移し、此に至りて舊地に復せしなり。

廣島町新開の檢地

○十二月十八日、藩府、廣島町組及新開の田畝、廣狹區々なるに由り、明春を以て檢地地を行はしむ、笹村源五右衛門を總監惣見合とし、湯川傳兵衛寺西源介、藤川武右衛門等を地槩奉行となす。

専光寺の洪鐘

○是歲、吉田町今、壺屋町真宗専光寺の僧七世祐淳、洪鐘を鑄造す。

妙法寺の洪鐘

○正徳三年三月二十八日、材木町法華宗妙法寺の僧七世日隨、洪鐘を鑄造す。

大須賀村明星院村の地詰

○五月十五日、大須賀村、明星院村の地詰を行ふ。

大須賀村

高六百六拾石六斗三升七勺壹斗參升六合 萬引高 本斗

殘高六百六拾石四斗九升四合七勺 畝數四十三町七反

高貳拾五石貳斗貳升壹合壹石貳斗壹升六合 萬引高 土手外

殘高貳拾四石五合 畝數三町三反六畝拾壹步

明星院村

江波新開地誌
泉邸の稻荷社
建立
愛宕神社の石
鳥居

東新開の萬燈
泉邸苑内の山
池橋嶼等に命
名

高三拾壹石四斗五升六合 本斗 畝數貳町三反三步
高七石七斗貳合内 九斗五升四合 萬引高 土手外

殘高六石七斗四升八合 畝數九反五畝九步

○五月 日不詳 江波新開の地誌を行ふ ○御泉水 今の泉邸 稻荷堂を建立せらる、

○六月、猿猴橋町年寄、築屋 三代目 勘兵衛、愛宕町、愛宕神社に石鳥居を寄進し、辻村と誌す、辻村は、槩屋の苗字なり、

○七月六日の夜、東新開に於て萬燈を點す、

○九月二十二日、藩主吉長、御泉水屋敷 今の泉邸 に臨み、苑内の山池、館堂、榭亭、橋梁、島嶼等に命名せらる、

正德三年九月廿二日、御泉水え被爲成、所々左之通り名御付被遊、

流渡橋 御座敷際の 招朋關 際の御門

喫茶舍 御座敷の門 臨川堂 新規の御こ

習武軒 御射場 閑睡菴 只今在之門

縮景館 宮内堂 十王堂

市店亭 御花鳥御茶屋 蓬壺閣 只今之通

瀛仙島 あふさ堂む

照明橋 大橋

千秋島 長松の島

方丈池 御泉水の名

背池橋 石橋

寄福山 稻荷山

交柴橋 樋口の間

(濟美)

鍛冶其阿彌等
給に各俸三口を
給はる

藩主野上屋の
製油場に臨む
段原村比治村
山崎新開龜島
新開の地誌

○十二月二十二日、鍛冶其阿彌 六代目 平之丞、廣隆彌助、國佐六兵衛、多廣八兵衛、兼廣次郎、太夫、彌師、清右衛門、具足屋、徳右衛門、白銀師、伊豫屋、庄三郎、蔣繪師、八兵衛、鏡屋、得意、鞘師 四代目 源左衛門、研師、藤兵衛等十二人に各俸三口を給はる、
○是年、藩主 吉長 佐伯郡己斐村に往き、油屋町油屋 四代目 吉兵衛 後ち野上 所有の製油水車場に臨み、其事業を視る ○段原村、比治村、山崎新開、龜島新開の地誌を行ふ、

段原村

高參百五拾貳石四斗八升六合内 七石四斗七升 萬引高 本斗

殘高二百四拾五石壹斗六合 畝數貳拾六町四反四畝貳拾六步七厘五毛

高六石貳斗五升六合 内 壹石九斗壹升七合 萬引高 土手外

殘高四石三斗三升九合 畝數四反五畝九步四厘

内

貳石四斗九升 土手外 畝數貳反九畝拾貳步 此地京橋川渡し場東堤稻荷町四組土手外にあり

壹石四斗八升八合 土手外屋敷地也 畝數九畝九步 此地猿猴川西堤にあり

壹斗四升九合 土手外 畝數三畝六步 此地比治山西安養院下にあり

貳斗壹升貳合 土手外 畝數三畝拾貳步四厘 此地同しく井手用所下堤外にあり

比治村

高三百壹石五斗六升壹合壹勺 内 三石七斗八升七合 萬引高 本斗

殘高貳百九拾七石七斗七升四合壹勺 畝數貳拾町七反三畝貳拾九步五厘

高五石三斗六升五合 土手外 畝數六反六畝三步 此地京橋川四側上柳町屋敷うらにあり

山崎新開

高百六拾貳石六升四合 本斗 畝數拾貳町四反八畝

龜島新開

高八拾壹石六斗五升三合 内 貳石六斗四升 萬引高 本斗

殘高七拾九石壹升三合 畝數六町貳反五畝貳拾三步九厘

●正徳四年二月十二日、大須賀村弦師目^{二代}傳藏に三人扶持を賜ひ、年頭謁見

弦師傳藏

を許さる 事跡緒鑑に據る知新集には三月十五日とす

町年寄に單羽織着用を許す

○二月十八日、町奉行より廣島町年寄に單羽織を着用するを得せしめんことを藩府に請ふ、藩府これを許可し、冬季は木綿羽織、夏季は粗絹單羽織を着用するも妨なき旨を令す、

三兒を産む

○六月十二日、廣島東部に於て五助の妻三兒を擧ぐ、皆男兒なり、藩府より町奉行に旨を傳へ、其町内の者をして哺乳其他諸般のことに協力斡旋せしむ、

鐵砲屋七郎兵衛

○八月二十九日、鐵砲屋七郎兵衛に給米貳拾石并に三人扶持を賜はる、

研師新三郎塗師平助莊屋太郎助桶屋平六張付師喜兵衛

○九月六日、研師新三郎、塗師平助、莊屋太郎助に各給米六石并に二人扶持を賜ひ、御納戸御仕立物師之格となし、桶屋平六に給米四石并に一人扶持を、張付師喜兵衛に御切符銀二百目并に一人扶持を賜ひ、御小人並とせらる、

遊行上人の來錫

○九月二十八日、遊行上人の廻國一行七十一人、出雲國より高田郡吉田町、高宮郡可部町を経て來り、是日廣島に着し、誓願寺に入る、

廣島町大年寄(中島組)

○是年、備前屋六右衛門 初名吉助に廣島町大年寄 中島組支配を命せらる、○吉田町 今

源光院の寺名を改む

町塞屋 淨土宗源光院臺屋寺の寺號を持寶寺と改む、

銅虫傳右衛門の嫡子、臺屋

●正徳五年正月十八日、藩府より、銅虫傳右衛門の嫡子忠次郎に三人扶持を

與一郎の嫡子
共に召抱らる
壹丁目御門の
修理
中御門側壁の
修繕
橋之御門修繕
太鼓之丸脱舎
の落成
疫病の流行

學事の獎勵

尾長村の射場
竹ヶ鼻の處刑

賜ひ、臺屋與一郎の嫡子庄助に給米九石を賜ひ、共に召抱へらる、

○四月八日、藩府壹丁目御門を修理せらる、

○四月、城内の中御門土橋の左側堀石垣を修繕せらる、

○五月十二日、城内の橋之御門を修理せらる、

○五月十五日、城内の太鼓之丸の厩舎落成す、

○五月二十五日、是年廣島町組并に新開に於て疫病流行す、是日より三日間、

明星院に於て除疫の祈禱を行はる、藩主より御祈禱料として銀四貫五百匁

を賜ふ、二十八日町奉行より除疫の靈符を町民に頒つ、

○六月二十四日、藩主長吉親書を下だして、御儒者植田玄節に毎月定日十五日、二

孟子の講釋を爲さしめ、近習の兒小姓をして之を聴かしめ、學事を獎勵せら

る、

○六月、藩府、尾長村土橋附近の山麓に弓鉄砲射場を設置す、

○八月二十六日、松川町借屋住居浪人藤林吉右衛門を竹ヶ鼻に於て處刑し、

其妻子及家僕長助を御領分追放に處せらる、吉右衛門贖銀を使用し、又仁保

島に於て研屋町白銀屋平助を殺害せしに因るなり、

東照宮百年忌
大祭禮

川口御番所の
條目

○九月十七日、尾長村東照宮百年大祭を行はる、郡奉行松田加右衛門御用奉
たり、同日卯の中刻、神輿本社を出で、櫻の馬場、猿猴橋、石見屋町、胡町、本町筋、堺
町、十日市、西引御堂町を通過して、未の刻、洞春寺御旅所に渡御鎮座す、而して
申の上刻、神輿洞春寺を發し、西引御堂町寺町、横川橋南詰を経て、東堤佛護寺
裏の河原より乗船、運上場渡船場に着陸し、西白島侍町、東白島、明星院川常渡
場を渡り、明星院村を通過して還御す、御中老淺野外記騎馬扈從す、是日藩主
親しく參拜し、太刀銀馬代を獻備し、櫻の馬場に於て神輿渡御の行列を覽る、
又藩主より洞春寺辨財天に白銀拾枚を獻備せらる、九月廿八日廣島町中に
米百石を賜はる、

○十月日不詳、藩府より、廣島城下六ヶ所の川口御番所京橋川口、平田屋川口、西堂川口、
六町目川口、本川口、小屋川口、
に御條目を頒たる、

覺

一川口あさく成、出入之船、妨有之候は、普請奉行共へ申談、早速堀せ可申

事、

附、何事によらず船出入故障之儀有之候者、可申出事、

一 於船中喧嘩口論等仕候は、足輕之者差出し、雙方相なだめ、猶又及異儀候は、差留置、其趣可申出候事、

一 船指湊繫場不自由有之節、領分之船を片寄せ、他國船者勝手宜所に繫せ可申事、

一 乘人疑敷船入來候は、心を附見分仕らせ、其趣可申出事、

一 乘人并米穀荷物等相改候事有之節者、至其時可申付候事、

以上

正徳五年十月

西町奉行の更迭
 十月二十一日、西町奉行團彌五右衛門、御國御用人に轉じ、十一月六日京都御屋敷番御牧源太夫に西町奉行を命せらる、

尾長天満宮の末社愛宕社
 十一月二十三日、尾長村天満宮境内に末社愛宕社祭神、伊弉册、火産靈尊を勸請す、

東町奉行の更迭
 十一月二十八日、東町奉行進藤彦兵衛、其職を罷められ、郡支配役龍神新平享保六年正月武左衛門と改名すに東町奉行を命せらる、

運上場を御材木場と改稱せらる、

十二月二十二日、藩府、運上場御役所を山方御役所と改稱し、運上場を御材木場と改稱せらる、

箱師源吉
 酒屋敷と酒造米高
 目安箱の設置
 奴僕の給料并に雇入取締法

○是歲、猿樂町箱師五代源吉に御腰物方より毎年銀若干を賜はる、○藩府封内の酒屋敷及び酒造米高を調査す、酒屋三百六十五軒、酒造米二千八百九十一石六斗五升一合あり、

○正徳年中、藩府、廣島城下及諸郡に目安箱を設置し、下民の疾苦を訴へしむ、後ち之を廢し、廣島城下に三箇所を限りて之を置く、

●正徳六年享保元年二月、藩府、侍士の奴僕給料并に雇入取締法を定めて之を發布す、

覺

一 若黨奉公人手廻り小人奉公人、頃日牢人仕候而、宿下り仕候者、町新開共に役人方え其人より口上書可出候、則家主奥書にて即時に書付、町奉行所へ可差出候、

一 書付案文三通遣候、

一 當春暇取り、頃日迄有付候奉公人、主人并切米高其外切符同前に囉ひ物之極め有之候分、其宿々え吟味家主より書付可出候、尤右奉公人口入肝煎人も書加へ可出事、

一浪人之内、日雇仕、又は商賣仕、或は合力と名付、外え參居候こと仕間敷事、
右浪人奉公在付候は、主人え不參以前、書付町新開共に役人へ出し、其
書付即時に町奉行へ差出、免許之上、奉公可仕事、

浪人之内、自分之爲、用事、其町村之外え、無斷一夜も罷出間敷候、勿論無據
遠方え罷越度事候は、願出免許之上、可罷越候、

江戸へ罷越候奉公人は、於江戸暇之願仕間敷事、

右之趣、新開村々、町中家持借屋迄、急度申付、紙面之通無滯書付、可指出者也、

二月

○

覺

於御當地、途中に無子細暇之願仕間敷候、若無據儀有之、暇之願仕候は、人
代りを立、其上にて願仕、奉公人切米差引も候は、其主人存寄次第可相濟
候事、

江戸へ召連候者の切符定○米四石より四石五斗迄、藝能在之若黨○同二
石八斗より三石迄、平若黨、但主人の髮月代仕候者は二斗迄増は不苦○同

刀工輝廣と廣
隆

圓隆寺内の稻
荷社

町奉行の職名
に御の字を附
せしむ

天津源之進

驟雨震雷

二石より二石三斗迄、鑓持馬捕草履取、但主人之髮月代仕候草履取は二斗
迄増は不苦○同一石三斗より一石七斗迄、小もの、
御國にて召仕候者切符定○米三石より三石五斗迄、藝能在之若黨○同一
石八斗より二石三斗迄、平若黨、但主人の髮月代仕候者は二斗迄増不苦○
同一石三斗より一石六斗迄、鑓持馬捕草履取、但、右同斷壹斗増○同一石よ
り一石二斗迄、小もの、

○閏二月九日、刀工廣隆七代長右衛門、輝廣の名目を襲ぎ、其孫與七をして廣
隆の家を繼がしむ、

○四月五日、竹屋町法華宗圓隆寺の僧十一世日眞、藩士今北政之助邸内の鎮守
稻荷社を其寺内に移す、

○四月十二日、藩府より、職名町奉行に御の字を附し、町御奉行と稱すべき旨
を令せらる、

○六月九日、藩府、天津源之進を徴して儒者とし、二人扶持を給し、且つ書籍料
十兩を與へ、之をして家塾を開かしめ、士庶を問はず其門に入りて學ばしむ、

○六月二十七日、廣島城下驟雨、震雷處々にあり、

諸職人の鑑札
を設く

○六月、藩府、諸職人の通税を防止し、且其取締を爲さんがため、新たに鑑札法を設く、

一今度諸職人共相改候御帳に付居申者共、不殘御作事所焼印札銘々に相渡候間、御用方に罷出申す刻は不及申、御家中寺社并町方新開分迄も、細工に參候はゞ、右之札持參、其先々に相渡置、定の通の賃銀無相違様に堅仕、其先々仕舞候刻、札受取可申候、尤仕事相濟不申内に、右之札受取申間敷候、勿論何方にても、仕懸の先々、仕舞不申内に、又外にはづし參候事、堅仕間敷候、其段御家中寺社并町方新開分にも、右之趣被仰知置候間、其分相心得可申事、

但、右之通に候間、職人共彌、以此後無札者有之細工仕候はゞ、早速申出可仕候、有無之儀は急度御作事所より可申付候事、

一此度相渡置候札之儀、若し紛失仕候得ば、急度吟味之上可申付候間、不及申候得共、隨分銘々念を入れ所持可仕事、

但、右札損じ申歟、又は書付等難見分様に相成候はゞ、其趣可申出候、吟味之上にて引替遣可申事、

一諸職人共、弟子細工仕習之者可有之候、其者前髪在之内は無帖にて細工仕、年頃相過元服仕候はゞ、早速可申出候、遂吟味御帖に可付候、其段相心得可申事、

一諸職人共、御用方は不及申、御家中寺社并町方新開分迄も、細工に參候刻、朝之六つ半迄に參候様可仕候、若銘々唯今迄之通、我儘に遅參候儀相聞候はゞ、急度可申付事、

一前方も申付置候通、諸職人ども他國に參候儀は勿論、在々に細工に參候共、彌、以此後申出可仕候、承届之上にて可遣候事、

一諸職人ども觸申付候儀、御用方は不及申、御家中にても、觸役并に諸棟梁より申付候通、無相違、其外常々御用向之儀、觸役棟梁より申付候儀、堅相心得可申事、

右之趣、諸職人ども堅相守可申候、若少にても相背者於有之者、急度可申付候、以上、

○七月朔日、享保と改元あり、

●享保元年九月十二日、藩府、廣島城下の酒戸一統の請願を容れ、他國酒の移

改元

他國酒の禁止

苗字

○九月二十二日、藩府、御馬取小頭并に番組格の者にして、帶刀の資格あるものは、悉く苗字を唱ふることを得せしむ、

羽幕花生製造
正觀寺に賜銀

○是年、國泰寺村大工松下^{三代}目吉左衛門に御扶持米を賜ひ、御數寄屋方に奉仕せしめ、羽幕花生等を製せしむ、其子孫世々扶持米を給せらる、○藩主より

白島村眞言宗正觀寺の僧^{五世}覺辨に隔年毎に四寶銀五百目を賜ふ、當院は萬治三年安藝郡新山村不動院の讓を承け、大和國大峰明王院先達職を兼帶し、毎年入峰せり、藩主吉長眞言宗に歸依せるを以て此賜もの有るなり、

臺屋町の石樋

●享保二年三月二十日吉田町^今臺屋町用水樋の木造樋を改めて、石樋となす、

城内對面所口
水道の覆石

○四月、城内對面所口水道の覆板を改めて石となし、土を以て之を覆はしむ、

孝子牛藏

○六月朔日、藩府、松川町商人作左衛門の子半藏の孝行を賞し、家宅田地を賜ひ、同月五日これを各郡の諸役人に告知す、

藩主の歸城

○五月二十四日、藩主^長吉江戸より歸城せらる、

町醫香川牧庵

○六月四日、藩府、町醫香川牧庵が毎回御船員專屬醫として御船奉行に隨從東上せるを以て、銀四百目を賜ひ、其勞を賞せらる、

幕府巡見使

○六月二十三日、幕府巡見使松平與左衛門、落合源右衛門、遠山源五郎、廣島に來り、塚本町芥河屋孫右衛門の宅に止宿す、藩主親ら其の宅に臨み、松平與左衛門に對面せらる、

城下追放

○七月十八日、藩府、是より先き大工仁右衛門に御扶持人大工を命せしが、仁右衛門その辭に應せず、御作事奉行より命じて追込の刑を科す、是に至りて御城下追放に處し、翌十九日其家宅田畑を沒收し、家具を其母に賜はる、

力士巖卷善太郎

○十一月二十五日、藩主、力士巖卷善太郎の妙技を賞し、金五十兩并に五人扶持を以て召抱らる、善太郎は高田郡三田村に生れ、姓は林、名は高充、通稱は善太郎、後ち善太夫と改む、技號は初め荒浪、後ち巖卷と稱す、臂力群を抜き、年二十六にして東方大關と爲る、始め荒浪と稱せし時、紀州にあり、紀州侯巖卷の號を賜はる、藝藩主吉長これを寵し、霧島十五郎と共に、城南鐵砲屋町の力士長屋に住はしめ、俸給を賜ひ、弟子を教練せしむ、延享元年四月二十三日歿す、年六十、寺町光圓寺内の西墓地に葬る、

力士霧島十五郎

○十二月八日、力士霧島十五郎、金五十兩并に五人扶持を以て召抱へらる、十五郎は嚴島に生れ、少時より相撲を好み、島内大元神社に祈り、靈夢に感じて

大に膂力を得、力士と爲り、到る處曾て皮膚に土を觸れたること無く、遂に天下無雙の名を得たり、技號を霧島とせしは、大元大神を霧島大神とも稱すればなりと云ふ。藩主吉長深く之を寵し、廣島城南鐵砲屋町西中町に角力長屋と云ふを建て、霧島と巖卷とを頭とし、以下多くの力士を此處に居き、俸給を賜はる。霧島斯の如く剛力ありしも、不幸にして人の嫉妬を受け、九州の大會に毒殺せられしと云ふ。

行司左近

力士兩國元右衛門

卷戸喜傳

力士桐山團十郎、浮舟惣兵衛、白山善七、詰石源三郎

○十二月二十一日、相撲行司横山左近に金參拾兩并に三人扶持を給し、力士兩國元右衛門に金貳拾兩并に四人扶持を給し、力士卷戸喜傳に金貳拾兩并に四人扶持を給せらる。喜傳、姓は檜崎、名は光實、卷戸は技號、喜傳は其通稱なり、高田郡三田村に生る。諸州の大會に出で、名を得たり、其家の系圖に京都六波羅の大會に於て天下の大關秋津島九州に勝ち、爾來日本二三人の大關に立てられ、門弟多しとあり、後ち貨殖し、寛延中、藩府へ米千石代銀六十貫目を献じ、毎歲十人扶持、十八石を賜はる。寶曆十二年十二月病死す、年六十八、郷里三田村に葬る。○同日、力士桐山團十郎、浮舟惣兵衛、白山善七、詰石源三郎に各金拾七兩并に四人扶持を給し、力士朝香山清八、磯上甚八、柳庄兵衛、唐系兵

力士朝香山、磯上、藤野、唐系、藤野、江、出、來、山、櫻、島、辻、風、櫻、川

大年寄居町に小年寄を置く、三原屋正右衛門に年頭謁見

御勘定所移轉

扱学荒学の運上

東の御茶所

鍛冶彦右衛門

三原屋に賞賜

右衛門に各金拾五兩、四人扶持を給し、力士藤野江枝之助、出來山平太夫、築島久兵衛、辻風權七、櫻川五兵衛に各十兩、三人扶持を給し、俱に召抱へらる。同月二十四日朝香山清八、白山善七、詰石源三郎は疾病に依りて暇を賜はる。○十二月二十二日、廣島各組大年寄の居町に小年寄を置くことを許す。○十二月二十六日、三原屋正右衛門、極銀所勤務に依り、藩主より年頭謁見を許さる。

○是年、藩府御勘定所を三の丸より同所西隣堀田彌右衛門の邸址に移す。○郡中より廣島城下に運搬し、市中にて販賣する扱学、荒学に對しては、其運上を徴することを廢止し、只他國に移出するものゝみに對し、運上を課すること、に改む。○藩府始めて瓦落々々橋畔に御茶所を構へ、藩主の臨時休憩所となし、兼て西國諸侯通行の際の休憩所に充つ。寛政八年これを岩鼻に移さる。○享保三年正月二十六日、藩府より、鍛冶次兵衛の嫡子彦右衛門、家業に勵精せるを以て、俸米五石并に二人扶持を給せらる。○二月九日、白神組三丁目三原屋五代三郎右衛門、年來御用酒を獻じ、且素行篤實なるを以て、賞銀五枚を賜はる。

藩主の發駕
刀工輝廣八代
目九代目

○三月七日、藩主^{長吉}發駕して、江戸に赴く、
○三月十二日、藩府、刀工冬廣八兵衛の子茂八をして輝廣の家を襲がしめ、三人扶持を給す、之を八代目輝廣となす、明年故ありて輝廣の名目及扶持米を收められ、又十一月二十四日藤四郎廣光に輝廣の家を襲がしめ、三人扶持を給せらる、之を九代目輝廣となす、

西町御奉行の
更迭

○五月十八日、西町御奉行御牧源太夫、御郡代に轉ず、六月二十一日御目付三上保之助^{後ち八右衛門}に西町御奉行を命せらる、

芥河屋平八に
賞賜

○九月六日、芥河屋平八、同孫右衛門、大阪御登米御用精勤の廉を以て、各賞金二十兩を賜はる、

綿改所頭取

○是年、白神組三丁目三原屋^{五代目}三郎右衛門、綿改所頭取となる、

廣島町大年寄
(中島組)の更
送
買米の俵込米

○廣島町大年寄^{中島組支配}備前屋六右衛門、其職を罷められ、芥河屋孫右衛門^{寄繼}に同職を命ず、○是年より買米一俵^{三斗}につき込米二升づゝを納めしを改め、込米一升到減せらる<sup>第四期淺野氏時代第四章第
二節藩政の改革の條參照</sup>

三次支藩の家
絶ゆ

●享保四年四月二十三日、三次支藩主淺野^{ながつね}長經病んで江戸に卒す、時に年十三、嗣なくして家絶ゆ、幕府より其領地五萬石を藩主吉長に還附せらる、十月

藩主の歸城

三笠附博奕の
嚴禁

堀景山

二十五日、吉長より長經の弟主鈴^{ながね}長寔に其遺領五萬石を分與す、明年五月二十一日長寔病んで江戸に卒す、時に十歳、嗣なくして家復た絶ゆ、幕府より其遺領五萬石を藩主吉長に還附せらる、初め寛永九年十一月淺野因幡守長治、三次に治してより年を経ること八十八、是に至りて三次支藩の家絶ゆ、
○五月十日、藩主^{長吉}江戸より歸城せらる、
○八月二十二日、藩府より武家屋敷并に寺社に於て三笠附博奕を爲すことを嚴禁する旨を令せらる、

○九月五日、堀景山を辟して側儒と爲し、祿三十石并に三人扶持を給せらる、景山は京都の人、名は正超、字は彦昭、或は君燕、禎助と稱す、景山は其號なり、當時の儒俗に従ひ、堀を屈に作ることあり、父を玄達といふ、玄達は杏菴の長子立菴の子なるが故に、景山は杏菴の曾孫に當り、南湖の從弟たり、幼にして業を父より受け、儒醫を以て聞ゆ、是に至り辟されて側儒となる、寶曆三年七月四日南湖と同時に格式を三次横目の次に班せらる、常に京師に居り、時々來りて進講せり、同六年十月二十日講學勵精の功に依り祿三十石を加賜せらる、景山篤學精通、和厚人に接し、循々として後學を獎掖す、是を以て從遊の士

堀七左衛門

天主閣下の水溜を新設す
武藝系圖

藩主の發駕

多く彬雅に嚮ふ、其詩文結構整齊、蓋一時の作家たり、寶曆二年三月本居宣長京師に上り、先づ景山に師事して儒道を學び、其家京都綾ノ小路室町の西に寓すること數年、宣長が國學の大家となれるも、景山の獎掖に依ること少からずと云ふ、景山曾て室鳩巢に謁す、鳩巢爲めに中庸を講じ、以て道學の要を語る、景山後ち詩を以て之に謝す、寶曆七年九月十九日京師に病歿す、年七十、時の藩主宗恒、親ら碑文を撰して之を嗣子七左衛門に賜ひ、忠靖と諡す、南禪寺塔頭歸雲院に葬る、七左衛門も亦た是より先き、寛延三年三月十七日儒學を以て辟され、父の老するに因りて其祿を襲ぎ、側儒となる、是より廣島に住し、寶曆三年九月三日格式を三次横目の次に班せられ、明和三年病歿せり、

○十一月二十七日、天守閣の下に水溜を新設せらる、

●享保五年正月十五日、大御小姓棒火矢方島本徳右衛門、同鉄砲方川崎百右衛門、奥彌三右衛門、井上權之丞、同劔術方間宮市左衛門、御馬廻り傳衛未詳西川勘右衛門、御椀奉行次席馬術方佐藤源右衛門、御中小姓倭禮方岩室傳藏等各自の武藝系圖を藩主に獻す、

○三月五日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く、

味木駒之助

明星院鎮國堂の建立
御用紙の始

稻荷町小路の擴張

茶屋彦四郎

西地方町の火災

狩野圓山

榮屋勘兵衛に賞賜

明星院川常船渡の開始

○六月二十八日、藩府側儒味木立軒の甥味木駒之助を徵して、儒者に擧げ、祿米三十石并に三人扶持を給はる、

○十二月、藩主、明星院内に鎮國堂を建立せらる第四期淺野氏時代第四章第四節 明星院鎮國堂の建立の條に詳記

○同月、藩府、御勘定所に於て初めて赭色紙を製し、明年正月より諸公署に於て之を使用せしむ、世に此紙を稱して「御用紙」と云ふ、

○是年、稻荷町小路の南側の土地二間半を買上げ、道幅を擴めて四間半となす、

○東引御堂町質商茶屋初彦四郎御勘定所御用聞を命せられ、藩主より年頭謁見を許さる、

○西地方町火あり、北部の民舎焼失し、新たに小路を開く、新道と稱す、

●享保六年二月朔日、藩府、畫師狩野休山の第二子狩野奎後ち圓山と號すを召抱へ、金二十兩并に五人扶持を給せらる、

○二月、猿猴橋町年寄槩屋勘兵衛、清廉實直にして職務に勵精し、貧民病者を救恤し、且公益を計れるを以て、藩主より賞銀三枚を賜はる、

○三月、是より先き元祿四五年の頃、明星院川の渡船始まる、是月明星院村の忠助なる者、藩府に請ひて、東白島より六艘、明星院村より二艘を出し、明星院

川常船渡を開始す、

衛器製造修理
を嚴禁す
藩主の歸城
華美なる莒蒲
甲立を禁す

○四月、藩府より、民間に於て密に諸衛器を製作又は修理することを嚴禁す、
○五月十八日、藩主長吉江戸より歸城せらる。○藩府より、民間に於て莒蒲甲立等華美に飾立つることを禁せらる、

蝗害

米價の騰貴

○六月、氣候不順、蝗害あり、稻禾登らず、廣島近郊水田の上に炬火を置き之を禳ふものあり、之を萬燈と稱す、是後蝗害の時は毎に萬燈を行ふ、是歲米價俄に騰貴し、一石の價四寶銀三百二十七匁に至り、士祿糶米侍士が其采邑より取りたる米を市人に賣る之を家中米と稱す一石三百四五拾匁、祿米券御差紙にて二百八拾七八匁なりしと云ふ、
○七月朔日、藩府より再び令して、莒蒲甲立等を華美に飾立つることを嚴禁せらる、

再華美なる莒蒲甲立を禁す

莒蒲甲立軽く仕候様、兼而被仰出候處、當端午には美々敷何角立並、殊に人形等も相飾、それに事寄せ見物人も相集、狂言綺語を催し候屋敷も有之由相聞候、無益之至に候、惣躰破魔弓左儀、長甲立候儀は時之祝儀迄之事に候へば、其旨相心得、無益之儀無之様被仰出、(濟美録)

藩主長日長壽の祈禱

○七月九日、明星院の僧世五、噉高に藩主長日長壽の祈禱を命せらる、噉高、長日

孝子仁三郎

城下追放

松生院の山號を改む

普賢延命尊法を修行す、是より毎歲衆僧二十を率ゐ、正五、九月の前月二十九日より朔日まで三日二夜の間、同寺院に於て普賢延命尊大法、同護摩供、聖天供、十二天供神供法を修行するを例となす、
○閏七月、白神組六町目今の大手町六丁目大工八郎兵衛の借家住仁三郎、幼にして母に孝養を盡し、奇特の聞えあるを以て、烏目一貫文を賜ひて之を賞せらる、
○八月四日、國泰寺隱居僧界峰及其弟子聖光寺趙叔院等覺院の住僧其他十人、城下追放の刑に處せらる、
○八月、下柳町眞言宗松生院の山號、向陽山を改めて「歡喜山」となす、是より先き、享保二年藩主吉長、明星院に於て衆僧を會し、變生男子の祈禱をなさしむ、時に松生院の僧世六成眞も亦其命を蒙り、聖天法を修行すること一週日に及べり、然るに此密法は、一旦開始するときは、定例ありて中絶すべからず、是を以て爾來松生院に於ては、常に守りて解ることなかりしに、藩主吉長これを聞きて悦び、吏を遣はし、更に命じて、自今毎月十四日夕刻より二十一日朝に至るまで、浴油修法を行はしめ、因りて聖天堂方二間のものを擴めて、棟三間、梁二間となし、本尊厨子、同壇佛具、御供所、諸器具等これに稱はしめ、其費とし

て銀五貫八百六十七匁六分を賜ひ、且毎歲祈禱料十貫三百六十目を賜はるべき旨を傳へしむ。堂内の大厨子三、聖天自在天、十一面觀音小厨子二、荒神辨財天。是なり。是後其佛具破損するときは、御勘定所に於て改修せしむることを命せらる。寺僧大に歡喜す。是に於て向陽山の號を改めて歡喜山となすと云ふ。

中川檢校

○十一月六日、藩府、中川檢校に已後毎歲米三十俵を給し、多年封内に於ける、座頭支配の勞に酬らる。

藩主野上屋の製油水車場を見る

○是年、藩主長吉再び佐伯郡己斐村に往き油屋町野上屋市右衛門が所有の製油水車場に臨み、其事業を視る。是時藩主より親筆を市右衛門に賜はる。其文に曰く、敬臨之以莊則敬孝慈則忠舉善而教不能則勸野上屋これを榮とし、子孫に至るまで、毎歲元旦に之を床に懸け、祝餅を供して禮拜すと云ふ。○藩府、廣島城下の舊家にて、其祖先甲州紀州より藩祖に隨從し來れるもの、事歴を徵す。

藩祖に隨從入國者の事歴を徵す

舊家御取調書付 享保六年

(本市尾子忠藏氏古記録)

甲州紀州より先祖御當地へ參り候町人、享保六年御改有之、其節五組を申出人名、左之通、

○廣瀬組

鍛冶屋町

鍛冶棟梁

根來彦右衛門

同

丹羽清吉

左官町

馬具屋平藏借屋大工

新七

塚本町

橋屋

甚七

堺町三丁目

大工

源左衛門

西引御堂町

紙屋なつ借屋小商人

久左衛門

西地方町

芥河屋孫十郎借屋柿葺

權左衛門

同

大田屋

三郎右衛門

小屋新開

津村屋

三之助

○新町組

銀山町

太田屋

治右衛門

堀川町

油屋

彦三郎

胡町

天満屋

柳生

同

同

傳左衛門

元柳町

佐野屋 甚四郎

大黒天古像を藩主に獻す

●享保七年二月二十九日、明星院より安樂院所藏の三面大黒天古像を藩主に獻す、藩主より安樂院に金二十兩を賜はる、

藩主の發駕

○三月六日、藩主^{長吉}發駕して、江戸に赴く、

木綿虫害

○六月九日、是歲廣島町新開の木綿虫害あり、從來虫送り法の効驗なきが故に、京都吉田家に請ひて除虫の祈禱を行はんことを出願す、是日藩府より之を許可せらる、

天主閣の修繕

○六月二十八日、城内の天主閣を修繕せらる、

大阪より膏藥齒磨の賣弘め

○八月十日、大阪順慶町五丁目醫師鈴木宗壽、大阪より來り、膏藥・齒磨の賣弘めに従事す、

藝備國郡志の献上

○十二月十八日、藩府より藝備國郡志二卷を幕府に獻上す、

浦島方御貸銀の廢止

○是年、藩府、沼田郡江波島庄屋の浦島方御貸銀^{毎歲銀壹貫目}を廢止す、○猿猴橋町

瑞川寺石鳥居

榑屋^{四代}目、勘兵衛、尾長村、瑞川寺境内の金毘羅社前に石鳥居を寄進し、辻村親

明星院八幡宮の蓬萊の畫額

房と誌す、○藩主初老の年賀に當り、明星院鎮守八幡宮に蓬萊の畫額を奉納せらる、後ち天明六年三月藩主重晟、繪師勝田友溪に命じて之を修補せらる、

妙風寺の罹災

○春^{不詳}東白鳥町火あり、法華宗妙風寺罹災す、

町組見取と新開地誌

●享保八年正月六日、藩府より廣島町組見取并に新開地誌を行ふ旨を令せらる、郡廻り龍神助右衛門に其總監^{惣見}を命じ、御代官瀬川茂左衛門、小島半

奇特者吉右衛門

之丞に地誌奉行を命じ、二月十八日より實行に着手せらる、

○二月二十一日、是より先き町御奉行より段原村農夫吉右衛門に命じて、其從兄番組寺橋善兵衛の遺孤を養育せしむ、吉右衛門私財を以て之を撫育し、毫も亡父の遺産を減少せず、而して之を遺孫に還す、藩府より其奇特なるを賞し、鳥目二貫文を吉右衛門に賜はる、

幕府醫師丹羽正伯

○五月八日、幕府の御醫師丹羽正伯、藥艸検査の爲め長崎に赴く、是日廣島を

藩主の歸城

過ぎ、白神組三丁目三原屋三郎右衛門の宅に止宿す、

月並講釋

○五月十九日、藩主^{長吉}江戸より歸城せらる、
○五月十九日、藩主吉長、儒者寺田立革、植田玄節、植田伊助に命じ、毎月交番に書を講せしめて之を聽く、是を月並講釋と稱す、

三之丸辨財天鎮守社の建立

○六月六日、藩主吉長、城内三之丸に辨財天鎮守社を建立せらる、十日感神院の僧登城して地鎮祭を行ひ、二十二日鎮座の式を擧ぐ、藩主より感神院に銀

廣島町大年寄
(新町組)の更
迭

弓術家小篠文
太に賞賜

廣島町大年寄
組頭に賞賜

東照宮附近に
殺生禁斷の令

二枚を賜はる、

○六月十日、廣島町大年寄新町組伊豫屋吉左衛門病死す、廣島町大年寄白神組支配三原屋五代三郎右衛門新町組支配を兼勤す、七月十二日其兼勤を解き、山口町年寄室屋三代惣左衛門に廣島町大年寄新町組支配を命す、

○六月十二日、是より先き、御中小姓小篠文太伊勢國に往き、津藩士吉田六左衛門に就きて弓術を修め、其蘊奥を極めて歸へり、爾來家業に勵精し、門弟を教授する夥しきを以て、藩主より銀三十枚を文太に賜ひ、其功を賞せらる、

○七月十二日、藩府、廣島城下の窮民救助の爲め獎勵せる繰綿業に關し、斡旋せる功勞を賞し、廣島町各組大年寄、組頭等に賞銀若干を賜はる、

○八月十五日、藩府より尾長村東照宮附近に殺生禁斷の令を布く、

覺

一御宮外、東之方道谷より明星院境内とも、

一御宮松原外、南之方は板橋より内、

右殺生禁斷之所に候間、心得違無之、彌堅相守候様可被申付事、

八月十五日

相撲行司横山
左近文六

力士築島久兵
衛

城内の御建屋

西町御奉行の
更迭

比治山別墅

目安箱の設置

○八月二十八日、相撲行司横山左近隱居し、其子文六襲ぎ、金二十兩三人扶持并に御小人料一人分を給はり、左近に退隱料二人扶持を給せらる、左近は賀茂郡竹原に生れ、父より一法齋劍術を傳へ、其奥義に達し、剛勇稀世の人と爲る、兼ねて行司を業とし、屢々三都に出で壇上に上るや、名聲甚だ高かりしと云ふ、○同日力士築島久兵衛疾病を以て暇を賜はる、其家計の窮乏なるを憫み、特に鹽噌扶持一人分を給せらる、

○九月、藩主吉長、小祠を城内に建て、大黒天、摩利支天、辨財天の三躰を祀る、是を「御建屋」と號す、

○十月二十八日、西町御奉行三上保之助、御先手者頭に轉じ、明石彌一右衛門に西町御奉行を命せらる、

○十一月四日、西原三周が所有せる比治山別墅は、玄徳院光以來歴代藩主の駐駕せられし由緒あるを以て、三周これを他に譲與せんとするに先ちて藩廳に告ぐ、藩府因りて銀一貫五百目を三周に賜ひ、同家宅及土地を藩府に納れしむ、

○十二月十五日、藩府、京口御門内と、猿猴橋東北詰と、中島本町材木町入口と

紙屋町の大火

の三所に、目安箱を設置す、是より先き、正徳年中廣島城下及各郡に目安箱を置かれしが、後ち廢止し、是に至りて廣島城下の三所に設け、明治五六年に至るまで之を存置す、藩主の直轄に屬し、御歩行組の内數人をして時々巡視せしめ、人民の内訴を受くるなり○同日、曉七つ時、紙屋町出火し、大火に及ぶ、藩府諸士の月次御禮を停めらる、

諸士系譜の撰修

○是年、儒者寺田立革高諸士系譜を藩主に上る、是より先き、享保四年藩主の命じて撰せしむる所なり、後ち十二年正月、嚴島神社に之を奉納し、且つ立革をして其事を記せしめ、併せて之を納む、同年更に命じて、備後國三次に於ける諸士系譜を撰せしむ、十六年成る、九月亦た立革に命じて、事を記さしめ、之を嚴島神社に納む○猿樂町鑄師目七代善三郎に三人扶持を給せらる○搦屋町三原屋目四代清三郎、綿座頭取を命せらる○金屋町眞宗專立寺免地無租許可地の内なる門前幅二間二尺を徴して之を還さしめ、小路を開き、金屋町・田中町及稻荷町方面より京橋町に通ず○水主町新開に屬する大洲屋開の地詰を行ふ○觀音村に屬する鍋屋開・正木屋開・藤兵衛開・高瀬開及び川田村今の福島町に屬する八郎兵衛開・源七開・平三郎開・河原田開・犬島開・九郎兵衛開・吉左衛門

鑄師善三郎
綿座頭取
專立寺側の小路

觀音村鍋屋開
等川田村八郎兵衛開等租地
となる

船入村の中開

廣瀬大明神改稱

其阿彌藤右衛門

瓦師棟梁山科吉左衛門

藩主の發駕

矢師四郎左衛門

北之御門修繕

鷹野橋土橋なる

情死者の處分法

開道間開・東土手開の諸新開地を租地高附とせらる○新たに船入村西堤防下を開墾して中開と稱す、後ち寛延二年更に其附近を開拓して土地を擴張す○廣瀬辨財天社を改めて廣瀬大明神と稱し、嚴島大明神を祭神となす、此社地は、往昔毛利氏時代洞春寺の故址にして、辨財天社は同時の鎮守たりしなりと云ふ、

●享保九年正月二十八日、其阿彌藤右衛門に三人扶持を給はる、

○正月、船入村瓦師山科代十一吉左衛門に瓦師棟梁役を命じ、米七石并に二人扶持を給す、其子孫世々棟梁職を襲ぎ、給米并に口俸を賜はる、

○二月七日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く、

○二月十二日、矢師四郎左衛門に三人扶持を給はる、

○三月二日、城内北之御門を修繕せらる、

○七月十六日、西堂川の下流なる鷹野橋を修し、板橋を變じて土橋と爲す、

○七月十二日、藩府にて男女情死者の處分方を定めらる、

覺

一男女申合相果候者死骸、此後は革田に取捨させ候事、

但、葬之儀、親類共願出候而も不取上候事、
一右之節、一方存命に候共、是又革田頭え遣し、召仕に申付候事、
一双方疵付存命に候共、是又革田頭へ遣候事、

但、申合之段不分明候共、其段不及吟味、前條之通り申付候事、

右之趣有之節者、町新開郡中其所々支配方より裁許可仕旨被仰付置候、
此段爲心得可被相知候、以上、

七月

西御門の修繕

醫師尼子道竹

大風雨、高汎
毒繪師又四郎

○七月二十九日、城内西御門を修繕せらる、

○八月六日、醫師尼子道竹歿す、道竹は阿波國徳島の人、姓は源、道竹は其諱、字は信久、竹筍と稱す、其先は雲州尼子氏の支族なり、醫を以て名あり、年二十九の時廣島に來る、藩主光晟其術を喜び、徵して之を祿す、名聲益廣し、三主に歴仕すること殆んど四十年、歿する年六十七、慈仙寺に葬る、著すところ萬金不換八卷あり、病理藥分八十七門に分ちて論せり、

○八月十四日、大風雨、高汎あり、廣島水主町の龍川堤防壞崩す、

○九月十二日、藩府より毒繪師又四郎に三人扶持を給せらる、

表具師忠兵衛

馬中次石田岡
右衛門

藩主の歸城

國泰寺の常法
幢

○九月十五日、藩府より表具師忠兵衛後ち忠右衛門と改むに給米七石、二人扶持を給はり、別に細工道具料百目を加賜せらる、

○十月二十九日、藩府より馬中次石田岡右衛門に帶刀を許し、二人扶持并に銀五百目を給せらる、

○十一月十九日、藩主吉長江戸より歸城せらる、

○是年冬、不詳日禪宗國泰寺の主僧八世道湛林達、常法幢免許狀結制を興行す、初め道湛常法幢を建立するの資格を得んことを藩主に請ひ、是年十二月發途し、京都大阪に上り、又尾張國雲興寺の添書を得て、江戸に到り、關三ヶ寺に依り常法幢の事を願ひ、越前國永平寺に至り、四月免許狀を受け、常法幢を寺内の西部白神社の裏に建立し、是に至りて其結制興行をなせり、此時より始て常會江湖の寺となり、二十人扶持を同寺に加給せらる、翌年享保十年四月始て晋山開堂あり、是より歴代の主僧晋山の際、莊嚴なる儀式を擧ぐるを以て例となす、
○吉浦稻荷大明神を白神社内に移し來る、○孝子石見屋町髮結師儀兵衛孝女銀山町けん材木町はつあり、世に聞ゆ、○是年、諸竹實を結ぶ、苦竹先づ枯れ、淡竹また尋ねて枯れ、漸く諸竹に及ぶ、笹類に至るまで然らざるはなし、古老

白神社の吉浦
稻荷大明神
孝子儀兵衛
孝女けんはつ
竹實を結ぶ

相謂つて曰、竹に實を結ぶときは三五年の間、必ず年穀登らざることありと、相傳へて恐懼す、秋季に至り、果して實らず、民苦みて納租を完ふせず、藩府、諸士の采邑、祿率四つ半を減じ、三つ七歩となす、廩米の諸士も亦これに准ず、明年諸竹また實を結び、歳凶す、藩府より孟蘭盆の燈籠を點し、及盆踊を催すことを禁止せらる、

鍵屋孫三郎

味木立軒

白島の稽古屋敷(一)

義僕與右衛門

御材木奉行

白島の稽古屋敷(二)

講學館

船數の検査

○七月二十六日、東白島浪人上林新八の義僕與右衛門に賞銀壹貫目を賜はる、○藩府始めて御材木奉行の職を置く、
○十一月四日、藩府、側儒寺田立革通高に命じて蓄髮せしめ、其侍講の常番を解き、白島稽古屋敷に於て學塾を起し、生徒に授けしむ、後ち享保十九年學塾を講學館と稱す、

○是年、藩府より船數の検査を行ふ、官船二百八艘、民船四千八百三十三艘海内

船入村地詰

御材木場尺木の改正

船四千三百三十三艘あり、○船入村の地詰を行ふ、此時榎新開高二十石餘、櫻新開高二十四石餘、沖新開高八石餘を併合して一となす、

●享保十一年正月二十三日、藩府御材木場の尺木を左の如く改む、

一新水尺木長さ貳丈六寸古水尺木長さ壹丈三尺、古木より新尺木七尺六寸長し

一只今迄者、御材木場圍ひ之内に有之候處、此度改り候尺木は、御材木場わく鼻渡し場え出來、

一同二十五日、右に付、此以後は尺木壹丈貳尺に及候はゞ、銘々請取場え追々罷出候様、尤出水様子に寄、右之尺木に不及候共、見合次第罷出候様、夫々達有之、

○正月二十九日、御材木場の脇なる渡船場の渡守を罷め、新たに渡守四人を置き、郡方町方より各二人を出し、各人に米四石三斗六升を給せらる、

○二月五日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く、

○十月十日、藩府、城内なる橋の御門(正門)を修繕す、

○十一月朔日、藩主吉長、江戸より歸城せらる

○是年、藩府より、城内の火災又は其近火の場合には、三御門内と雖も、騎馬通行

城内火災と騎馬

藩主の歸城

橋の御門修繕

藩主の發駕

御材木場の渡守

御船大工棟梁
高瀬理兵衛
長崎御用町
人中尾長三郎
來る

白島の稽古屋
敷(三)

六町目川口番
所の廢止

大阪登せ米の
輸送方

苦しからざる旨を侍士に令せらる。

●享保十二年閏正月十日、御船大工棟梁高瀬理兵衛に帶刀を許さる。

○二月朔日、長崎御用町人中尾長三郎、襲家後初めて廣島に來る。是日登城して干鯛一箱、聖諭廣訓貳冊、阿蘭陀燒花生一箱、硝子洋盃一箱、燻入あらし酒一箱を藩主に獻す。藩主乃ち謁見を賜ひ、唐草之間に於て茶菓酒饌を賜ふ。後ち藩主より使者を長三郎の宿舎に遣はし、時服二領を賜ふ。又町御奉行より銀五枚を長三郎に與ふ。

○四月十五日、寺田立革が講學館創立以來の勤功を賞し、金貳拾兩を賜ひ、同日浪人太田半三郎を召抱へられ、拾人扶持を給し、講學館に出仕せしめらる。
寛保三年の項參照。

○四月二十七日、藩府、六町目の川口番所を廢し、西堂川の川口番所のものをして兼務せしむ。

○八月八日、是より先き藩府、大阪登せ米をなすに、廣島・三津・竹原・三原・木ノ濱・尾道等の町民中より、御登せ米請合積支配之町人を選択し、専ら之れに請合積を命せしが、是日これを廢し、御藏方より直に廻船を借り、之に登せ米を積

力士巖卷善太
夫の優遇

刀工輝廣十代
目

大田川筋の築

藩主の發駕

天神町水主町
の大火

み、大阪に輸送することに改定せらる。○九月十二日、舊大阪登せ米請合積支配町人芥河屋平八、同孫右衛門に、各金貳拾兩を賜ひ、在職中の功勞を賞せらる。

○十二月二十八日、相撲關取巖卷善太夫、年頭式日に登城し、御歩行と與に御食奉行の座席に列し、賀禮を行ふことを許可せらる。

○十二月、刀工輝廣九代、藤四郎病死す。年七十三、長兵衛初名、伊兵衛を養ひて嗣となす。翌年七月九日、三人扶持及輝廣の家宅を賜はる。之を輝廣十代目となす。

○是年、藩府より將軍に獻上する鮎の捕獲乏しきを以て、沼田郡今の安佐郡の内、阿戸の築を廢止し、高宮郡今の安佐郡の内、深川に築を作りしも、尙ほ捕獲少きを以て、又沼田郡毛木村、阿戸村、高田郡土師村に切川を作る。後ち猶ほ所獲乏しきが故に、獻納を中絶するに至る。

●享保十三年二月五日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く。

○三月二十七日、未の刻、天神町淨土宗清岸寺の借屋より出火し、西側北の方は同寺の門前に至りて止まり、同寺は災を免る。東側は同寺の門前より北半町に延焼し、是より南方は天神町東西側共に民家及滿松院、天滿宮盡く燒失

す、會、疾風あり、水主町に延焼し、火熾藩士松野彌一右衛門、植木理右衛門の宅を越えて、御船頭藩主船司の職の宅及船方御道具庫を蕩盡し御船作事所は災を免る、天神町西側は木挽町の町門を限り、福壽院の堺に至りて止まり、東側の火は元安川を越えて對岸六町目今の大手町七町目御歩行多門に飛火して、多門悉く焼失し、御普請方器具庫及松宮玄蕃の宅を全焼せり、御料理人木原甚兵衛焼死す、此災に罹れる天満宮は、寛永八年藩主光晟の再建せし所にして、祈禱器具及護摩壇四面器等の寄附あり、又其前代長晟の時奉納せし連歌もありしが、此火災の爲めに悉く焼失した、百韻の懷紙二折のみを存し、世に傳ふると云ふ、

正清院本堂の再建

○三月、新川場町淨土宗正清院の僧世九興譽蒙光、藩主の命を受け、本堂を再建して成る、是より先き、同寺は戒善寺中の町にありしが、明暦三年の大火に延焼灰燼に歸し、後ち此地に移さる、乃ち藩府に請ひ假堂を建立せしが、瑁譽如入世六の時これが再建を企て、未だ果さずして寂す、是に於て興譽昨年三月藩主に請ひ、再建せしなり、

風

○六月十八日、未の刻、廣島城北なる安藝郡新山村今の牛田村の内の方面に黒雲俄に湧き、是と同時に大風忽ち起り、西白島町御材木場の堺より白島の西町、東町

地神經讀誦僧の取締

を過ぎ、尾長村、府中村に向て一線を劃して、或は屋舎を倒し、或は喬木を折り、明星院前老松二十本及尾長山上の喬木百五六十本を吹き折れり、或は行人を吹き僵すに至れり、而してこの風尙ほ東方封内の各郡を貫き、遠く上國に向ひ直線を書きて損害を残したりと云ふ、

日通寺釋迦堂の建立

○九月、安藝郡新山村廣島町組法華宗日通寺境内に釋迦堂を建立す、

藩主の歸城

○十一月朔日、藩主吉長江戸より歸城せらる、

東町御奉行の更迭

○十一月十五日、東町御奉行龍神武左衛門大御目付次席御勝手向御用に轉じ、十二月十五日御作事奉行竹中文内に東町御奉行を命せらる、

相長撲屋の廢止

○十二月十二日、藩府より、相撲長屋を廢止し、各自宅内に於て其業に従ふべく、并に従前の如く扶持米を給すべき旨を力士十一人、行司一人に達せらる、

白島の大火

○享保十四年三月二日、曉九半時、白島村字一本木に大火あり、初め眞宗滿景寺隱居所より出火し、白島村、西白島町、藥師の町西白島の東、松原町、城内、後松原に至るまで延焼す、士卒邸宅三百〇三軒、寺院二滿景寺、光明院、民家四十六軒龜敷八土十四軒

滿堂寺光明院の移轉

大阪の紙鐵御藏元

交趾國貢の象の通行

藏三十三を焼失す、焦地の長さ九町十二間、幅二町二十九間、地積八萬千二十九坪に至り、翌朝卯の刻鎮火す、此火災あるや、藩府は將來火災の城中に及ばんことを慮り、白島薬師の町なる城壕側の御歩行多門を撤去し、後松原なる侍士邸宅を他に移し、馬場を作り、兼ねて避災地となす、又一本木御歩行組番組の多門を廢し、替地を平塚東堤防下并に矢賀新開段原村に賜ひて之に移さしめ、滿景寺を大須賀に、光明院をば白島妙風寺の裏に移らしめたり、

○三月十三日、大阪の豪商海部屋善次、鴻池利兵衛、藝藩の紙鐵御藏元を勤むるを以て、合力米として善次に米百俵、利兵衛に拾人扶持を賜はる○編者曰藩府昔より收入に貢米の外紙鐵あり、平常米鐵共に之を大阪に輸し、鴻池等の豪商に命じ之を蓄藏し、時に之を糶賣せしめ、又藩府臨時に金を要するときは之に命じて處辨せしむ、因りて是を御藏元と稱す、

○四月六日、交趾國より貢せる象一頭、將軍の召により、長崎より江戸に赴く、途中廣島を通過し、是日堺町二丁目馬頭助兵衛の後庭に次す、藩主吉長、同町澤村屋に臨み之を觀る、是時長崎奉行三宅周防守より發せる諸國廻狀あり、左の如し、

今般當地方象壹疋、攝津大阪迄宰領相添牽登せ申候、各御領内罷通候付、急度道々警固被御申付渡儀は御無用御座候、然共珍敷生類故、所々及群集相

障候儀可有之候間、其御心得御申渡、將又右象道法多步行不申候間、本宿之外民家にも止宿致候儀可有之候、馬宿之様之所にて一夜宛之儀可罷成候間、態御取繕等之儀には不及候、川々大概之川は渡り申候、淺き瀬御案内御申付可有之候、馬越申程之事に候は、船は被差出に不及候、勿論船に而無之候へば、難渡川は、馬三四疋も乗せ申程之船に而候へば能御座候、泊々其外野合にて、草笹之葉米之粥等、飼申候所々にて宰領之者相調、代拂可申候、右之趣御領内公役に被致候様にと申進候譯には無之候へ共、珍敷生類故、御用之儀指支不申候様致度如此候、御在城之御方に者、此段各執達御領中御申渡可有之存候、此書狀御領内次々御順達頼入存候、已上、

三月朔日

長崎

三宅周防守印

松平長門守殿

毛利甲斐守殿

御家老中

御家老中

毛利但馬守殿

松平安藝守殿

御家老中

御家老中

阿部伊勢守殿

板倉右衛門佐殿

御家老中

御家老中

松平大炊頭殿

脇坂豊之助殿

御家老中

御家老中

榊原式部大夫殿

松平左兵衛督殿

御家老中

御家老中

松平遠江守殿

御家老中

金屋町の拜領家九戸

○五月、藩府、金屋町に拜領家九戸を建て、特別技能あるものを住居せしめ、免地となす、

綾谷勾當罷めらる

○六月二十五日、東檢校京都より來り、座頭盲女支配綾谷勾當を罷免せんことを要請す、勾當亦願ふ所あり、事情明かならず、人を京都に派して探究する所あり、越えて七月九日願に依り綾谷勾當の職を罷め、岩永檢校に命じて之を襲がしめ、同月十六日京都に之を報す、

岩永檢校

阿蘭陀人の通行

○八月二十四日、阿蘭陀人馬載師が長崎より來り、是日廣島を經過して東上す、

覺

一從長崎御用之阿蘭陀人、近日當町泊、翌朝發足之筈に候、右通り候節、町々作法宜可仕候、若立出見物、杯仕儀、曾而仕間敷候、

一右通り候節、町中通り筋、軽く掃除仕、通筋道々物干置、亦は賣物諸道具等出し置申間敷候、

一右通り懸り候節、普請作事仕儀相止、通り仕廻候迄見合可申候、

一小路へ人立懸り、さわがしき儀無之様に、人押之者出し置可申候、

一町々役人共、右通り候節、無油斷可心付候、

一常々無油斷事に候へども、火之用心之儀、隨分念入候様に、彌以可申付候、

一通り筋、見せ先に、ござ筵張出し有之候を取除置き可申候、

一牛馬牽ちがへ無之様に、先拂之者え可申付候、尤旅人たり共、公儀之御用

に而候間、其所を相知せ、よけさせ候様に可仕候、

右之趣、末々迄、堅可申付候、

八月二十一日

五組え

明星院の罹災
比治山町大火

○十月八日夜、眞言宗明星院、失火焼失す。
○十月二十一日、戌の刻、比治山町火あり、延焼八百餘戸、廣寂寺、専立寺も災に罹れり、翌二十二日寅の刻鎮火す、藩府より金穀を出して、罹災窮民を賑恤せらる。

松生院の祈禱
料減少

○是年、藩府、柳町眞言宗松生院の祈禱料寄附毎月銀二十枚此銀十貫三百二十目、享保七年より寄附ありを改めて金十兩二百目とす、後ち享保十九年又減じて一箇年銀百枚となす。

藩主の發駕

●享保十五年二月五日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く。

天主閣の修繕

○三月十二日、藩府、天主閣の修繕に着手し、五月五日竣工す。

段原村の拜領
家八戸

○三月、稻荷町東組に在る拜領家八戸を、段原村的場樋の口小路の南側に移す、租地たり。

青山淺野家

○五月十一日、藩主吉長より幕府に請ひ、舍弟宮内少輔長賢に、廩米三萬石を分與せらる。

三木家の棒火
矢術

○八月十二日、長州藩家老、穴戸美濃の家臣勢一、勘太夫の弟小七郎、廣島に來り、三木家の棒火矢術を學ばんことを請ふ、三木一之進は御先手者頭、築山嘉

藩主夫人の逝
去

平に頼り、允許を藩主に請ふ、藩主乃ち他國人士に其秘術を授けしめざるを條件として之を許さる。

藩主夫人の逝
去

○九月二十九日、藩主吉長の夫人源光院節姫江戸に於て逝去せらる、江戸青松寺に葬る。

藩主の歸城

○十月二十五日、藩主吉長江戸より歸城せらる。

麻疹流行

○十一月十二日、是より先き廣島城下に於て麻疹流行す、罹病者甚多し、是日藩府、御醫師并に町醫に命じ、此際極力治療に励めしむ、其後病勢漸次に熄ひ、翌年三月十三日勤勞の醫師に褒賞を賜はる。

西町御奉行の
更迭

●享保十六年正月十五日、西町御奉行明石彌一、右衛門、御先手者頭に轉じ、三

的場の拜領家

月十六日御勘定奉行木村野右衛門に、西町御奉行を命せらる。

久保田圖書の
別荘

○二月、藩府、段原村的場に拜領家一戸を建て、免地となす。

醫師道順

○三月、藩主より、尾長村宅地二段二畝六歩を藩士久保田圖書に賜ひて、免地とせらる、久保田氏これを別墅となす。

醫師道順

○五月二十三日、是より先き石州津和野の藩主龜井能登守病む、使を遣はして廣島堀川町の醫師道順を迎ふ、是日道順允許を得て津和野に赴く、八月二

十二日津和野藩主より其家臣米原數馬を使者とし、微行して來らしめ、禮意を道順に傳へ、金拾兩并に縮緬三卷を道順に、金三百疋を弟子正順に、金二百疋を若黨に、烏目貳貫文を家僕に賜はる。

研師與右衛門

○八月十二日、藩府より、研師與右衛門に三人扶持を給せらる、同十九年、其子庄松に三人扶持を給せらる。

遊行上人の巡錫

○八月三十日、遊行上人、雲州赤名より三次吉田、可部を経て廣島に來り、是日天神町今は村木町誓願寺に入る。

淺野長晟公百回忌大法會

○九月三日、藩主吉長、淺野長晟公百回忌法會を國泰寺に於て行はる、御年寄岡本大藏御用奉たり、同日大赦を行ひ、廣島旗町の中島伊助、東大工町福田幸右衛門、西引御堂町萩野勘八等十五人の死刑を宥るし、之を放還せらる、翌四日白神組六町目の下土手に於て、窮民三千九百十二人に施米七十八石二斗四升を頒與し、以て賑恤せらる。

藩世子の加冠

○十一月二十三日、江戸に於て、藩世子岩松、登營加冠の式を行はる、將軍吉宗より偏名を賜ひ、宗恒と稱せしめ、保昌五郎の刀を賜ひ、從四位下刑部大輔に叙任せらる。○是年廣島町大年寄廣瀬組芥河屋六代目孫右衛門寄江戸に上り、

廣瀬神社前の蓮池
新開大割役

廣島町中惣代として祝物を獻じ、世子加冠の賀詞を述べ、
○是年、廣瀬神社前の蓮池東四十間、南北十七間を西引御堂十日市、雨町に下附し、其用水に充つ、往昔洞春寺境内に在りし庭池なりしと云ふ。○矢賀村庄屋世良六代目四郎右衛門次軌に大割役を命せらる、同年新開方に始めて御用銀を命せられし時、村方役人中、四郎右衛門一人のみ御用銀を獻納すべき命を蒙り、銀五枚を獻納す。

奇魚

●享保十七年三月、海上多く奇魚を漁獲す、其形狀馬鮫魚に似たり、漁人これを捕獲して其名を知らず、後ち稱して沖鯨といへり、其味淡くして食ふに堪へず、漁獲多くして價卑しと雖も、廣島の住民これを食はず、因て之を醃として奥郡に賣る。

笹買を結ぶ

○是年春、封内の諸山熊笹に實を結ぶ、麥穀の如し、農民採りて以て飯に代用す、一戸數石を採收するものあり、市人亦これを購賣するに至る、一石の價銀二十目、數年前既に之に類似せることあり、世人以て凶歉の兆となせり。

天主閣の修繕

○五月十三日、藩府、天主閣を修繕す、
○閏五月八日、銅虫半兵衛、技工に巧みなるを以て、藩府より三人扶持を給せ

銅虫半兵衛

らる 濟美錄に據る事跡緒鑑に
は閏五月十三日となす

○是年秋、中國・四國・九州・浮塵子大に發生し、稻田收穫三分一に満たず、是を以て徵租概ね二歩に至らずと謂ふものあり、是に於て士の采邑に就き精査し、遂に一つ六歩を以て本年の租率と定む、然れども人民貢租を納むる能はず、漸く飢饉に瀕し、艱苦を極む、十一月社寺及富豪等粥を焚出して窮民を救助するに至る、廣島城下及各郡の野犬、飢餓して狂し、累々瘦羸、奔突して人を齧み、物觸るれば則ち怒りて、木石となく之を齧み、又狂奔して遂に僵るゝもの算なし、是より先き、九月幕府は此災厄を聞き、東國諸侯に令して曰、

一西國四國中國筋、作物に蟲附、米拂底の由に候、依之北國出羽陸奥駿河遠江三河尾張美濃伊勢邊領地有之面々、上方へ米相廻し候儀、只今迄も可相廻候得共、彌今年は可成程は多く大阪成共有之所々に成勝手次第可被廻候、賣買之もの、米をも其趣にて廻し候様に可申付候、以上、
右之趣、萬石以下共、可被相觸候、

而して幕府は更に二十八日を以て關西の諸侯に向ひ、拜借金を許可したり、
一西國四國中國筋、作毛夥敷蟲付損毛之段、追々相聞え候、常躰の事候は、

不及御沙汰儀候、火災又は損毛等の様子次第品に寄り參觀等用捨も可有之候得共、一同の事故、左様之儀も難被仰出儀候、然共此度格別之事に付て、當所務半物成以上不足之分へは拜借金可被仰付候、御料所も同前の事にて、夫食等多候間、被思召候様には有之間敷候得共、拜借金を被仰付候、物成之儀付ては、杉岡佐渡守様子承届候上、拜借金相渡にては可有之候、

- 一金子渡方
- 一萬石より一萬九千石迄 金二千兩 以下
中畧
- 三十石以上 同二萬兩

右之通拜借可被仰付候、金子之儀は於大阪可相渡候、上納の儀は來丑年は被成御用捨候間、來々寅年より五年賦可爲上候、以上、

我藩府は此幕令に因り、拜借金の最高額二萬兩を得、十一月二十三日大阪に於て之を領收し、此金の内を以て諸士に分配せり、其率采邑百石を有するもの銀三十目とす、俸米は之に准せり、幕府は尙人民の益、飢饉に瀕するを見て、十二月更に米穀を諸國に貸與せんことを令せり、曰、

一西國四國中國蟲付損毛に付て、從大阪御藏米をも被差遣之、損毛之國々にて相拂、且又拜借金被仰付候得者、右御領主より買調、飢人に分配可申付事、

一損毛の國々、御米被遣、飢人御救之儀、右御米は國主の作略にて無之候は、では事調申間敷事に候、子細御代官所夫食借は御代官共にて遂吟味、日數多少、それ〳〵に應じ差別有之候、我領も御米は領主にて買取、人之貧窮に隨ひ差引いたし候は、では、大勢の儀行届申間敷候者、公儀之差別にもたれ候は、御救之詮有之間敷候事、

此貸米は代金の納付期を百日となし、石定價銀七十目餘を以て、大阪より運漕するものなり、此時藝藩の得たる貸米は二萬石にして、藩吏を賀茂郡竹原に遣はして之を領收せしむ、此凶荒田禾を害すること三十一萬四千石、人死する者九百七十六人、牛馬死するもの三百一匹なり、是を以て當時人民飢餓の情況を察すべし、然れども諸州飢餓の總數は實に九十六萬九千九百人に及びたれば、關西三十州に平均するとき、は藝藩の如きは其災害の最も輕微なるものなりき、

此時米價大に騰貴し、白米小賣相場は銀一匁に八合、上酒一升銀貳匁三分、糠一升十二文なりしといふ、

○八月十三日、御花島并に田中屋敷を御勘定奉行の所管に屬せらる、御花島御屋敷は、往古は侍屋敷にて、寶永元年より淺野大學殿へ被下、同六年大學殿御出府、跡明屋敷に相成、其後御連枝淺野刑部同内記同主殿被差置、享保十一年より淺野彌吉被差置、元文二年より右屋敷之内御武具方厘米方割場等之役所に相成、其餘は御多門に相成、翌戊午右新御多門七軒御歩行組え被下、并田中屋敷は御入國之頃より二軒にて、一は伴三左衛門^南、一は石川左近^北被差置、其後寛永十三年左近退去之跡、段々と諸士被差置、其後中江新九郎時代に至り、元祿十二年新九郎御暇被下、此時屋敷御用に相成、御菜園に成る、其次御普請方御小人被差置、元文元年此地之内え御多門出來、四月十五日御中小姓壹人、御歩行組十六人え被下、且三左衛門屋敷も其後追々諸士え被下、西尾兵庫時代享保十二年四月より是又御用屋敷に相成る、同十三年正月爲御首途、田中屋敷え御出のこと見ゆるは、此兵庫上ヶ屋敷の事にて、御相應の御建物も有たるなるべし、此年九月番組田中

才覺銀御用十
三人組

屋敷御門番被仰付たることも見ゆ、寶曆五年田中屋敷御亭風損に付、御亭は崩まゝに被差置、御長屋はかるく御繕有之、此時より番人にも不及のこと見ゆ、其後如當時御多門に相成、御歩行組被差置し事と見えたり、○編者曰、石川丈山の宅址に就きては、第四期淺野氏時代第一章第四節「文教の振起」の條下を參照すべし。

○九月、藩府藩債を大阪に募らんと欲し、廣島の豪賈油屋町年寄野上屋吉左衛門、斜屋町年寄肥後屋太郎兵衛、比治山町年寄平野屋伊右衛門、白神組一町目富士屋喜兵衛、油屋町組頭見室屋助九郎、細工町組頭世並屋市郎左衛門、中島本町組頭三國屋平右衛門、胡町組頭茶屋次郎右衛門、東引御堂町組頭茶屋彦四郎、油屋町鐵屋善八、紙屋町伊豫屋九郎右衛門、中島本町伊豫屋庄三郎、山口町室屋源八等十三人を選択し、大阪に赴き、豪賈に就きて正貨の債を募らしむ、之を才覺銀御用十三人組と稱せり、翌年十三人組のもの用を辨じて廣島に歸り、藩財政の危急を救ふ、同年十月四日藩府其功勞を賞し、伊豫屋庄三郎に銀二十枚を、野上屋吉左衛門外十一人に各銀十枚づつを賜はる、第四期淺野氏時代銀札の發行の條參照。

○十月十三日、是歲封内大に蝗害あり、諸郡爲めに貢租の期を違ふるに至る、

蝗害

鞘師源吉

荒神町の大火

肥後屋太郎兵衛の篤行

猫屋町片庇長屋

吉島新開の地詰

観音村佃開の高附

大火

廣島諸新開のみ滞納する者なきを以て、賞米二百石を賜はる、

○十一月十六日、鞘師源左衛門の弟源吉、江戸に往かんことを乞ふ、藩府これを許さず、蓋し其技工に巧妙なるを以て、去るを惜むに因る、

○十一月十八日、廣島荒神町大火あり、全町罹災す、

○十二月、斜屋町年寄肥後屋四代太郎兵衛東引御堂町に住す窮民を救恤せしを賞せられ、白銀若干を賜はる、

○是年、猫屋町片庇長屋同町東の方界町に通する小路に有、幅五尺、長十七間、四尺五寸ありを猫屋町に下附し、同町の抱へ竈となす、○吉島新開の地詰を行ふ、

高百三十六石七斗七升貳合 内四斗五合萬引高 本斗

殘高百三十六石參斗六升七合 畝數十三町七反三畝壹步五厘

○観音村に屬する佃開の高附をなす、後ち川成無高となり、明和七年に至りて再び高附をなす、

○享保十八年正月元日、亥の刻、松川町大火あり、東土手町、東大工町、東柳町、比治山町、段原村に延焼し、寺院二、民家二百二十軒竈數七百を燒失し、翌曉寅の刻鎮火す、

大電

藩主の歸城

諸川の浚渫

廣島町大年寄
(白神組中通組)
の更迭

東稻荷町中稻
荷町下稻荷町
西稻荷町改稱

中買人の定株
數を定む

○三月、廣島に大電降る、

○五月十五日、藩主吉長江戶より歸城せらる、

○六月二十一日、藩府、窮民救濟の一端として、廣島諸川の浚渫を行ふ、

○六月二十七日、廣島町大年寄白神組支配兼
中通組支配三原屋五代三郎右衛門病死す、翌

二十八日、廣島町大年寄中島組
支配芥河屋孫右衛門寄
繼に白神組支配の兼務を命

じ、山口町年寄室屋三代惣左衛門に中通組支配大年寄諸道具引受を命せら

る、七月三原屋六代三郎右衛門初名、助
三郎中通組支配大年寄を命せられ、室屋惣

左衛門の諸道具引受を解かる、

○七月朔日、藩府より令して、比治山町を東稻荷町に、東大工町を中稻荷町に、

松川町を下稻荷町に、東土手町を西稻荷町に改稱せしめ、比治山町の稻荷神

社を火災の守護神として祭祀せしむ、是れ其火災の多きが故に、住民の情願

を容れしなり、

○八月十六日、廣島城下の米差紙雜穀綿其他立相場に關する物品の賣買中

買人の定株數を定む、

覺

一當町中買の者共數多有之、其上時に寄、商賣柄不都合の者どもも鈴振中
買に成、都而中買の者共作法不宜、依之此度中買の者共五組にて別紙之
通の人數株相極、右の内も壹組にて貳人宛小頭申付候間、此旨相心得、以
來者米穀此外の品々迄も、此度相定候人數之外、中買商賣堅仕間敷候、若
定人數之外、私として中買商賣之筋仕候者有之候得者、中買小頭共急度
可申付候、隱置共に賣買仕候は、小頭可爲越度候、惣中買之者町役人と
もに不念可申付候、

但、相定置候中買人數之内、中買相止め候歟、或者商賣振替申度者、又者
病死等仕候者、代り之者遂吟味可願出候、聞届候上、代り之人可申付候、
附り、下中買等之者、堅差替申間敷候、株商賣之儀仕間敷候、

一右之通、中買之者共株相極申付候上者、以來株之者共不宜仕形有之候歟、
申合不都合之直段等申觸候様の儀有之候は、小頭どもも早々可申出
候、不埒之筋同意仕、隱置候は、惣中買之者同前に、小頭を始急度可申付
候間、何れも申合せ念入相慎、實跡に商賣仕候様可相心得候、
右之通、株中買之者へ念を入申付、別紙の趣、町新開之者共えも得斗相知

せ置、相違之儀無之様可仕者也、

享保十八年丑八月十六日 野右衛門内文

五組大年寄中

覺

米差紙雜穀綿并相場物賣買中買之者定株

- 拾參人 廣瀬組
- 八人 中島組
- 拾人 白神組
- 貳拾八人 新町組
- 拾壹人 中通組

右之通此度中買株申付候條、勤方之儀、別紙之通念を入可申渡候、以上、

丑八月十六日

五組

大年寄中

日雇人賃銀の一定

○九月、藩府、日雇賃銀を一定し、上賃銀壹匁參分、中賃銀七分、下賃銀六分とな

京橋町新小路

す、元文元年文字銀の發行せられてより、此規定行はれず、専ら雇者、被雇者の合意に任せしと云ふ○同月、京橋町の土地を買收し、一小路幅四間、長二十間を開く、稱して新小路と云ふ、

御山奉行の職掌

○十一月十二日、是より先き、藩府、御山奉行は御材木場利潤筋のこののみを掌り、御山地は諸郡代官の所管に屬せしが、是日より改めて御山地の支配をも御山奉行に屬せらる、

法安與右衛門家祿を沒收せらる

○十一月十九日、鐵砲屋町鍛冶法安四代目與右衛門三代目久治の嫡男父祖以來の給米口俸并に拜領家を沒收せられ、其弟五代目新三郎三代目久治の三男新に召抱へられて、先代の給米口俸并に家宅を賜はる、

尾長天滿宮の末社稻荷社
廣島町大年寄
(廣瀬組中島組
白神組)の更迭

○十一月、尾長村天滿宮の末社稻荷社を本社再建前の舊殿に勸請す、
○十二月十八日、廣島町大年寄廣瀬組支配芥河屋平八五代目請ひて隱居す、乃ち中島組支配大年寄兼白神組支配大年寄芥河屋六代目孫右衛門寄繼の本役并に兼役を免じて廣瀬組支配大年寄となし、兩替屋五郎右衛門に中島組支配大年寄を命じ、中通組支配大年寄三原屋六代目三郎右衛門に白神組支配大年寄兼役を命ず、

新開方大割役に賞賜

鏑師其阿彌四郎兵衛
具足屋勘左衛門

金剛の鎧

地震

藩主の發駕

廣島町大年寄(中島組)の更迭

廣島町中歳暮年頭賀錢減少

○是年、春、封内飢ゆ、餓死するもの甚多し、廣島新開方大割役二人、百方周旋して窮民を救恤し、其功勞著しきを以て、各銀五兩を賜ひて之を褒賞せらる。○猿樂町鏑師其阿彌八代四郎兵衛に同町廢家白銀屋與一郎の家宅を賜はる。○是年鍛冶屋町具足屋三代勘左衛門忠勝幼名、中に給米を賜ひ、年頭謁見を許さる。同二十年勘左衛門に白神組四町目の拜領家を賜はる。是より先き勘左衛門、幼少にして父を喪ひ、母に従ひて伯父岩井平六の宅に寓居す。長するに及びて、江戸明珍宗察の秘傳を受け、藩主吉長の命に依りて、金剛の鎧を作る。莊麗精美を極む。藩主より特に褒銀を賜はる。子孫世々甲冑師たり。○八月十一日、未の上刻、地大に震ふ。奥郡に災害を被るものあり。

●享保十九年三月八日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く。

○三月十五日、廣島町大年寄中島組兩替屋五郎右衛門病死す。廣瀬組支配大年寄芥河屋六代孫右衛門に中島組支配大年寄兼役を命せらる。

○十二月十三日、廣島町中より献上せる歳暮年頭の賀錢を各百五十疋づつと定むる旨を令せらる。○編者曰、從前は三百疋にして、五節旬賀錢と雖も三百疋なりしが、是年秋七夕重陽の時五十疋に減額ありしに因り、之に準じて減せられしもの、と見ゆ。

三兒を産む

野上屋吉左衛門に賞賜
尾長天神社の石鳥居

御勘定所御用

救荒貯蓄

白島の大火

教禪院の移轉

○十二月十八日、塚本町豆腐屋長兵衛の妻、三兒男一人、女二人を産む。翌年二月十六日米二石、銀百目を賜はる。

○是年、左官町年寄野上屋六代吉左衛門油屋町平素廉直、職務に勵精し、又左官町の窮民病者を救恤せしを以て、賞銀百目を賜はる。○猿猴橋町年寄樂屋五代勘兵衛、尾長天神社に石鳥居を寄進し、辻村包孝と鐫刻す。辻村は樂屋の苗字なり。○斜屋町年寄肥後屋四代太郎兵衛東引御堂町に住す并に中島本町伊豫屋二代目庄三郎、御勘定所御用聞を命せられ、年頭謁見を許さる。庄三郎後ち町年寄となる。

●享保二十年二月六日、是より先き享保十七年凶歉の時、藩府より廣島町新開に賜はりし救恤米銀の殘額あり、今後これを利殖し、元利約千石に達するを待ち、新たに倉庫を作りて之を蓄藏し、他年の救荒に備へんことを請ひて聽さる。是れ廣島町御奉行竹中文内、木村野右衛門の發議に依るなり。
○二月二十八日、白島九軒町火あり、百軒多門、妙風寺、禿翁寺、圓光寺、教禪院等焼失す。是に於て藩府諸所に御長屋を建て、百間多門に住せし歩行組の者をして之れに移居せしめ、其災地に諸士の邸宅を構ふ。又教禪院を尾長村天台

水祝ひ及博奕
禁止

宗松榮寺の西鄰に移す、七月三日移轉料として金百兩を同寺に賜はる、
○四月十日、廣島城下にて婚嫁の際、水祝ひを爲し、又は博奕をなすを禁ずる旨を令す、

近來御城下端々にて博奕翫ひ候族も有之候様に相聞候間、召仕候者并屋敷長屋等に差置候もの共も、取扱不申候様、稠敷可被申付候、見分之者相廻し、見當り次第申出候筈に候間、主人之不念に可相成候間、此旨可被相心得候、

一婚禮相調候節、爲祝水あびせ候儀、近來有之由相聞へ候、御時節柄之儀、旁以此後用捨可有之候、

右之趣、夫々不洩様に可申聞旨被仰出候間、相組支配方末々迄、念入被申付候様、可被相觸候、以上、

藩主の歸城

○五月十二日、藩主長吉江戸より歸城せらる、

竹ヶ鼻の處刑

○八月二十八日、竹ヶ鼻に於て、町御奉行所の帖元役村上忠右衛門及郡方番組田中兵藏の二人を處刑せらる、是れ兩人密に相謀り、囚人の親戚より收賄し、牢獄の禁を犯せしに因るなり、

綾谷勾當

○九月十二日、藩府より綾谷勾當に再び領内座頭盲女の支配を命じ、五人扶持を給せらる、是より先き綾谷勾當は支配上不行届の疑あり、京都東檢校の彈劾に因り、請ふて其職を罷む、是に至り嫌疑已に解け、且東檢校病死し、又岩永檢校退隠せしを以て、此命ありしなり、享保十四年六月二十五日の條參照、

御勘定所足輕

○十月、藩府、御勘定所支配足輕を置く、○十一月十日、御勘定所支配足輕をして、弓銃の技を習はしむ、乃ち弓銃は御武具方より給し、箭弦は料銀を以て御勘定所より給せらる、

吉益良朴

○十一月六日、御醫師吉益良朴を儒者に任せらる、良朴蓄髮還俗して勘助と改稱す、

再度の才覺銀御用十三人組

○是年、藩府、前の才覺銀御用十三人の中、平野屋爲右衛門、茶屋彦四郎、伊豫屋庄三郎の三人を除き、更に加ふるに海老屋久右衛門、満足屋忠左衛門、若狭屋嘉右衛門の三人を以てし、再び才覺銀御用を命じ、大阪に抵りて藩債を募らしむ、第四期淺野氏時代第四章第七節第二回銀札の發行の條參照、

天神町蛤小路

○享保中、天神町火災の後、同町に蛤小路教念寺下川手の小路を開く、燒て口明くと云ふ心にて、蛤小路と名づく、と云ふ、○廣瀬村廣瀬神社に隨身門梁行九尺、桁行三間、本瓦葺、左右玉垣を

廣瀬社隨身門

五師奥田氏
船入村地藏堂
の建立
孝子多兵衛
乗物屋善七

廣瀬神社神職
に年頭謁見を
許さる

城郭諸門の名
稱を定む

建つ○船入村瓦焼瓦師奥田六代新九郎善友に給米七石二人扶持を給せら
る○船入村地藏堂竹ヶ鼻小路より西へを建立し、除火の尊靈となす○西地方町
に孝子多兵衛あり○紙屋町乗物屋四代善七初名正右衛門斜屋町に移住す、世々藩
主御召駕籠の御用を命せらる、

●享保二十一年元文元年正月七日廣瀬村廣瀬神社神職三代山崎美濃守義位初名信濃
中頭佐波守に初めて年頭謁見を許さる、是より子孫世々年頭謁見を賜はる、

○正月十六日藩府、城郭諸門の名稱を定む、

覺

一 壹町目御門之事

一 壹町目口御門

一 西御門外冠木御門之事

一 西冠木御門

一 中尾三太右衛門屋敷脇御門之事

一 松原口御門

一 七軒多門前御門之事

東松原口御門

一 堀田彌一郎屋敷脇御門之事

一 白島口御門

一 笑浦新八屋敷脇御門之事

一 八町堀御門

一 淺野内膳屋敷脇御門

一 京口御門

一 淺野主殿屋敷前御門之事

一 小姓町口御門

一 御用屋敷脇御門之事

一 栗林御門

一 間鍋御門之事

一 磨屋町口御門

一 竪町御門之事

一 立町口御門

雲雀の雛を捕るを禁ず

藩主の發駕

二孝傳の販賣

町醫養庵

改元

新舊銀札の交換

- 一 矢倉之下御門
- 一 ウズノ御門
- 一 西アケズノ御門
- 一 東アケズノ御門
- 右四ヶ所者只今迄之通

所々御門、別紙之通唱候筈候、此段無急度町中え可相知候、以上、

○二月二十四日、廣島新開附近に於て、雲雀の雛鳥を捕獲し、并に之を賣買するを嚴禁す、

○三月八日、藩主長吉發駕、海路江戸に赴く、

○三月二十三日、大阪書肆吉兵衛、播磨屋町世並屋作右衛門の宅に宿し、二孝傳を販賣す、

○四月、町醫養庵、東上して江戸に在り、豊後國小倉藩主小笠原壹岐守の辟に應ず、

○五月七日、元文と改元あり、

●元文元年六月十五日、藩府、革屋町銀札場に於て新舊銀札の交換を開始す

殺生禁斷

第四期淺野氏時代第四章第七節 第二回銀札の發行の條參看、

○十月二十八日、廣島近郊の村落に於て、猥りに殺生することを戒む、

覺

一 八月十八日之夜、一本木に繫置候百姓の船を乗取、川筋殺生仕候ものと相見、右船の内に刀并鴨網も有之候事、

一 當月二日三日之比、温品村にて網張候もの有之由に付、見分の者差廻し候處、網捨置、其人は不相見候事、

右の外、新開并近在に而猥りに殺生仕候輩有之旨に候、御吟味被仰付候者、相知可申手筋も聞候得共、先不被及御沙汰候度々に及び候者、御吟味可被仰付候、此段爲心得相知せ候間、銘々召仕尤支配方末々之者共へも、急度可被申聞置候、以上、

十月

別紙之通、御家中え御觸有之候間、町中え急度可申付者也、

十月二十八日 野右衛門内

五組

大年寄中

三之丸の新蔵
鐵砲金具師新平

矢賀村荒神社
の再建

白雉

藩主の歸城

御直參の輕輩
は町奉行支配

納租期日の改
正

○十一月、城内三之丸の新倉建築落成す、

○是年、藩府、鐵砲屋町金具屋目六代新平に二人扶持を給せらる、後ち俸一人扶持を加ふ、鐵砲の金具師なり、初め新平の祖初代清兵衛、元和五年紀州より當地に來り、金具御用を勤む、是に至り初めて召抱えらる、以後代々口俸を給し、年頭謁見を聽さる、○矢賀村荒神社を再建す、此時附近の野島三畝を境内に編入す、

●元文二年二月、佐伯郡能美島柳浦に白雉見はる、獲て之を獻す、同月五日藩主吉長、城内三之丸御座間御椽輪に於て之を見る、儒臣寺田立革臨川と號す頌を進む、

○五月十五日、藩主吉長江戸より歸城せらる、

○六月六日、藩府より、自今御直參の輕輩は町御奉行の支配に屬せしむる旨を令せらる、

○八月二十六日、是より先き、廣島の農民等貢租を一歳三回に分納せしが、綿作收穫の期に適應せざるを不便とし、其期日を改めて、一歳一度に上納せんことを請ふ、是日これを許可し、毎歳十月十二日に七百石を納め、同月十五日

高汎

東町御奉行の
更迭

研師阿部六之
丞

三味線堀

町御奉行の職
掌

藩世子野上屋
の製油工場な
見る

藩主の發駕

に七百五十石餘を上納せしむることに定むる旨を命す、

○九月二日、高汎、潮水竹屋町の下堤を越し、侵水堀川町、胡町に及べり、

○十二月二十八日、東町御奉行竹中文内、御中小姓頭に轉じ、御作事奉行久保田新五に東町御奉行を命せらる、○藩府より、石見屋町研師阿部目五代六之丞に帶刀を許し、御勘定所支配に屬せらる、

○是年、西堂川筋北部の兩側を填め、中央僅に一綫の水路を残す、世俗に形の似たるを以て三味線堀と稱す、

●元文三年正月四日、町御奉行支配の内、唐物抜荷改切支丹類族并に鐵砲寺方後住并に弟子剃髮願、町方御用銀請引の諸件を、從來上席町御奉行のみの所管に置きしが、自今東西兩町御奉行年番交代に所管すべき旨を令せらる、○正月、藩世子宗恒、廣島西部新開に放鷹の際、佐伯郡己斐村に在る野上屋目六代吉左衛門の製油水車工場に臨み、其事業を視察せらる、世子和歌を詠じて吉左衛門に賜ふ、歌に曰、歲旦鶯谷「一夜明てあらたまりゆくしるしかや、吹も」とけき千代の春風』と、野上屋これを榮とす、

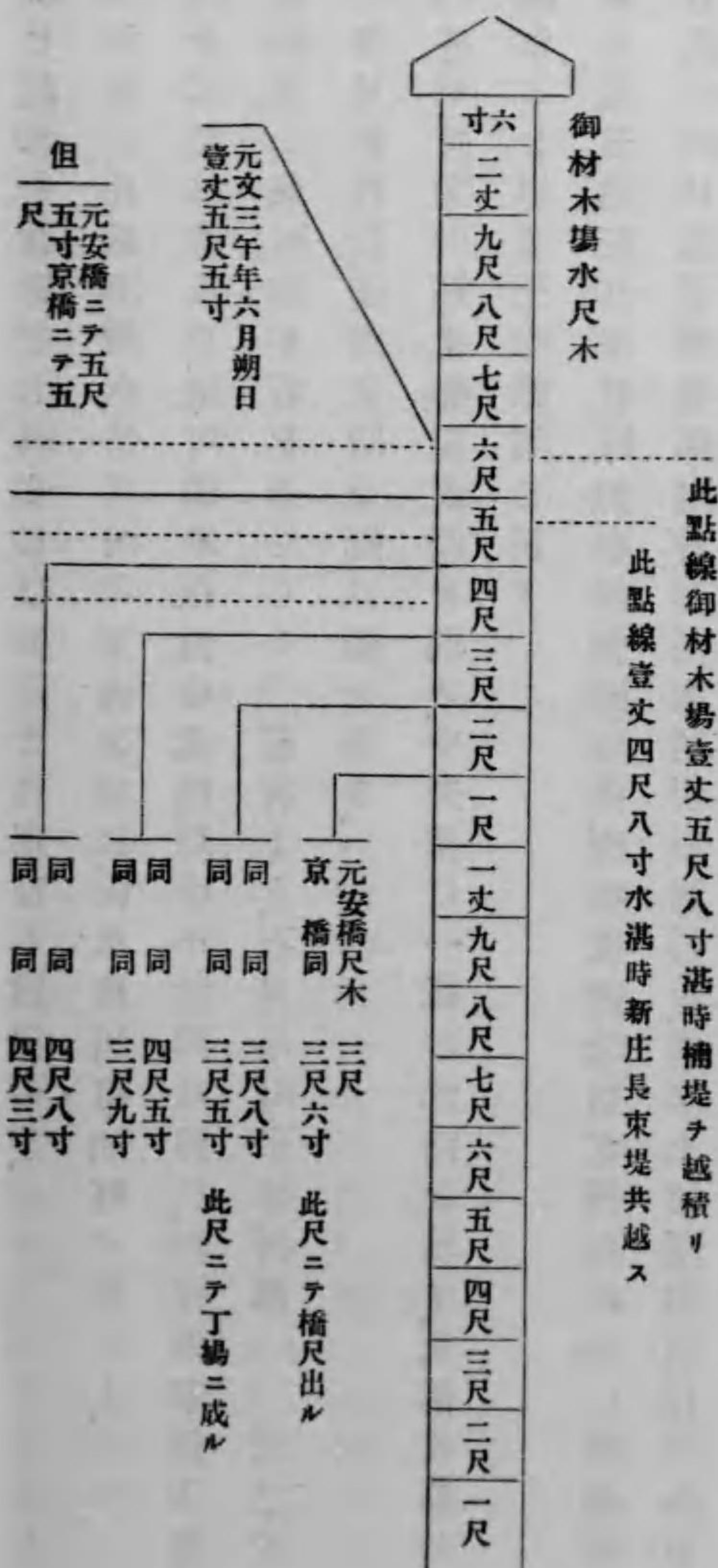
○二月十六日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く、

洪水
御材木場其他
二所の積水比
準を改む

○五月、封内洪水わり、數度田地を壞り、民舍を流す、人死するもの二十一人、
○六月朔日、藩府、御材木場、元安橋、京橋、三所の積水比準を改定す、

御材木場水尺木之圖 (學已集)

此方ニ書付有之貳ヶ所之水越并元安京橋之水
尺之當リ共元文三年六月朔日洪水之節相改



他藩遊藝人の
滞留を禁す

御步行以下町
宅居住者は町
御奉行支配

加藤十千

○十月二十一日、藩府より、侍士の邸内并に多門の内に、他藩の遊藝人を留め置くことを禁止せらる、

○十二月二十四日、藩府より、御步行以下并に御家中またもの侍士の家來にして町宅に住する者の妻子は、自今町御奉行の支配に屬せしむる旨を令せらる、
○是年、藩府、加藤十千に俸五口を給し、儒員と爲す、十千は安藝郡海田の人、名は初め好謙、後ち友徳と改む、通稱は孫三、十千は其號なり、一號は豈荷、其系は藤原國兼に出づと云ふ、國兼の裔兼好と云ふもの、建保年中、來りて安藝郡府中八幡社の棚守職となる、高祖兼明は三郎左衛門と稱し、後ち休心と稱す、其父始て海田に移る、休心因りて此所に家す、農業及海運を業とし、家富む、兼明の第三子休元、休元の子友勝、友勝の子友益、皆里正たり、友益黒川氏を娶りて

一男を生じ、十千即ち是なり、友益は晩に缶樂と號し、藝藩の儒者植田良背に就きて神儒學を受け、朱子社倉法の今日に斟酌して行ひ得べき事を唱へ、遂に執政岡本大藏の爲めに「社倉推演」等を著はせり、十千は元祿十二年六月八日を以て生る、幼兒たりし時、出で、街頭に戯る、榜文の誤寫あるを見て、歸りて之を父岳樂に告ぐ、岳樂これを異とし、業を良背に受けしむ、歳十一より海田、廣島間行路七十町を往來し、祁寒暑雨にも休息すること無し、出入時刻も亦差失せず、若し事ありて期に後るれば、終日食せずして自ら責む、歳十七にして師の家に寓し、學習益、勉む、其勤苦人の耐る能はざる所、其事藩府に聞ゆ、黄金若干を賜ひて嘉獎せらる、享保二年良背に従ひて京師に行き、正親町氏に謁し、神道大事を受く、後ち數年學術大に進む、良背乃ち其家藏する所の傳記秘書を擧げて、悉く十千に附す、元文三年藩府嘗て良背の薦擧するところに因り、五口俸を十千に給し、儒員となす、諸儒と同じく輪番進講す、寛延三年俸を倍し、後ち又五口俸を増加せられ、江戸青山の邸舎に居らしむ、十千家累を携へず、其子兼次と往き、居ること三年、命に依り世子重晟の侍讀となり、改めて祿三十石を賜ふ、四閱年にして世子に従ひ歸國す、重晟の代に至り數、從

ひて東上す、明和三年居宅を鐵砲町に賜ひ、四年祿十石を加ふ、六年齡七旬を踰ゆ、老を告げ隱退を乞ふ、許されず、兼次に祿十五石を賜ひ亦侍讀となし、十千に代はり勤めしむ、安永二年再び乞ふ、許されず、六年左手麻痺し、行步困難なるを以て、力め乞ふ、白銀若干を賣ひて家に退老せしむ、明年秋閏七月六日老を以て終ふ、享年八十なり、高橋氏を娶りて二子を生じ、長は友敬、金藏と稱す、稟資穎悟、歳十六夭す、次は兼次、甲次郎と稱す、嗣ぎて其祿を襲ふ、人と爲り仁孝方正なり、十千に先ちて病歿す、其子皆夭す、十千清水包元の第六子を以て義子となす、友諒と名づく、友諒十千の柩を奉じて海田馬背山に葬れり、十千の著書には朱子社倉法、朱子社倉事目、朱子社倉徵解、社倉攷意、貫二記、壤嶂祭儀等あり、十千甚だ師を尊び、一言隻語と雖も必これを劄記す、口義講章は之を珍藏すること、爵祿よりも重く、其義或は未だ安んせざる者も亦た輕しく改易せず、後進を誘掖する一に師法に遵ふ、良背嘗て左眼を病む、醫藥驗なし、十千時に未だ弱冠ならず、深く以て憂と爲し、深更尾長山菅公廟に詣で、之を祈る、時に盛寒に屬す、風雪寒劇し、曉に徹して念修す、是の如きもの七夜なりき、晩年言の師恩に及べば、輒ち號哭して流涕せり、父岳樂嘗て病む、十千

看護すること周到、夜交睫せざること殆んど一百日、喪に及びて哀毀禮に踰ゆ、人或は之を稱すれば、則ち曰、吾兄弟なし、故に然らざる能はずと、十千常に心中に民を憂ふ、歳の豊歉に因り喜憂自ら面に見はる、父の志に従ひて朱子の社倉法を取りて之を門人に教ゆ、門人其法を以て村里に説き、遂に實行す、村里の吏民其益を享く、藩主これを嘉みし、遂に命じて其法を闡藩に行はしむ、儲蓄漸く廣く、窮民永く其慶に頼るを得たるもの十千の力なりと云ふ、

藩主の歸城

藩主の發駕

東町御奉行の更迭

誓願寺の寶篋印塔建立

竹屋川の河畔に建家を許す

諸川管轄區域

●元文四年五月十五日、藩主吉長江戶より歸城せらる、

●元文五年三月八日、藩主吉長發駕して、江戶に赴く、

○九月十六日、東町御奉行久保田新五病歿す、十一月二十四日御勘定奉行松田半兵衛に東町御奉行を命せらる、

○是年、天神町今は村木町、淨土宗誓願寺境内に寶篋印塔高一丈三尺、壘石三尺、附五尺四方、惣高一丈六尺餘一基を建立す、

○元文中、鐵砲屋町より新川場町の地に互り、竹屋川の河畔に家屋を建設すること許さる、因に云、同演劇裏の荷物置場は寛政の初より許されたりと傳ふ

●寛保元年五月朔日、藩府、廣島城下諸川の管轄區劃を改定す、

取退無盡講の禁止

藩主の歸城

算學便蒙を著はす

宮島松粉製造の禁止

御歩行組以下譜代の者に養子を許す

御弓矢鐵砲玉藥奉行の廢止

時計師伊豫屋辰之助

疫病の流行

○五月二十八日、藩府より、幕令を以て、縱令ひ寺社建立講たりと雖も、取退無盡講をば一切禁止せられたる旨を傳達す、

○六月二十五日、藩主吉長江戶より歸城せらる、

○七月、是より先き御勘定所物書役中尾源内、算學便蒙を著はす、藩主これを聽き、命じて台覽に供せしむ、源内より御勘定奉行を経て之を藩主に獻す、

○八月二十六日、藩府より、宮島に於ける松粉の製造を禁止せるを以て、廣島町民彼地に渡海し、松粉及木板等を購入すべからざる旨を令す、

○十月三日、藩府、御歩行組以下御譜代の者實子なき時は養子をなすことを許し、又病死後跡目未だ定らざるも、御扶持方を願出るときは、實子養子の區別なく許可して給與すべき旨を令せらる、

○十月十八日、藩府、御弓矢鐵砲玉藥奉行を廢止し、其事務を御武具奉行に屬せらる、

●寛保二年二月八日、藩府より、時計師伊豫屋辰之助、先年廣島を退居し、俸米を辭せしも、是日再び俸米を給すべき旨を命せらる、

○二月二十七日、藩府より、疫病流行せるを以て、嚴島神社に於て除疫の祈禱

三兒を産む

を行ふ旨を令せらる、
○三月七日、矢賀新町魚屋七兵衛の妻、三兒を産む藩主より米二石・銀百目を賜はる

藩主の發駕

○三月八日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く、

押證文

○是年冬、藩府財政に窮し、御家中のものに御戻米を爲す能はざるを以て、廣島町民より借銀を行ひ、柁屋吉右衛門・胡屋市左衛門に命じ、押證文を以て貸與せしむ、

一本木の石橋

●寛保三年正月二十八日、白島一本木の燒跡新道の水路に石橋を架設す、

鴻池善右衛門來る

○三月九日、大阪の豪商鴻池善右衛門廣島に來る、世子宗恒城中に召見して、酒饌を賜ふ、後ち使者御中小姓某を善右衛門の宿舎に遣はし、御召小袖二領を善右衛門に賜ひ、其手代二人に各金五百疋を賜はる、

的場堤下の拜領家

○三月、一本木に在る拜領家の内六戸を段原村的場土手下に移し、又其二十戸を的場南方土手下に移し、共に免地となす、

藩主の歸城

○閏四月十八日、藩主吉長江戸より歸城せらる、

洪水

○五月九日、洪水、御材木場積水標一丈三尺五寸に及ぶ、封内損害多く、流家貳

西町御奉行の更迭

拾軒潰家五百四十軒、人死するもの九人男六人、女三人、牛流るゝもの一匹、

○五月二十四日、西町御奉行木村野右衛門病歿す、六月十五日御持頭鳥井九郎兵衛に西町御奉行を命せらる、

嚴島百八の石燈籠寄附

○五月、中島本町三國屋二代次郎右衛門初名、平右衛門油屋町野上屋六代吉左衛門、塚本町満足屋二代忠左衛門、油屋町鐵屋五代善太郎等、嚴島社前に新堤五十餘丈を築出し、百八の石燈籠及大石燈籠一基を寄進す、

諸棟梁の帯刀

○十一月六日、藩府より、諸棟梁の江戸に於て他所向の會合に臨む時は、特に帯刀を許すべき旨を令せらる、

綿改所の移轉

○是年、綿改所を西土手町より廣瀬組大年寄芥河屋平八の子塚町芥河屋正右衛門の宅に移す、○觀音村に屬する小島開の高附をなす、○藩府講學館を廢止す享保十二年四月十五日の項參照、

小島開の高附講學館の廢止

改元

○寛保四年二月二十一日、延享と改元あり、

藩主の發駕

●延享元年三月八日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く、

町醫と苗字

○三月二十二日、町醫の縁組許可申渡に方り、御目見格にあらざる醫師は苗字を省き、名のみを用ゆることに定めらる、

因地打の取締

大風雨、洪水

筑前香椎宮奉幣使の通行

藩主の歸城

藩主の尾長天滿宮參拜

櫻師源兵衛

荒神町改稱

研師阿部六之丞

○四月二日、因地打の取締として、特に御歩行目付巡察の例なるも、儉約令勵行の爲め之を廢し、其事務を普通の見廻り役に委任せらる。

○八月十日、大風雨、洪水、御材木場の積水標一丈五尺を示す、廣島城壁破損し、慈仙寺鼻の石垣崩解す。

○十月六日、朝廷より豊前國宇佐八幡宮、筑前國香椎宮へ差遣の奉幣使飛鳥井中將、是日廣島を通過して西に赴く、一行七十人、人足二百九十人、馬二十頭、行粧甚だ盛なり、後伏見天皇正安年中より、此例久しく廢し、是年將軍吉宗の奏請に因り復興せしなりと云ふ。

●延享二年五月三十日、藩主長吉江戸より歸城せらる。

○六月、藩主長吉尾長天滿宮に參拜せらる。

○七月二十二日、櫻師源兵衛、家計窮乏、藩用を勤め難き旨を以て、俸米を辭す。

○八月十二日、矢賀新開を荒神町と改稱す、寛保の頃より數、火災に罹れるを以て住民の請ひに因るなり。

○十一月十五日、石見屋町研師阿部目五代六之丞の俸祿を停められ、更に俸三口を給せらる、六之丞剃髮し、如見と號す、一刀を佩用するを許るし、町御奉行

横田屋四郎右衛門に賞賜

遊行上人の巡錫

廣島町大年寄(廣瀬組中島組中通組)の更迭

翰師源吉

檜物屋彦左衛門

支配の諸職人と同等に待遇せらる。

○十一月二十日、橋本町年寄横田屋目五代四郎右衛門、情義に厚く、親戚銀山町伊豫屋目五代吉左衛門の破産せるを見て、家宅を與へ、資本を給して之を救ひ、

再び伊豫屋の家を興さしむ、藩主より其篤志を賞し、銀十枚を賜はる知新集に據る濟美録には寛延二年十一月十八日の事とす。

○十二月朔日、遊行上人巡錫して、雲州松江より來り、天神町今村木町淨土宗誓願寺に入る、二十四日廣島を發し、可部町及山縣郡を経て石州益田に向ふ。

○閏十二月朔日、廣島町大年寄廣瀬組支配兼中島組支配芥河屋目六代孫右衛門又哉請ひて隱居し、其養嗣子芥河屋目七代久五兵衛眞賀廣瀬組支配大年寄となり、中通組支配大年寄三原屋目六代三郎右衛門を中島組支配大年寄に轉じ、天滿屋助右衛門に中通組支配大年寄を命ず。

○閏十二月二十四日、猿樂町翰師目五代源吉、年老い職務に堪えざるを以て、辭職せんことを乞ふ、藩府これを聽さず、多年の勤勞を賞して銀百五十目を給し、依然其職に居らしむ。

○閏十二月二十五日、紙屋町檜物屋目九代彦左衛門、明年より年頭謁見を許さ

れ、同四年十二月二十七日先規の通り歳暮及御歸城の御祝儀を藩主に獻ずることを許さる。

真宗專勝寺西派に復す

○閏十二月、鹽屋町真宗東派專勝寺西派を復す。

相撲長屋の廢止

○是年中町筋東南角相撲長屋に御抱力士を置くことを廢止す、正徳二年相撲長屋を置かれしより是に至るまで三十四年なり

鐘屋善太郎

●延享三年正月二十日、中町槍屋初代善太郎に二人扶持を給せらる。

藩主の發駕

○三月八日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く。

幕府巡見使來る

○六月十五日、幕府巡見使、山縣郡本地村より高宮郡可部町を経て廣島に入り、塚本町芥河屋七代久五兵衛の宅に宿す、世子宗恒中島本町三國屋二代次郎左衛門の宅に臨み、巡見使の廣島に着するを待つ、同日七つ時宗恒、西町御奉行鳥井九郎兵衛の先導に依り、芥河屋に赴き、巡見使を訪ひ其勞を慰して歸る、翌年芥河屋久五兵衛に金若干を、三國屋次郎左衛門に金五兩を、中島本町對馬屋四代忠八郎に金一兩を賜はる、此時忠八郎は他藩使者の宿舍を勤めしに依るなり。

龍川の浚渫

●延享四年正月七日、水主町龍川の浚渫を行ふ。

肥後屋太郎兵衛の獻金

○二月、東引御堂町肥後屋四代太郎兵衛より藩府に銀百五拾貫を獻す、藩府より永代祿として二十三人扶持を給せられ、年頭謁見を許さる。

獻上柿の製造所

○五月七日、是より先き、藩府より毎歳幕府に獻上の西條柿は、百姓の柿屋十五人に命じ調製せしめしが、品質粗惡にして濫造の弊あるを以て、是日河戸に柿小屋一棟を建て、御歩行組と番組のものを遣はし、柿屋十五人の中より、兩三名を撰びて肝煎頭取を命じ、之を精製せしむ。

藩主の歸城

○五月十五日、藩主吉長江戸より歸城せらる。

侍士の子孫縁組

○五月二十四日、藩府より令して、侍士の子は男女とも御歩行組以下陪臣の輕輩及僧侶、神職、町醫、百姓等に縁組することを許可す、然れども一旦離縁して歸りたる者は、侍士の家に再嫁することを得ざらしむ。

警吏を戒む

○六月十二日、藩府より「廣島町新開に於て、搜查檢按の職にある者は、公務を以て出張の際、關係人の饗宴を受け、又は負債を爲すべからざる旨」を令す。

廣島町大年寄(新町組)の更迭

○七月九日、廣島町大年寄新町組支配室屋三代惣左衛門友心請ひて隱居す、永年勤績の勞を賞し、金五兩を賜はる、同日其子室屋四代喜右衛門初源新町組支配大年寄を命せらる。

伊豫屋義右衛門の献金
満足屋忠左衛門の献金

○七月、紙屋町伊豫屋目七代義右衛門より藩府に銀二百貫を獻す、藩府より永代祿として三十人扶持を給せられ、年頭謁見を許さる。○堺町満足屋目三代忠左衛門も亦銀百七拾貫を獻す、永代祿として二十六人扶持を給せられ、年頭謁見を許さる。

廣島町中五節句賀錢等を定例の額に復舊す

○八月十九日、五節句の際、廣島惣町中より獻上の鳥目町大年寄の御禮、并に重陽の時、三原屋三郎右衛門菊酒獻上のごとは、豫め届出を爲さしめ、其他は總て定例に復せらる。

淺野長政公百五十回忌法會

○十月七日、藩主吉長、其太祖淺野長政公百五十回忌法會を明星院に於て行はる、御年寄谷崎主殿御用奉たり、諸事百回忌法會の例に準せらる。

綿改所頭取

○是年、東引御堂町肥後屋目四代太郎兵衛橋本町伊豫屋目六代助三郎綿改所頭取を命せらる。○白神組一町目富士屋目二代喜兵衛より藩府に銀二百五拾貫

富士屋喜兵衛の献金

を獻す、藩府より永代祿として三十八人扶持を給せられ、年頭謁見を許さる。

茶屋次郎右衛門三國屋次郎左衛門の献金

○胡町茶屋目五代次郎右衛門中島本町三國屋目二代次郎左衛門も亦各銀二百貫を獻す、各、永代祿として三十人扶持を給せられ、年頭謁見を許さる。

長崎御用聞町

○延享五年元寛延二月九日、長崎御用聞町人中尾長三郎廣島に來る、藩主これ

人中尾長三郎來る

を城中に召見し、唐草の間に於て酒饌を賜ふ、長三郎より干鯛壹箱、獅子香爐壹箱、壺器壹箱、貝之盃壹箱、柳子間鍋壹箱を獻す、後ち藩主より使者御歩行組を

長三郎の宿舍に遣はし、時服を賜ひ、廣島町御奉行より銀五枚を與ふ。

○二月二十六日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く。

○七月十二日、寛延と改元あり。

國家安全五穀成就の祈禱

○寛延元年七月二十六日、尾長村法華宗國前寺、國家安全五穀成就祈禱の爲め法華經千部眞讀會を行ひ、靈符を藩主に獻す、藩主より金三百疋を同寺に賜はる。

洪水

○九月三日、洪水、積水標一丈六尺に及ぶ、廣島、三原の兩城壁破損し、封内の損害、田畑五萬五千三百五十二石餘、流家百十四軒、潰家六千三百〇七軒、人死するもの百三十二人、牛馬死するもの五十四匹あり。

○十月十三日、熊、明星院鎮守八幡社後の松樹枝上に見る、十四日夜に至るも去らず、市民來り觀るもの甚多し、十五日より八日間、明星院に於て國家安全嘉祥増益の祈禱を行ひ、翌月朔日靈符を藩主に獻す、藩主より銀二枚を同寺に賜はる。

明星院松樹に熊あらはる

水内の靈泉

○十二月十五日、佐伯郡和田村水内に靈泉湧出す、郡御奉行より之を藩主に聞す、寛延四年八月五日、藩主吉長廣島を發駕し、廿日市より陸路和田村水内に至り、滯留浴すること七日間十日より十日まで、十八日廣島に歸城せらる寛延四年八月五日の項

照參

己斐の三國屋天神

●寛延二年正月、初め佐伯郡己斐村八幡宮の神職山田市正なるもの、靈夢中に同村茶白山近傍桂原に鎮座せる天満宮の神託を受け、廣島中島本町三國屋二代次郎左衛門に之を語る、次郎左衛門も亦靈夢を享け、夢中一首を得たり、曰、神垣に百なり瓢箪のかゝりたるに『如意』とはふてきたの、神垣にかけてぞたのめ百は百なる』と、兩人これを奇異となし、同村旭山に社殿を造營し、是月遷座式を行ふ、世に三國屋天神と稱す、

城橋の修繕

○二月二十二日、藩府、牙城正門前の木橋を修繕し、四月二十八日に至りて竣工す、

に御奉行以下町賞賜

○二月二十六日、是より先き豊田郡沼田下村百姓與三郎なるもの、性行凶暴なり、其叔父與兵衛、數々嚴誡を加ふれども聽かず、與兵衛遂に穢多新藏、辰右衛門等と相謀り、甥與三郎を銃殺す、事露れ、郡御奉行代官等、與兵衛等追捕へ

竹ヶ鼻の處刑

鞠問す、與兵衛等自白せず、藩府遂に廣島町御奉行に命じて之を再審せしむ、與兵衛等自白して罪に伏す、是日與兵衛、穢多新藏及辰右衛門の三人を獄門に處し、沼田下村庄屋藤右衛門外二人を斬首に處刑す、後ち藩府より廣島町御奉行所御歩行以下此の事件に關與せるもの、職務に勵精せしを賞し、褒銀若干を賜ひ、郡御奉行代官以下を叱責し、處分を加ふること差あり○同日、左官町幸八、竹ヶ鼻に於て死刑に處せらる、罪狀詳かならず、

濃霧

○三月朔日、廣島濃霧あり、數十日に亘る、人々これを異とす、古老の曰、是地震の兆なりと、四月十日果して地大に震ふ、是に至りて霧初めて晴る、

藩主の歸城

○五月十八日、藩主吉長江戸より歸城せらる、

比治山鑿岩社の創建

○六月十四日、尾長村天満宮の神職渡部筑後守元紀一説に播磨守と云ふ、鑿岩社祭神市杵姫命を比治山御茶屋谷の下に勸請す、翌年十二月松村氏、稻井、村谷、村隅及岩尾の四氏と共に石燈籠二基を寄進す、

綿改所の改革

○七月朔日、是年綿改所の改革を行ひ、堺町より銀山町に移轉し、銀山町伊豫屋五代吉左衛門、東引御堂町肥後屋四代太郎兵衛、同町茶屋二代新平の三人を綿改所頭取となし、共に藩主より年頭謁見を許さる第四期淺野氏時代第三章第三節綿改所の設立の條

自昌院殿五十
回忌法會
日通寺の洪鐘
藩主の尾長天
滿宮參拜
藩府再請士系
圖舊記を徵す

○七月二十七日、安藝郡新山村廣島町組法華宗日通寺に於て自昌院殿前藩主光夫人の五十回忌法會を行はる。○是月、同寺本堂洪鐘の改鑄成る。
○九月、藩主吉長尾長天滿宮に再び參拜せらる。
○十一月十六日、藩府より再び侍士の系圖舊記并に御歩行以下諸職人等の先祖舊功の記録を徵せらる。

銅蟲細工師六
代目傳右衛門

○十一月十九日、是より先き左官町銅虫細工師六代目傳右衛門の家、世々俸三口を給はり、藩用を勤めしが、寛保三年家運衰へ、請ひて口俸を辭し、江戸に赴き、尾張屋吉兵衛の宅に寓居せり。是日藩主の内意に依り、傳右衛門を廣島に還らしめ、御勘定所支配足輕となし、給米五石并に貳人扶持を賜はる。

精師源吉

○十二月六日、猿樂町精師五代目源吉に藩府より毎歲額を定めずして、白銀を賜はる。

醫師星野良庵

○十二月二十五日、藩主より堺町醫師星野三代目良庵に年頭謁見を許るし、寶曆元年に至り登城拜診を命せらる。初め良庵の祖初代良庵元和年中石見國濱田より來り、西地方町に住して、醫を業とす、其子二代目良庵寛文年中堺町に移

綿改所頭取

る三代目良庵は其養子にして、彼の木製人體骨格を創造して有名なる四代目良悦の父に當れり。

○十二月、綿改所頭取東引御堂町肥後屋四代目太郎兵衛隱居し、名を惣二と改め、請ひて其職を辭す、翌年七月再び綿改所頭取内御用向を勤むべき旨を命せらる。

西本願寺使僧
信光寺來る

○是年、西本願寺使僧信光寺、廣島に來る。

藩世子の夫人
逝去

○寛延三年正月二十日、藩世子宗恒の夫人寶仙院喜代江戸に於て逝去せらる。江戸青松寺に葬る。

藩主の發駕

○三月九日、藩主吉長發駕して、江戸に赴く。

太田川筋の築
所

○三月十四日、高宮郡今の安佐郡の内河戸御築所、大水の際は其附近に河水氾濫し、住民困苦を訴ふ、是日藩府より命じて、河戸の御築所を廢し、いやが瀬河戸の上とど深川村との二ヶ處に御築所を設置せらる。

蝗害

○八月朔日、廣島町新開并に諸郡の稻田蝗害あり、藩主より命じて、嚴島神社に於て五穀成就の祈禱を行はしむ。

封内座頭盲女
支配

○十一月二十九日、今春綾谷檢校病死し、後繼者を設けず、座頭組頭奴一代之り

て其事務に膺る。是日藩府より、奴一に銀二百目を賜ひ、其勤勞を賞せらる。其後同年十二月二十二日、谷崎檢校に封内座頭盲女支配を命じ、十人扶持を給せらる。

西本願寺使僧
大仙寺來る

眞宗寺院の轉
派

○十一月朔日、西本願寺使僧大仙寺廣島に來る。

○十一月、眞宗西派の德榮寺、明教寺、正光寺、法正寺、萬行寺、勝順寺、誓立寺、專立寺、圓光寺、教念寺、專光寺、滿景寺、妙蓮寺、西應寺、了海等の十五寺、東派に轉ず。翌年正月二十日、教念寺、西應寺の二寺は西派に復し、寶曆二年五月、專光寺も亦た西派に復す。第四期淺野氏時代第四章第三、四節 眞宗寺院轉派の紛議の條に詳記。

川田村無名開
の高附

臺屋町と改稱

○是年川田村今の福島町無名開の高附をなす。

○寛延の末、吉田町一名、地を臺屋町と改稱す。同町内、淨土宗源光院の寺號を臺屋寺と云ふに因て名づけしなり。

西本願寺使僧
信光寺來る

●寛延四年寶曆元年正月二十一日、西本願寺の使僧信光寺廣島に來る。藩主より使を遣はして其安否を問ひ、是日白神組一丁目御客屋に於て酒饌二汁六菜を賜ふ。二月四日、町御奉行松田半兵衛、島井九郎兵衛は、御客屋に於て、眞宗勝順寺、妙蓮寺、了海、三ヶ寺轉派の事に關し、信光寺と應對す。

藩主の歸城

東本願寺使僧
盛泉寺來る

○五月二十六日、藩主吉長江戸より歸城せらる。

○六月二十七日、東本願寺の使僧盛泉寺廣島に來る。藩主より使者を遣して其安否を問ひ、是日白神組一丁目御客屋に於て酒饌二汁六菜を賜ふ。

藩主水内に入
浴

○八月五日、藩主吉長佐伯郡和田村水内に赴きて入浴せらる。是より先き寛延元年藩主述職して江戸に在り、郡御奉行より和田村水内に温泉湧出の旨を報ず。其秋温泉の熱度加はり、遠近來りて浴するもの多く、諸病平癒するもの少からざる旨を同郡代官より上申す。藩主江戸より歸へり、是日發駕、廿日市を経て水内に抵り、其宿病を治す。淹留すること七日、同月十八日歸城せらる。

刀工廣隆の再
興

○九月十五日、天神町刀工輝廣十一代目藤四郎の弟專藏初名善八、刀工廣隆の名目を襲ぐ。是より先き寛延元年刀工廣隆三代目彌助、家運衰へ、請ひて其職を罷め、家宅を返上し、廣隆の名目を其師匠輝廣に還へす。時に輝廣十一代目藤四郎の弟專藏、鍛刀に妙技有り、嘗て藩主の命を蒙り、小刀を造りて之を獻じ、再び命を蒙り、町御奉行島居九郎兵衛の邸に於て小刀を造り、之を獻ず。藩主其妙工を賞して銀五枚を賜はる。是に至り藩府命じて廣隆の名目を再興し、專藏をして之を襲がしめ、家宅並に毎歲稽古用銀として銀三百目を賜ひ、以て毎歲刀一

口を作りて獻納せしむ、

改元

鐵砲屋源次郎

○十月二十七日、寶曆と改元あり

●寶曆元年十一月五日、鐵砲屋源次郎藩府より給米二十石并に三人扶持を給せられ、藩用を勤む、寶曆六年五月十八日、源次郎の願に依り其俸祿を停めらる、

銀札元役

○是年、塩屋町三原屋五代清三郎に銀札元役を命せらる、

藩主の逝去

●寶曆二年正月十三日、藩主吉長廣島城内三之丸に於て逝去せらる、沼田郡今の安佐郡の内新莊山に葬る、時に藩世子宗恒江戸に在り、父の疾を聞き正月二十一日歸國して病床に侍し、且醫師望月三英、森雲禎を國に招かんことを幕府に請ひ、幕許を得て、即夜江戸を發して西下す、藤澤驛に抵りて、父の訃報に接し、

江戸に歸東す、

第五章 鶴皇院時代

自寶曆十二年三月至寶曆十三年二月

藩主宗恒

藩主宗恒 前藩主吉長の嫡子にして、幼名仙次郎、後ち岩松と改む、享保二年八月二十三日を以て、江戸櫻田邸に於て生る、母は加賀宰相綱紀の女姫なり、同十一年九月朔日初めて將軍吉宗に謁す、時に年十歳、十六年十一月二十三日江戸柳營に於て加冠の禮を行ふ、將軍吉宗より偏名を賜はりて宗恒と改め、從四位下刑部大輔に叙任し、保昌五郎の刀を賜はる、二十年九月二十四日伊勢守と改稱す、將軍吉宗の第四子松平小五郎同年九月二十三日元服し、從三位に叙し、中將刑部卿に任じ、刑部と稱せられしに依りてなり、寛延二年十二月十八日侍從に任せらる、寶曆二年三月七日封を襲ぎ、同月十八日登營して襲封の恩命を謝し、備前國康光の刀及安藝國冬廣の小刀を獻す、八月五日安藝守と改稱す、二年十二月比叡山中堂諸堂補修の課役を命せらる、三年四月十八日初て就封の時、備前兼長の刀を賜はる、五年正月十五日山門中堂諸堂の修覆成る、將軍家重より其功を賞して、時服三十領を賜ひ、二月十一日家臣上田民部以下十三人に時服白銀を賜はること差あり、十三年二月二十一日致仕し、三月一日但馬守と改稱す、天明七年十一月二十四日廣島城内新

御屋敷に於て逝去せらる。年七十一。鶴皇院殿前拾遺補闕天道仙大居士と諡し、廣島國泰寺に葬る。將軍家齊より書を賜ひて其病を問ひ、又奏者番板倉左近將監勝政を遣はし、賻銀三十枚を賜はる。

内室喜代姫

内室喜代姫 加賀中將吉徳の女、寛保元年四月二十三日入興、子なし、寛延三年正月二十日逝去、寶仙院殿玉臺善鏡大姉と諡し、江戸青松寺に葬らる。

第一節 第三回銀札の發行

藩府銀札通用を幕府に伺ふ

曩に享保十五年九月、藩府銀札發行の許可を幕府より得て以來、寶曆四年を以て二十五年の満期となるが故に、其前年即ち寶曆三年正月十五日、藩主安藝守宗恒は、更に同五年より二十五ヶ年間、銀札通用の繼續を、豫め江戸留守居役を以て、幕府に伺へり。

私領分安藝備後兩國銀札通用之儀、享保十五戌年御斷之上、來戌年迄廿五ヶ年之間、通用御免被成、札遣ひ申付候處、領分中、町在共に紛敷儀等無之、隨分無滯通用仕候、依之來る亥年より此上猶又廿五ヶ年之間、銀札通用仕せ

度奉存候、尤是迄之通、彌紛敷儀無之様念入可申候、此段奉伺候、以上、

正月十五日

松平安藝守

銀札通用の繼續

同年二月十二日幕府の許可あり、因りて三月十七日藩府は、封内銀札通用繼續の旨を令せり、然るに此銀札繼續通用の後ち未だ四年に滿たず、寶曆九年八月八日幕府は令して曰、

幕府の令

金銀錢札遣之儀、寶曆年中中止候處、前々札遣致來候處々は勝手次第可仕旨、享保十五年相達候、其後新規之場所にも銀札遣願濟候も有之候得共、新規之分も段々相濟候而者類例も多く相成、後々差支之儀も可有之候間、前々より札遣致來候場所并に享保十五年以後新規に相願濟候分は格別、右之●外●向●後●新●規●之●場●所●札●遣●之●儀●は●難●成●候●間●可●被●得●其●意●候●事●、
一金銀札之儀は前々通用致來候分も、向後願難成候事、但前々通用致來候分は、年季の内は只今之通りたるべく候、

卯八月

民心恟々

此令文によれば、廣島は更に其銀札通用に關係するところ無けれども、當時民間にては、未だ江戸より確報をも得ざるに、民心恟々として、互に蜚語を發

藩府の諭令

し、浮言を放ち、幕府また銀札通用を停止するやの訛傳をなし、俄に銀札場に來りて兌換を望み、稠衆先を争ひ、雜沓して負傷するものあるに至れり、此故に銀札場準備金も一時不足するを以て、藩府は之を憂ひ更に準備金を整へ、八月二十三日諭令を發せり、

銀札引替之儀、只今迄之通、札前無相違、正銀に引替相渡候間、安心仕可罷在候、

一 諸上納銀御年貢銀等に内納之儀、勝手次第、只今迄之通り、判銀相納候事、

但、江戸上方筋爲替銀は不相成候事、

一 引替之節、金子并錢、時之相場を以て相交へ引替之儀も可有之候、

但、銘々より其品好之儀は不相成候事、

一 引替無相違相渡候付、札場にて渡り方之先後を相争ひ申間敷候、云々、

一 札歩判賃等之取計、是又只今迄之通、相違無之事、

右之通心得違無之様可仕云々、

人民の懷疑憂懼

而して八月二十五日、藩府は、幕府の令書前に掲げる者を諸士及市郡人民にも發表したり、是はその疑惑を解かんが爲なり、然るに一旦人民訛傳を信じ、懷疑憂懼、

銀札通用中止

兌換を求むること急なるに依り、又藩府をして密かに憂慮を生せしめたり、蓋し謂らく、是の如く人民相互に疑懼し、浮言流行する時は、遂に邊鄙にまで影響を及ぼし、下賤人民をして困窮に陥らしむることあらん、この際寧ろ通用を停止し、此災厄に罹らざらしむるに若かずと、封内民衆幕令の誤解は、遂に銀札引替及通用停止の實を成さしめ、八月二十六日を以て、藩府は銀札通用中止の令を發せり、

一 銀札引替方の儀、先達而相達候通、相違無之事、

一 當十月二十九日迄に、追々於札場引替可相渡候、霜月朔日より引替不相成候事、

但、十月二十九日迄は、金子相交、通用不苦候、霜月よりは銀札通用一切不相成候事、

一 御年貢銀并諸上納等、十月二十九日迄、銀札相納候儀、勝手次第之事、

但、判銀札素札にても納り可申候、尤素札に候はゞ、判賃相添可差出事、

一 江戸上方筋え之爲替は、正銀相納可申候、

但、三次尾道え之爲替は、銀札に而相濟候、

極銀所

右之通相心得候様可仕云々、尋いで九月二十五日、藩府は江戸留守居役を以て、銀札通用中止の旨を老中松平右近將監武元に上申せり、寶曆九年十月二十一日、銀札通用を廢止し、正貨通用となりしを以て、極銀所を本市平田屋町三原屋小十郎の邸に構へしめ、十年正月十六日、藩府舊銀札場に勤務せし諸役人に御仕向銀若干を賜はる、

第二節 相場會所の創設

中島本町に創設
革屋町に移轉

相場會所は藝藩の御差紙券を賣買する市場にして、恰も今の取引所の如きものなり、本藩が御差紙を發して財政上の便宜を圖りしことは已に久しきも、未だ之を賣買する市場あらざりしかば、寶曆五年七月十六日、藩府は、城下中島本町満足屋忠左衛門の所有家宅慈仙寺小路角より二軒目、面二間、入り三十間、及其東隣面六間、入り西三十間、東十九間を借り用ゐて、差紙札場買米券賣となし、相場會所と稱す、後五年を経て、寶曆十年、藩府銀札場を廢止せしかば、更に會所を其跡革屋町南側梨地屋、又兵衛の掛持家に移轉す、始め會

銀山町に移轉
新川場町に移轉

江波に移轉

所の創立せらるゝや、藩府は城下の豪賈七人を選びて頭役此内に銀元役を稱せしものありを命じ、別に之に副たるもの十四人あり、即ち伊豫屋九郎左衛門紙屋、茶屋新平銀山、肥後屋太郎兵衛東引御、富士屋喜兵衛白神組、三國屋次郎左衛門中島滿、足屋忠左衛門堺、茶屋次郎右衛門胡、三原屋平右衛門白神組、茶屋理兵衛西魚、野上屋與三右衛門十日、芥河屋四郎右衛門堺、茶屋彦右衛門東引御、室屋彌右衛門山口、笠岡屋善太郎銀山、大須屋吉兵衛白神組、友屋彦右衛門京橋、讚岐屋幸藏東柳、胡屋作平住不明、伊豫屋甚右衛門細工、對馬屋忠八郎中島、芥河屋源十郎住不明なり、然るに其後五年、即ち明和元年、藩府再び銀札を發行せんとし、革屋町の地を以て銀札場に充てしかば、相場會所を移して、銀山町綿改所の向ひ側に置き、即ち今の米綿取引所倉庫の地是なり、蓋是時より、祿米券の外に、繰綿預り券をも加へて賣買したるを以てなり、降りて天明四年に至り、藩府は新川場町の民家播磨屋十を買收し、同五年これに移轉し、盛に取引を行ひたり、其地は同町極北西側にて、蓋米小路の角より南、凡二十間餘、面十五間三尺四寸五分、八十七間半其門前東側に蛭子神社あるは、亦同所の建設する所にして、其地も亦廣かりき、後維新前後に至るまで尙繼續して此處に存せしが、明治二年これを江波に移轉せり、然るに廢藩置縣の際よ

り祿米券御差紙の發行を廢止せしかば、會所は其創設當時の業務を失ふに至り、唯線綿の取引のみを行ひしと云ふ。

第三節 眞宗寺院轉派の紛議(一)

東派四箇寺

元和五年淺野氏入封の時、廣島眞宗寺院は東派に屬するもの明信院、超覺寺、西向寺、眞行寺の四箇寺にして、其他二十餘の眞宗寺院は悉く西派なりき、然るに寛永十一年の頃、眞行寺東派より西派に轉じ、慶安五年西向寺東派より西派に轉じ、其後年月不詳專勝寺西より東に轉派し、元文二年佛護寺境内十二坊の内、高宮郡上中野村品窮寺西より東に轉派し、茲に東西兩本山の爭論となり、東本願寺より幕府に出訴せり。

品窮寺馬朝の餘間昇進

是より先き享保十九年、佛護寺境内十二坊の内、高宮郡上中野村品窮寺の僧馬朝、餘間昇進の願として、京都西本願寺へ登らんことを佛護寺に請ふ、是に於て佛護寺は先づ從來の例規に遵ひ、總て本山より命せらるゝ事は違背せず、又佛護寺に對し決して我儘の所業を爲さざる旨の誓詞を認めしめ、之を

佛護寺に呈出し、上京の途に就かしめり、この誓詞は豫て西本山より佛護寺十二坊へ命じたる例格なり、既にして馬朝本山に抵れば、復た例格に據りて誓書を捧呈せり、其文に曰、

一札之事

一今度一代餘間昇進願上候、就夫被爲成御赦免候とも、御法式の通急度相守、對佛護寺殿我儘之働仕間敷候、勿論被致下知候事ども、少しも違背仕間敷候、若不届之儀有之候は、被遂御吟味官職被召上如何様共越度可被仰付候、爲後日證文如件、

享保十九年 甲寅十二月

興正寺御門徒東坊下佛護寺殿下藝州高宮郡可部

品窮寺馬朝 印

下間少進殿

下間 帥殿

嶋田主膳殿

一札の誓書是の如く整へ、將に一代餘間の官職を聽許せられんとせしが、品

窮寺法物の内、木佛免許の札及祖師繪傳の本山の控帳に記載あらざりければ、其事を質問ありしに、馬朝答へて謂ひけるは、此兩品とも、先年賜ふところは、毫も誤なきことなるに、本山の帖簿上に記載なきは、是れ本山役僧の過失と謂はざるべからず、今回彼の兩品を持參せんとせしが、此大切なる法物海陸心もどなく、敢て携帶せざりしと云へば、尙ほ重ねて詰問して止まず、是を以て馬朝の云く、然らば是より歸國し、速に法物を轉送して、劉覽に供すべし、若或は遲滯することあらば、縦令ひ官職を褫奪し、相當の罪に問はるゝも厭ふところにあらずと、因りて興正寺門主の役人に請ひて、保證文を書かしめ、漸く餘間の官職を得たり、

斯くて品窮寺馬朝の歸國するや、京都本山并に興正寺より佛護寺に對して、品窮寺が今回餘間昇進の際の事情を詳報し、若馬朝歸着せば、彼の法物を佛護寺へ呈出し、早く傳送すべきことを命じたれば、猶佛護寺に於て、十分其法物の調査を遂げ、速に轉送せしむべきことを嚴重に通告し來れり、是を以て佛護寺は品窮寺に對し、頻りに法物轉送の事を催促するに、數月を経て後、品窮寺は木佛免許の札を有せず、又祖師の繪傳は、先年頂戴せしを典物に入れ

品窮寺の轉派

たれば、今に於て寸時も之を出すこと能はずと云ひ、佛護寺に呈出せず、是に於て佛護寺は、尙法物裏書のことを糺明するに、品窮寺の文字なく、繪傳は品窮寺へ許與したるものにはあらずして、石州市山正蓮寺の繪傳を品窮寺へ典物に取り、流質として之を還さず、かの法物には本願寺門主染筆の正蓮寺と記せるを切り除き、改めて自坊へ賜はりし法物の如く偽造せることを明にせり、是等の吟味の爲め、享保十九年より元文元年に至るまで三年間延引せしを以て、佛護寺は其事情を本山へ通告し、本山は又佛護寺に對し、品窮寺は佛護寺の境内寺なれば、先例の如く寺社町奉行へ申告すべしと命令せり、偶、品窮寺の外、寺法の事に關し、本山より藩府へ照會の事もあり、佛護寺は命に従ひ、併せて品窮寺詐術の事をも申告せり、然るに是より先き、享保二十年二月十六日東本願寺より寺社町奉行に來書あり、其文に曰、

未得御意候得共、一筆致啓達候、彌、御堅固御勤可被成、珍重之御事に候、然者其御領内高宮郡可部庄上中野村品窮寺儀、唯今迄西本願寺派に御座候處、此度品窮寺並未寺門徒不殘召連、當本山へ歸參願候付、願之通被致許容候、向後未派に御座候間、左様御心得可被下候、右御届可申入旨、御門主被申付、

如此御座候、

正月廿七日

山本外記

七里彈正

稻波求馬

上田織部卿

下間治部卿

竹中文内様

木村野右衛門様

追啓、御城下寺町に有之候品窮寺舊地預之者共も致歸參候間、只今之通、彌品窮寺方致支配候様に被仰付可被下候、且亦歸參に付、末寺門徒共に相騒不申、品窮寺へ隨逐候様御申付可被下候以上、

是れ品窮寺は詐術を以て餘間に昇進し、本山の穿鑿に窮し、遂に轉派して自ら難を免れんと欲せしなり、この書狀の到來するや、寺社町奉行は之を佛護寺に告知す、佛護寺は大に驚き、抑品窮寺は佛護寺十二坊の内にして、境内僧なれば他の本山に改派するを得べきものにあらず、宜しく寺院法物ともに

佛護寺の驚愕

両本山の使僧
廣島に来る

襖奪し、之を佛護寺に交附せらるべしと藩府に請ふ、適々両本願寺の使僧廣島に來り、各主張する所ありしも、藩主吉長の江戸發駕に際したれば、藩府は三月二十日に至り、品窮寺の事は、藩主尙在府中は速に決定するに至るべからず、凡五六月までは遷延すべし、故に一旦歸京あるも、尙逗留あるも、兩使僧の意に任さん、品窮寺は國法上糺問すべきことあれば、禁足しありと通知せしかば、西本願寺使僧は、品窮寺馬朝が本山を欺慥したる大要を記して之を留め、四月朔日歸京の途に就けり、東本願寺使僧は遂に八月まで滞留し、品窮寺の轉派を妨げらるれば、幕府に訴訟に及ぶべしと主張して歸京せり、この時の實情を以てすれば、東本山の坊官より品窮寺改派通告の書翰に、末寺門徒悉皆歸參せし旨を記載すれども、其實は品窮寺の末寺十一箇寺の内、一箇寺も品窮寺へ從ふものなく、皆佛護寺の直末たらんことを請ひ來り、藩府にても之を許可せり、又門徒も十中八九は品窮寺に從ふ者なく、異論喧囂たり、且つ書翰の追啓に、城下寺町なる品窮寺舊地預り居る者歸參すとあれども、右舊地は今や町家に化し、家賣買の時も佛護寺にて帖切り地籍の改記を支配し來れり、故に其舊地を預る者あるにあらず、然るに品窮寺は之をも携帶

し去らんと欲し、斯の如く東本願寺に告知せしなり、東本願寺は品窮寺改派の請あるに遭ひ、已に之を收めんとするに當りて、圖らず障礙あるを以て、遂に西本願寺を幕府社奉行に訴へ、十二坊は佛護寺の塔頭にあらす派に改の障なしといふを以て、訴訟の題目となせり、西本願寺は此通告を得て、之を佛護寺に通告し來りしに、遂に京都・江戸・廣島三方の紛擾となりぬ、佛護寺は幕府より先づ江戸築地別院輪番中へ尋問あらんことを慮り、佛護寺の役僧實相寺を江戸に遣はさんと欲し、江戸社奉行及本山に請ひ、元文二年閏十一月二十二日宇品を發し、十二月十一日江戸に着し、築地輪番戒恩寺に其旨を告げ、圓淨寺隱居所に宿す、然るに實相寺の未だ江戸に達せざる時、十一月二十四日社奉行松平紀伊守より、築地輪番中一箇寺を其邸に召す、乃ち南林寺出邸せるに、先づ吏を以て問へらく、改派するものは寺法を背くとも、毫も改派の故障とならずと東派の輪番いへり、果して然るべき法式なるやと、南林寺乃ち歸りて、文書を以て之に答辯せり、其文に曰、

覺

一惣而、改派企候もの、適は歸依の者に而改派仕候者御座候へども、多くは

上ハ寺を疎み、先方に而直末に成候を好み、改派仕り、同末と爭論仕り、己れ申合難、相立時、改派仕候者有之、或は寺法相背候者後日の吟味を恐れ、改派仕候者有之、如斯改派仕候もの、意趣品々御座候、
一 改派仕付、寺法背候儀ハ不苦との儀、其品により一概に難申上候、寺法相背者、未及吟味内、改派仕候得者、本寺之吟味後手に相成候故、先々を追ひ吟味可仕様無御座候、寺法違背之儀、本寺より相知事既に吟味にかゝり候者、他へ走り候儀は、不法之至に候へば、何方迄も御斷可申上事に御座候、藝州品窮寺は本寺へ證文差出置、虚偽を以申掠め、吟味にかゝり候内、走候儀、絶言語候段、被遂聞召被下度候、以上、

十一月廿六日

南林寺
戒恩寺

既にして實相寺江戸に達す、築地輪番僧中熟議し、藩邸にも訪ね來り、留守居職野矢直之丞、福永助左衛門に對談する所あり、東本山出訴の後、佛護寺境内の事は、松平紀伊守より藩邸へ尋ぬる所ありしに、藩邸に於ては、十二坊の佛護寺境内なることは明瞭なる旨答辯あり、同年元文二年十二月二十八日、廣島寺

社町奉行竹中文内、中小姓頭に轉じ、同日久保田新五其後任となり、木村野右衛門右衛門と并に寺社町奉行たり、同三年品窮寺馬朝江戸に召喚せらる、三月十日江戸に抵れば、同十六日品窮寺と實相寺とは共に松平紀伊守の邸に召喚せられ、輪番僧戒恩寺藩邸留守居野矢直之丞相伴ひて出邸す、紀伊守は此日病氣を以て缺席し、大橋九郎右衛門より品窮寺及實相寺兩僧に對し審問する所あり、翌十七日元文三年三月品窮寺實相寺出邸すれば、松平紀伊守出で、再び對審す、四月五日紀伊守は特に實相寺を其側に召し、元和承應元祿等の文書を指し問へるに、地圖面境域不明にして、前後町家寺地と出入したれば、佛護寺境域とも定め難し、是に於て紀伊守は外に境内の證據となるべきものはなきやと問ふ、實相寺曰、外には證據となるべきものなし、唯往古より佛護寺境内の事は變更なく、即今の地は福島殿の時に拜領し、當國主に至りても屢々調査あり、地圖は佛護寺へ交附所藏せしめ來れり、尙ほ疑あらば國主役人を召して之を問はれんことを請ふと、更に品窮寺を召し、紀伊守より問ひて曰、汝本山にて法物の事を問はれし時、答ふる所如何と、品窮寺答へて曰、調査の品は悉く所持せりと述べたりと、曰、然らば本山の控帖になきは如何、曰、

法物所持せること決して偽なしと、曰、控帖になき法物ならば確なる物にはあらざるべしと、曰、品窮寺四代以前より所持し來れりと、曰、果して確かなる法物ならば、歸國の後ち直に呈出すべきものなるを、延引せし事由は如何、將た木佛は如何せしやと、品窮寺自ら窮して曰、實は質物に預けたるにあらず、火災を恐れて近隣の門徒の倉庫へ預けたり云々といへば、語未だ了らず、紀伊守曰、俗家は火用心惡し、餘間昇進もすべき志あるもの、何ぞ倉庫又は寶藏なども持べきに、火用心など、僞言するは不法なり、汝は寺法吟味の間改派せしに決定せり、斯の如き僞を言ふもの、其袈裟を着くべからず、早く脱却すべしと、兩人次の席に退く、同七日兩僧又紀伊守邸に召さる、前々日審問答辯の調書に捺印すべきを命せられ、兩僧捺印す、七月六日藝藩留守居野矢直之丞、築地輪番戒恩寺品窮寺實相寺の四人、牧野越中守邸に召喚せらる、松平紀伊守大岡越前守列席裁決して曰、品窮寺は佛護寺の寺内僧に決する上は、改派すべからざるものとすと、八月六日實相寺歸國す、九月二十七日西本願寺使僧戒恩寺來る、是れ品窮寺及十二坊に對し誠諭する處あらんが爲なり、蓋し品窮寺が改派を企つるは、十二坊共謀して漸く改派し、佛護寺境内を離れ

んど欲し、品窮寺先づ先驅して之を試みたるものなり、故に訴訟の事起るや、十二坊は常にこれを輔翼せしとの風聞あり、虚實知るべからざれども、佛護寺に於ては此風説を信用し、心甚だ安んぜず、事細大となく一々本山に内通せしかば、本山に於ても深く之を憂ひ、遂に使僧を擇みて之を下したり、使僧下りて後懇切に十二坊を説諭し、佛護寺に對して不敬なく、境内の禮式を堅く守るべき旨、文書を読みて之を示し、に十二坊は果して佛護寺に服するを好まず、各寺皆愁訴する所ありしも、戒恩寺悉く之を説諭せしに、皆止むことを得ず之に屈したり、而して品窮寺も歸國せしが、十月二十二日藩府は之を追院に處し、改派一件の局を結びしかば、戒恩寺も十一月朔日歸京の途に就けり、

西本願寺使僧十二坊に説諭す

品窮寺馬朝追放に處せらる

眞宗十五箇寺東派に轉せんと欲す

第四節 眞宗寺院轉派の紛議(二)

延享二年十二月專勝寺東派より西派に歸參し、寛延三年十一月二日

德榮寺 明教寺 正光寺 法正寺

萬行寺 勝順寺 誓立寺 專立寺

圓光寺 教念寺 專光寺 滿景寺

妙蓮寺 西應寺 了海

佛護寺の異議

の十五箇寺、西本山役僧の處置屢、當を失することあるを不満とし、東派明信院に倚り東派に轉せんことを藩府に請ふ、是時佛護寺これに對し異議を唱へて曰、十五箇寺の内、勝順寺、妙蓮寺は無住、了海は淨圓寺の寺内僧なり、無住と寺内僧とは寺法に於て改派するを得ず、無住の寺の改派するを得ざるは、改派す可き主なければなり、寺内僧塔頭の類の改派するを得ざるは、先年品窮寺改派の際、幕府の裁決を仰ぎ改派を許されざれしに因りて明らかなり、故に藩府若此の改派を聽許せられんか、兩本願寺の爭論となり、遂に再び幕府の裁決を煩はすに及ぶべしと、明信院の曰、勝順寺は無住なれども、東派に轉せざる前は德榮寺觸頭にて、九ヶ寺正光寺、法正寺、萬行寺、勝順寺、誓立寺、專立寺、圓光寺、專光寺、滿景寺へ萬事御預なり、されば九箇寺より證文とり置き轉派を許可したり、特に勝順寺は、去年寺法に背きし事ありて、西本山より閉門申付られぬ、眞に無住ならば寺法を背くべき主もなく、咎めを蒙るものも有らざるべしと、又曰、妙蓮寺僧は近こ

明信院の辯解

西本願寺使僧
廣島に來る

ろ病死せしも、病中新發意品受に遺言し、十四箇寺と意を合せ、一列轉派すべしとの一札を差出せり、其證文を品受より引き受けぬ、最後に了海は淨圓寺の境内僧にあらず、町地にて淨圓寺は唯、上は寺といふのみなれば、直ちに轉派を許したりと、同年十一月晦日西本願寺使僧大仙寺は廣島に來り、十五箇寺轉派のうち勝順寺、妙蓮寺は無住にして、了海は境内僧なれば、非法の改派なるを以て、愈、西本山より幕府へ訴訟し裁斷を請はれんとする旨を藩府に告げ、且來る未の年寛延四年八月まで、他の寺院より改派を願出るも、一切これを受理せられざらん事を依頼して京都に還る、斯くて寛延四年正月二十日城下十五箇寺改派のうち、教念寺、西應寺、先非を悔ひて西派に歸參す、是れ十五箇寺の僧は一旦東派に改派せしも、其門徒多くは之に歸服せず、各自勝手に西派の寺院に轉せしが故に、十五箇寺の門徒減少し、日に月に衰微せしに因り、此二箇寺は改派後僅かに二三箇月にして、他の寺院に先だち歸參せしなり、殘餘の十三箇寺も亦西派に復せんと欲するの意あり、

是時明信院より藩府に上申して曰、

東方へ歸參十五箇寺の内、教念寺、西應寺二ヶ寺、間もなくまた西方へ改派

西本願寺使僧
再び廣島に來る

せしは、あまりに輕卒こゝろえがたきによし夫はそれにして置き、殘十三ヶ寺の者、寺法吟味の事あるにより、右吟味の間、當年中改派申出るとも、きき届けたまはるまじ云々、

と、藩府にては、勝順寺、妙蓮寺、了海の三寺を除き、其他の十箇寺は、今年中改派を許可せざる旨を指令せり、

同年正月西本願寺使僧信光寺廣島に來り、二月八日廣島町御奉行松田半兵衛、鳥井九郎兵衛と一町目御客屋に會し、信光寺は私かに兩奉行に語りて曰、

ひそかに申入れたき事あり、勝順寺、妙蓮寺二箇寺の事なり、無住改派と、のはずといふ則を以て、公儀藩府をへ訴へなば御沙汰ともなるべけれど、さるにては公儀へ厄介を備へ、恐れおほく、且御國方へ對しても如何がはしきに、なにとぞ平穩の取計らひあらまほしく願ふ折から、幸なるかな、右兩寺改派の先非を悔ひ吾本山へ歸參の内願あり、御國法ゆるしたまはば、公儀へ訴るにも及ばず、事穩に落着しぬ可し、

と、兩奉行は對へて曰、

近頃西本山より東方へ轉派十五箇寺の内、教念寺、西應寺は早く歸參しぬ、

殘十三箇寺當年中改派留めの事、明信院の願にまかせ聞届けぬ、されど其内勝順寺、明蓮寺、了海の三箇寺は、いさゝか異論あれば、もし西本願寺より公儀へ訴へ出られ、御引戻にならんも、斗り難ければ、此三箇寺を除き、殘十箇寺の事は聞届けおきぬるよしうけがひけるに、今まさに公儀へ訴出られん事は知らず、尋常の歸参き、とゞけなば、明信院への約束違ひぬる事となり、同院かしくまるまじきに、なかなか公儀へ訴へ出られん外は、あらじ、さるも好まれずば、時節を待れかし、又了海事、國方舊記しらべ合しも、同僧申出の如し、さらに淨圓寺境内僧には非らず、佛護寺の一説、故もなき空言なり、

東本願寺使僧
廣島に來る

妙蓮寺其他寺
院の歸参

と、信光寺京都に還る、同年七月東本願寺使僧盛泉寺廣島に來り、藩府に依頼して曰、先きに明信院より、去年改派して東派に屬せし寺院は、いづれの本山より改派の案内ありども、本年のうちは受理せられまじき旨願出でしも、尙本山より免許の畫讀裏書改め濟ざる内は、領掌たまはるまじく、右濟めば、明信院より案内申出づべしと、藩府其請を納れず、寶曆二年五月妙蓮寺勝順寺、專立寺、專光寺、誓立寺の五寺西派に歸参し、寶曆三年超覺寺東派より西派に

轉じ、天明四年三月了海西派に歸参し、文政四年六月正光寺も亦西派に歸参せり、

第五節 廣島近郊の所屬

新開奉行を置
く
町奉行と郡廻
りの紛議

廣島市街の近郊二十八ヶ村は、概ね廣島築城以後に開拓せし所にして、從來これを新開と稱し、以て廣島市街に附屬し、町奉行の所轄に置きしが、寶曆七年六月二十三日藩府は新たに新開奉行を置き、郡廻りの兼務と爲し、其民政を舉げて悉く之を郡廻りの支配に屬しぬ、是に於て當時郡廻り湯川傳兵衛は、廣島町奉行より其事務の引き繼を受けんとせしに、町奉行松田半兵衛能勢十太は、異議を唱へて、容易に之を肯んせず、遂に藩府の決裁を仰ぐに至りしに、藩府は新開民政一切の事は郡廻りの支配に屬すべく、唯寺社は舊に依りて町奉行の支配たるべしとの判決を下したり、會、石州津和野藩主龜井能登守、廣島城下を通過す、例に他國藩主の通過するや、本藩より卒を出し、爲に先驅喝道を行ふ、郡廻り湯川傳兵衛、因りて銃卒を郊外の巷街に出して之を

送迎せんとす、町奉行松田半兵衛能勢十太は共に之を拒みて曰、新開町の郊外街を依然町奉行の所轄に屬す、且各新開も亦未だ事務の授受を了せず、今日喝道の命を下すは尙町奉行の任なり、郡廻りの之を行ふは越權なりと、是に於て紛議復た起る、藩府因りて判決して郊外の六巷街、東愛宕町、西愛宕町、空鞆町、左官町、天満町、西地方町を以て、總て郡廻りの支配に屬せしむ、議乃ち寢む、是れ寶曆七年の事なり、後ち三十二年を経て、寛政元年十二月十五日辰重世の治、藩府は新開奉行を廢し、廣島城下町新開とも悉く町奉行の支配に復せり、

新開奉行を廢す

新開奉行表

寶曆六年より寛政元年に至るまでの新開奉行を舉れば、左の如し、
 寶曆六年六月廿三日郡廻りの内より相勤む
 寶曆十二年二月廿四日依願隱居
 湯川傳兵衛
 自寶曆十二年二月廿四日
 山田甚五郎
 至明和二年十二月四日轉作事奉行
 伊藤郷助
 自明和二年十二月四日
 百々勘左衛門
 至安永六年七月廿六日轉宮島奉行
 小出次左衛門
 自安永六年七月廿六日
 高槻半彌
 至天明二年二月廿五日病死
 自天明二年二月廿九日
 自天明三年六月九日轉勘定奉行
 自天明七年七月廿七日轉宮島奉行

自天明七年七月廿七日廢止
至寛政元年十二月十五日廢止

土屋喜右衛門

第六節 替者扶助法

廻在一飯

元和五年淺野氏入封以來替僧座頭替女には廻在一飯と稱する特別救助法の設けありき、是れ替者には郡村一夕の寄食を許し、其費用は人民の課役に附するの法なり、爾來漸く弊害を生じ、替者の廻食する多くは廣島近郡に止まり、敢て遠郡に及ばず、或は群を爲して入り耕稼の繁を厭はず、農民頗る之を煩とす、寶曆五六年凶作相繼ぎ、米穀窮乏す、是に於て藩府は替者の各郡に廻食する事を禁じ、只其郷里の扶助を受けしめ、同七年また改めて替者の扶助費を郡割金に入れ、其品格の尊卑を問はず、替者一人一日五合、替女一人一日三合を給與するの法を立て、稱して「居扶持」といひ、各郡の石高に應じ、其地の米價に據り銀を以て徴收し、毎年六月及十一月を期とし、之を檢校に附し、以て各替者、替女に頒與せしめたり、而して其事務は各郡の代官毎歲交番して之を掌らしむ、但三原尾道三次及宮島の四町は、其地の胥吏より之を分配し、

居扶持

官途銀

其他各郡村に住居し未だ座頭たるの資格を得ざるものにも亦其郷里の村吏より分配せしむ初め替者廻在法の行はれし時は官銀を受くるの外に郡村一私人よりも施與を受くるを以て其利するところ甚だ多かりしが一旦法を變ずるに及びて其得る所大に減せしが故に替者の愁苦を藩府に訴ふるもの少からず是に於て藩府は別に「官途銀」として毎年銀五貫目并に各檢校より銀二百目を出し之を各郡石高に應じて分配せしむるに至れり。

【参考】

- 一座頭五合ヅ、盲女三合ヅ、并官金被下候事
 - 一町方分貳百三拾九石四斗 居扶持米
 - 一官途奉加銀五貫目外貳百目 失却入用
 - 一以來纜米銀にても一統之奉加者不相成候事
 - 一去ル申年之人數を以相定増減不承届事
 - 一米千三百三拾壹石七斗三升七合
 - 一同貳百五拾五石六升
- 廻在相止居扶持ニ
相成候付徳用米ニ
五合三合之積ニ相
成候付徳用米
- 拾六郡

七百八拾四人

盲座
女頭

内

百三拾九人

廣島

百〇八人

盲座
女頭

右之通寶曆七五年段々示談之上相極之

第七節 町出役銀並諸續銀定格

寶曆二年三月藩主宗恒の襲封後未だ幾ばくならざるに同年十二月十四日江州比叡山延曆寺山門中堂并に諸堂社修覆公役の幕命あり此公役は始め經費豫算十五萬兩を要し其出途に苦みしかば藩府は廣島の富豪に内諭して献銀を爲さしむ之を山門御用寸志銀と稱し總銀七拾五貫二百七十四匁餘を献す寶曆四年藩府更に封内人民に令して山門御用銀を納めしむ是時廣島市民より納めたる総額實に銀千二百五十七貫六百目 其内銀千二百〇六貫
六百目町方銀五十壹貫目新開方の巨額に達せり然るに之に次ぎて廣島城下にては火災水難蝗害風

損荐りに臻り、寶曆三年二月五日水主町火あり、百〇二戸を焼き、同年廣島近郊木綿凶作し、下民困窮す、藩府は前年の貸與米四百〇三石餘の返納を免じ、又租米知行高十分の一を免じて、以て其救助に充つるに至る、同年十二月十三日稻荷町出火、民家百九十六戸を延焼し、五年秋封内蝗害あり、且八月二十四日夜暴風雨、次で洪水あり、封内の民舎二千三百餘戸を崩潰し、田畑損害十二萬石なり、同六年正月二十二日小屋町今の天満町火あり、延焼百〇九戸、尋で二月荒神町出火、延焼四十戸に及ぶ、同七年七月二十六日封内晝夜暴風雨、高汎あり、民屋二萬七千餘戸を崩潰し、田畑の損害五萬二千餘石に達せり、前代院時既に屢々災異あり、人民の困窮已に久し、而して更に此公役と災厄に遭ふ、是を以て廣島城下の市況沈衰し、人民困憊し、市内の課役納税を怠るもの甚だ多し、是に於て藩府は力めて民力を休養せんと欲し、寶曆七年十二月令を發して、市内課役租税の率を輕減し、諸續銀しよつぎんの數を省減し、且つ所定の銀額を示し、以て必ず之に準據せしむるの制を布くに至れり、

近年町方及衰微、家持共町出役銀出し兼候ものも數多有之、町役人共致難澁候段相聞へ候、右出役銀類諸事往古か不相應之儀も有之、諸續等多き候

趣相聞へ候に付、此度萬端取締め、諸續も定額申付候條、左之通可相心得候、尤來卯正月か相改可申事、

一家帖切之節

- 諸口貳束 町年寄
- 同 壹束 同組頭
- 銀 貳匁 肝煎
- 同 貳匁 筆取

但家讓請其日直に賣拂候家は讓之祝物請不申、買候者か祝物出させ候事、

一家賣買之十歩一銀、此後は不殘其組々大年寄用場へ可差出候、半方は其儘立關え差出し、半方は大年寄月番も仕集置、儘成ものへ預け置、利走仕せ候て、此後町方不時物入有之節、臨時之諸續等相止、申談候上、右銀を以て要用相達し候事、

一御歸國御發駕之節、町役人共石見屋町え罷出候故、正光寺へ立宿仕候付、右爲禮物銀壹枚遣候間、此外に町々か謝禮仕間敷事、

- 一 水丁場之節、町役人出張所、此儀此後相止可申候、年番大年寄より禮物可遣事、
- 一 出火之節、町夫出方、別紙被申付候、出夫を減し候條、於場所働有之ものを選可差出事、
- 一 御大名通り之節、肝煎之者前後四人罷出候、唯今迄者一組切に代り候得共、此以後代り合不申、町中拂押可仕事、
- 但、此以後認不申付候間、焼飯成共持參可仕候、不時之勤着物も改め罷出候間、人名書留め置、每暮大年寄か心を附可遣候事、
- 一 五組申合、此度々大年寄大割年番と唱候而、諸事請銀仕候而、何角諸拂每暮勘定を五組町々家持共迄も披見仕せ候事、
- 一 大割水主役其外諸續物共、別紙一町限り定格帖面相渡候間、此已後は毎月續立可申事、
- 一 此度諸役帖定格之續申付候間、何事にても不時續仕間敷、尤町々にて變有之、格別之入用に候ハ、年番大年寄か拂可遣候、溜銀も無之候ハ、不時に其譯を立續可申付事、

- 一 諸職人水役銀も此後一ヶ月銀續立可申候、若不差出者有之候ハ、人名可申出事、
- 一 町々にて至而困窮者有之節、唯今迄其町内續候而救遣し候得共、此後者難澁もの有之節者、其組々大年寄え申出、年寄より救銀可遣事、
- 一 町門作事有之候ハ、其組々大年寄え可申出候、左候ハ、見分申付、其上にて作事可申付候、入用銀者年番大年寄か渡可遣候事、
- 一 町々にて貯銀有之町も有之由、有餘も候ハ、唯今迄之通町續を減じ町銀にて足し、拂可申事、
- 一 自身番見廻り番其外出張中番杯、此以後相止め、町中家持とも申合、家來又は雇ひ之者に而も貳人ツ、立番計被仕、隨分嚴重に不怠夜中不絶見廻り可申付事、
- 但、物騒之節、臨時に増番或は革田を廻し候儀者、家持とも申合、勝手次第之事、
- 一 町々にて月行司も其儘有之可然存候間、是又家持共申合、月行司定め置可申候、御大名通り其外とも、辻押等も隨分減じ差出し可申事、

- 一 宗旨判形人改之書付、町中か取集め之節、人壹人に付鳥目貳錢づ、唯今迄差出させ候由、此後者書付斗取集め、鳥目出させ候事相止め可申事、
- 一 町家作事有之節、其組之大年寄え申出、示談之上作事可仕候、尤右入用銀者、丁銀にて拂可申候、當分差問候ハ、年番大年寄か取替可遣事、
- 一 町々にて野非人相果候節、取捨之入用唯今迄町續にて差出候へども、此已後者年番大年寄か拂可遣事、
- 一 町々にて捨子有之節も右同斷之事、
- 一 借屋住之もの共、宿賃相滞相聞へ候、此度借屋懸り物も多は無之候間、若宿賃滞候ハ、役人共吟味之上、家請人え相渡し可遣候、勿論借屋之もの共不風俗之渡世仕候ものも有之候ハ、相改、借屋明させ、家請人え可相渡事、
- 一 家賃之儀定法も有之候處、兎角流合、難澁有之候様に相聞候間、役人共裏書も有之質物候條、貸主申出を用捨も可仕候間、限月并待月も過候ハ、役人共か貸主手前急度相しらべ、埒立可申候、若存寄有之候ハ、訴出可申事、

- 一 五組町々門番人、唯今迄者給銀等遣し定置候得共、此後者御在國之節者門番人に不及、其町之肝煎請持に仕置、御留守年斗、門番人差置可申候、此賃銀并油錢共、年番大年寄か拂可遣事、
- 一 町々に寄り年寄役へ袴代遣し來候由、時節柄に付此度相應に相減じ候事、
- 一 寺社え町々か例年之初穂銀も相減じ可然候、此段は存寄之趣、其組之大年寄へ可申談事、
- 一 此後寺社え何事によらず町續にて寄進等之儀、曾而仕間敷、都而出役に懸り候物入之儀者相止め可申候、
- 一 町々にて役に遣候紙筆墨、此後員數を極め渡し候間、不時入用も有之候ハ、其組之大年寄へ可申出事、
- 一 町々にて諸續借屋へも懸ヶ來り續候分は、其儘借屋之ものか續取可申候、尤疑ひを生じ不申候様に其意味得斗申聞せ續可申候、定之外、内證續など仕候ハ、家持借屋のもの共か町役人え訴出候様に兼而可申付置候事、

一横川草田番所へ五組より給米并油錢は、只今迄之通續立可遣事、
一町々に寄り有銀有之由、當時いか様に仕附有之段、勘定帖認メ、其組之大年寄え可差出事、

一町々にて知事と唱候而、毎年役人共并組合之もの打寄り算用仕候由、此儀者已後相止め可申事、

一右之通、諸入役減じ候間、此上隨分減じ可然品も有之候ハ、心を附可申出候事、

一町々諸續之請拂并町銀を出役へ足拂、家持と續高、貸家之もの續等分りを、毎暮に勘定帖面其組之大年寄へ可差出事、

右之通相心得可申候、尤此段町々五人組合并家持共えも不洩様可申聞候、勿論ヶ條に洩候事有之候ハ、役人共も無用捨可申出候、以上、

丑極月

五組町々役人共

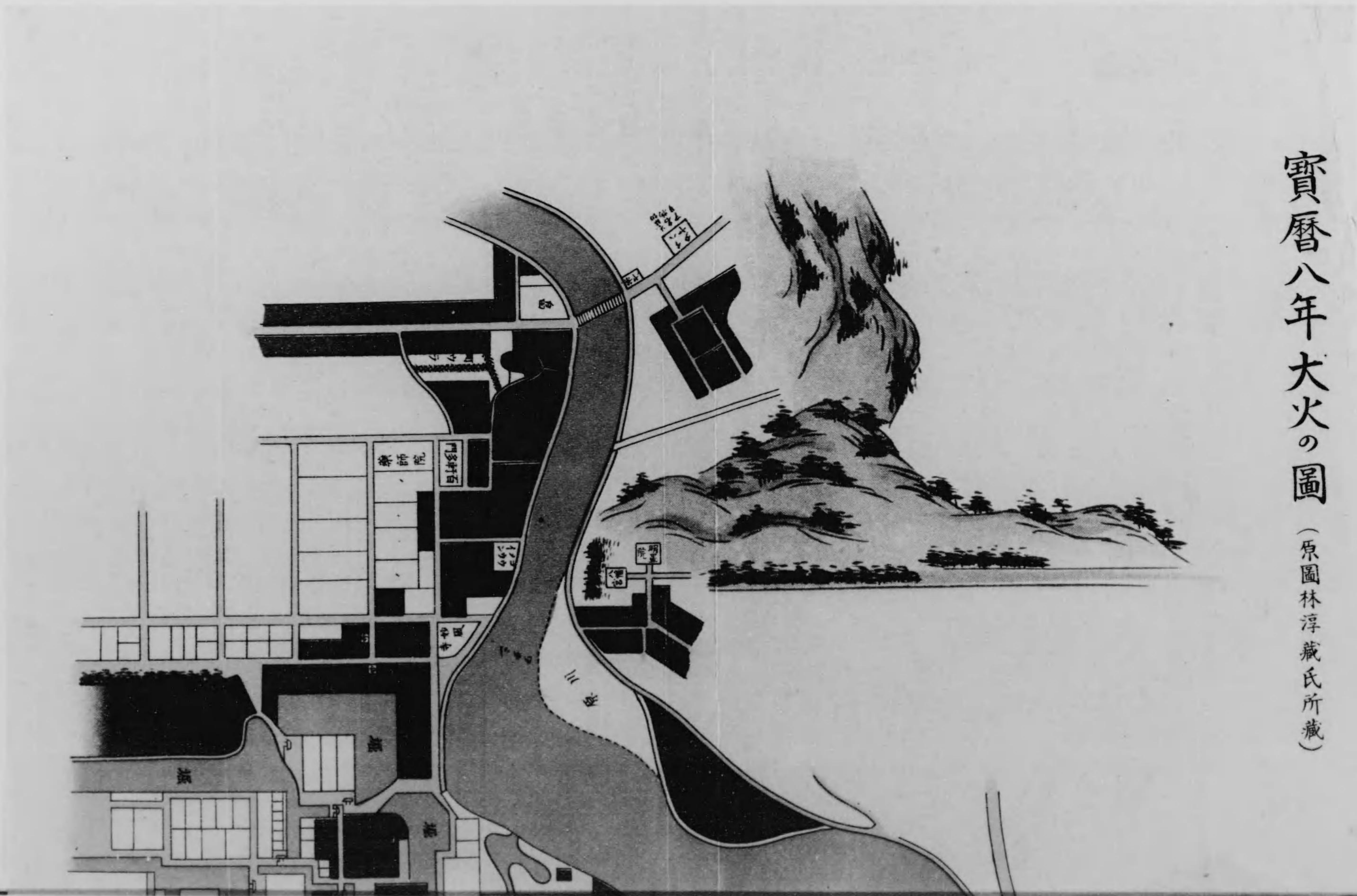
第八節 寶曆の大火(一)

四月三日の大火

寶曆八年四月三日廣島大火あり、是れ築城開市以來三百餘年間、無比の最大火なり、此日申刻今の午後四時頃白神五丁目今の大手町五丁目西側なる今津屋伴藏の掛持家より出火す、會西南の烈風あり、火勢猛烈、遂に同町の民家七十五戸、四丁目八戸、尾道町七十五戸、蓋屋町六十八戸、革屋町七十六戸、紙屋町百二十四戸、猿樂町十一戸、袋町百十二戸別に妙蓮寺あり、西魚屋町二百十三戸、鐵砲屋町三十二戸、平田屋町六十七戸、立町八十二戸別に番立寺あり、研屋町百三十戸別に勝順寺あり、播磨屋町七十三戸、車屋町百三十戸、東魚屋町七十七戸を焼き、火焰郭内に入り、矢倉四基、城内八町馬場官廩、栗林御用屋敷、宇津天神社不明門内にあり、士宅若干を焼き、燄々天に漲り、尙八町堀鐵砲町上流川町、幟町に延焼し、泉水館今の泉邸、超覺寺、侍士邸宅百八戸を焼き拂ひ、火勢衰へず、東白島町堤防下二十九戸及妙風寺後面より九軒町全部七十四戸并に百軒多門の東側に至り、是より更に神田川を越えて牛田村に移り、九十四戸別に安樂寺ありを焼く、民家合せて千四百二十三戸、町倉五十五棟を蕩盡し、四日曉寅の刻今の午前四時頃、茲に一旦鎮火を告げたり、然るに同日白神社後

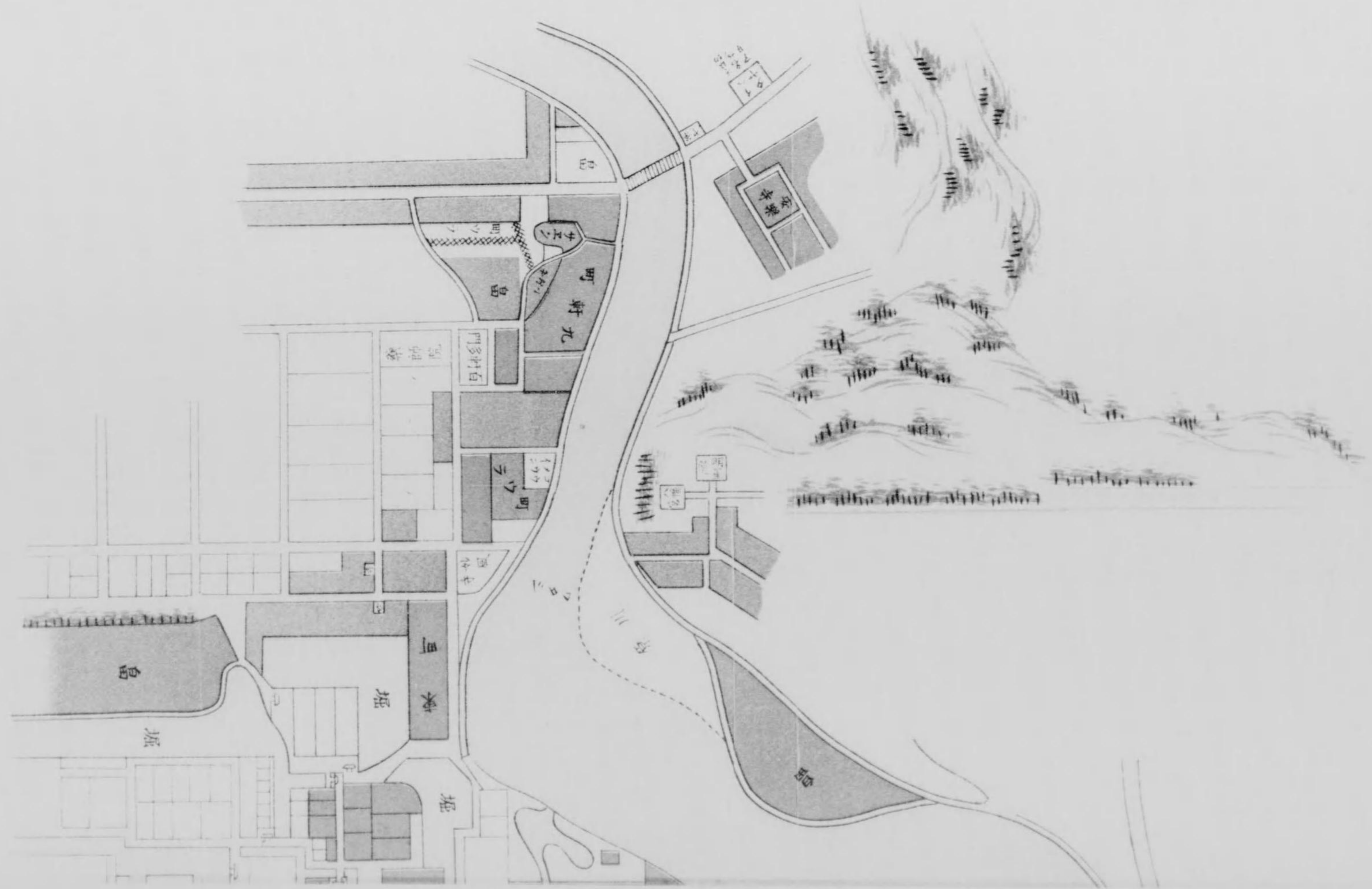
四月四日の大火

の國泰寺境内松樹一に楠樹なにも云ふに餘燼あり、未刻今の午後二時頃より再燃し、白神社本殿を焼く、會西風あり、火勢を煽起し、小町國泰寺、侍士邸宅六十四戸、新川場町民家五十七戸別に戒善寺、妙慶院、正清院、同所、稻荷社あり、官廩二所等を火き、竹屋板橋を焼失して、官有紙藏今の三川町、廣島地方裁判所南半、竹屋町二百十四戸別に圓隆寺あり、竹屋新開二百四十五戸、下流川町侍士邸宅別に常林寺あり、田中屋敷今の田中町、興徳寺及御普請方役所あり、下柳町別に松生院、興禪寺あり、藥研堀禪昌寺にあり、延焼し、更に京橋川を越えて、東柳町民戸百十四戸、稻荷町西組九十九戸、稻荷町中組九十二戸、稻荷町東組二百戸、比治山町百五十五戸、茅屋町今の金屋町、別院、淨念寺あり、松川町妙詠寺、法正寺あり、段原村百七十一戸別に勝樂寺、長生院、黃幡社あり、以上民家合せて、殆んど二千戸を烏有に歸し、翌日酉の刻今の午後六時頃に到りて鎮火したり、此三日の間、侍士邸宅の罹災せるものは前記の外二百〇八戸但、自宅之類を除き、御歩行組以下食祿者九百七十戸、拜領家四十五戸なり、而して民家は前後合せて三千九十餘戸に及び、其他神社四寺院二十一、武家藏五十二、町藏七十五、矢倉四、罹災し、廣島中央以東は殆んど全く焦土に歸せり、此災後藩府は之を機として、市區を改正し、更めて分割を行へり、是れ御普請方の司る所にして、當時「惣割替」と稱したり、而して若し宅地變更の際、燼餘の倉庫にして他家の境域内に入るもの、又は



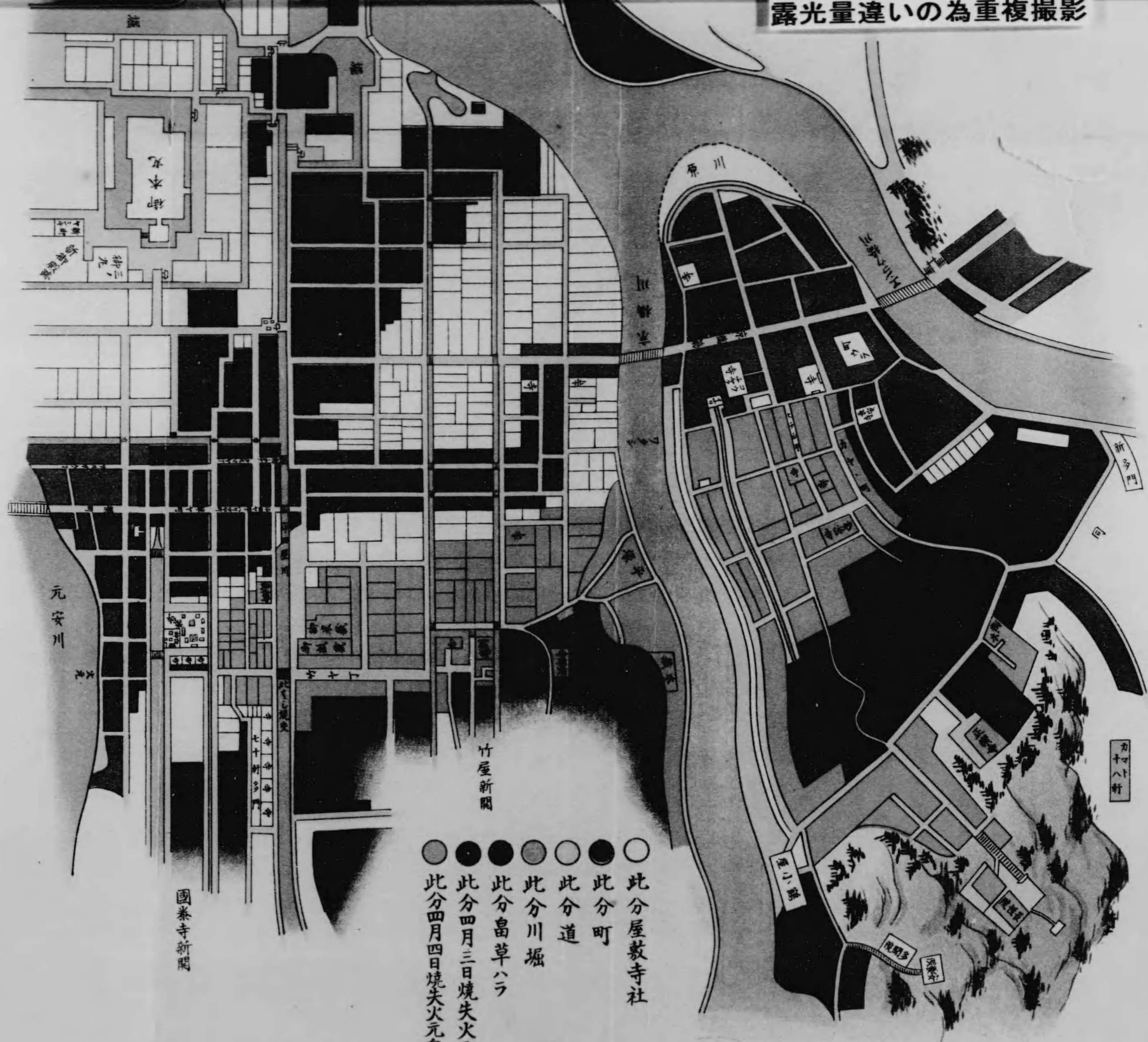
寶曆八年大火の圖

(原圖林淳藏氏所藏)



寶曆八年大火の圖

(京圖林浮蔵氏所蔵)



- 此分屋敷神社
- 此分町
- 此分道
- 此分川堀
- 此分畠草ハラ
- 此分四月三日焼失火元五丁目
- 此分四月四日焼失火元白神本社

國泰寺新聞

竹屋新聞

元安川

元川

三條川

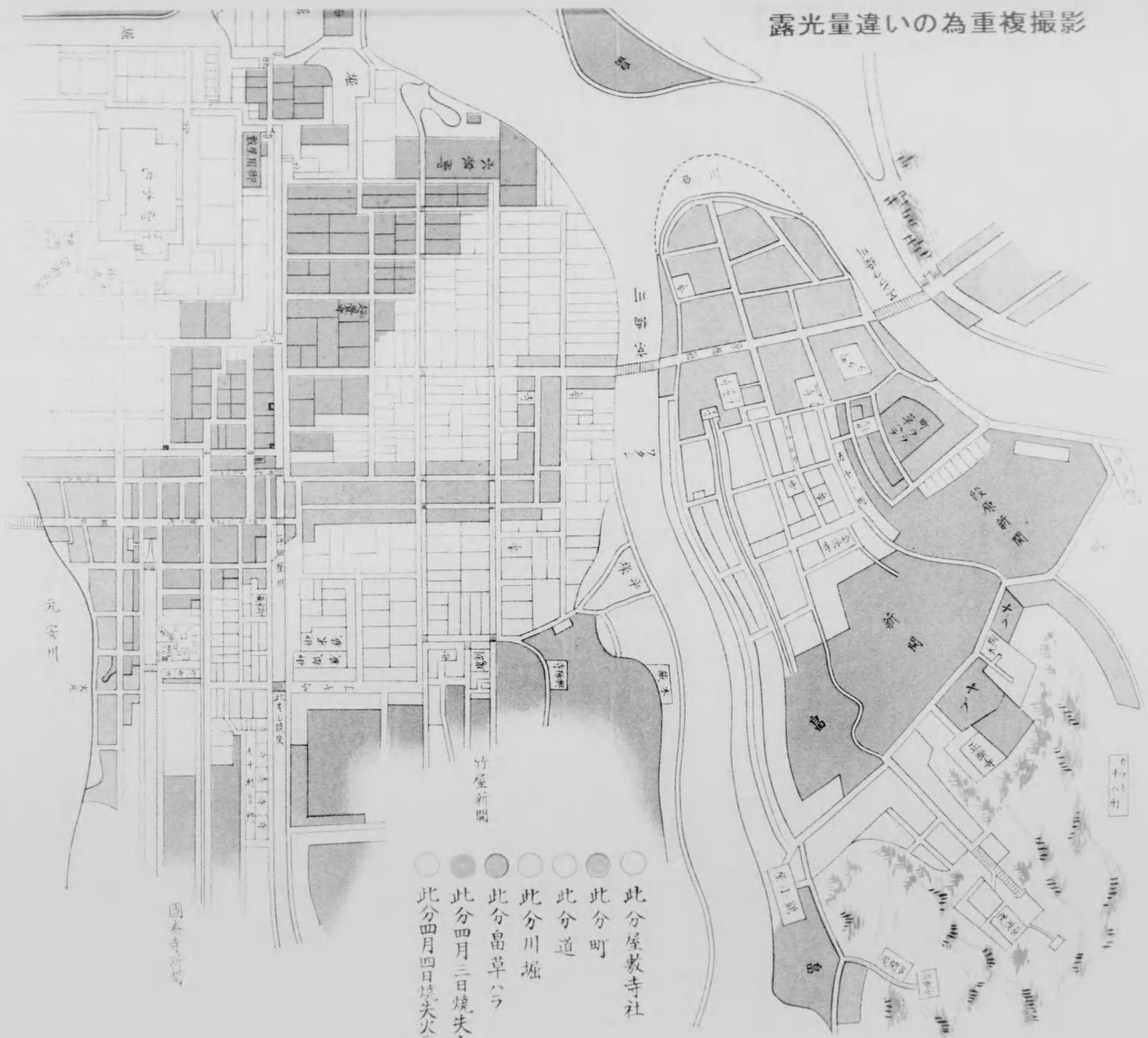
新多門

カマヤ軒

虎町

山崎

元川



- 此分屋敷神社
- 此分町
- 此分道
- 此分川堀
- 此分畠草ハラ
- 此分四月三日焼失火元五丁目
- 此分四月四日焼失火元白神木社

國春寺新開

元安川

六波部

三條

多門

長本

竹屋新開

區家新開

新

富

力十八町

力十八町

力十八町

倉引料

下倉

東西町奉行の
役宅

他家の倉庫にして自己新所得境域内に入るものある時は、倉引料と稱して其移轉費用を官給せり、斯くてこの惣割替の爲め空地を生じたりしかば、藩府は舊三次支藩の士卒に其地を願與し、地位の卑きものをして此に住せしめ、其妻子を三次より招致する事を得せしめ、而して新川場町の官有米廩を移して、竹屋村西堤防の下に之を新築せり、世に之を下倉と稱す、

此大火に因り、研屋町口御門の東側なる町御奉行八木治兵衛、其東隣藩士八島六左衛門、及立町口御門の西側なる藩士松浦百右衛門の邸宅亦罹災す、是に於て西町御奉行能勢十太は藩府に建議し、此三邸址に東西兩町奉行の役宅を新築し、又其中間八島六左衛門の邸址に吟味拷問場揚り屋等を設置せんことを請ふ、同年五月朔日藩府之を允許す、是より東西兩町奉行の役宅、研屋町立町兩門内に駢列することゝなれり、

第九節 寶曆の大火 (二)

寶曆八年は藩主宗恒述職して江戸に在り、四月七日藩府御年寄寺西藤藏、淺

藩府大火の慘
狀を江戸に報
す

野内膳より飛檄して大火の慘狀を藩主に報ず、十六日藩主は此報に接し、驚愕悲愁措く能はず、遂に致仕の念を促すに至る、輒ち返書して曰、直ちに金二萬兩を支出して、罹災民の救済に充て、菩提所國泰寺境内の靈廟及藩庫の罹災せるものは直ちに再建に着手せよと、

御返翰(濟美錄所載)

一去る六日之紙面、今十六日相達、令披見候、如察我等無事旅行、去五日參府、同十三日上使に而蒙上意忝次第に候、昨十五日參觀之御禮申上悦存候、善次郎菊姫へも久々に而對面致大慶候、今度者能姫婚禮に付而、早々か何角世話多く賑々敷有之、彌以物入者有之、扱々可致様も無之候、
一其他子供無事、久米之助床拂も去る五日祝候由、珍重候、
一去る三日申刻比、五丁目出火、坤之風強及大火候、同四日未之刻、白神か出火、是又及大火旨、委細之儀は主馬頼母方へ申越、一々及披見あされ申候、天變地妖者覺悟之事ながら、去年當年と打續水火之災、扱々恐入候事に而候、兼々申候通、我等身之上者、十分と申者にて、とかく隠居可然と存寄候故者、右之變に而一ツ思當候、物盛非常之變あると申事は古來申

傳候、何分にも思當候通に可然筋に候、物入多凡二萬兩も出銀と存候旨、左候得者三萬兩に者及可申候、靈屋藏々ハ延引も難成と存候旨、成程尤に存候、追々存寄ハ可申付と存候、差向能姫婚禮用多、則今十六日者結納之儀式も有之候、禍福ハあさなへる繩之如しと老子も申候通、的中申候、萬事ハ追々可申入候、以上、

四月十六日

寺西藤藏とのへ

淺野内膳とのへ

猶々奥頼母用向濟候得ハ罷歸候間、其節猶又申述可申候、以上、

是時藩府の米廩類焼し、其損害米一萬石に及ぶ、然れども城中及諸郡沿海の米廩に蓄藏せる所の儲米未だ多かりしを以て、幸に騷擾せずして止み、又諸士の祿米は米券を發行して一時應急の策を成すを得たりと云ふ、同日藩主は幕府に封内大火の大要を上申し、五月二十四日再び其詳況を上申せり、其文に曰、

藝州廣島城下、四月三日申の上刻、本町五丁目今津屋伴藏と申者所か出火、南西風烈及大火、翌曉寅の刻、火鎮り申候、同四日未上刻、同城下白神明神本